

有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月1日
(第10期) 至 2021年3月31日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と同時に提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第10期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
4 【経営上の重要な契約等】	53
5 【研究開発活動】	53
第3 【設備の状況】	54
1 【設備投資等の概要】	54
2 【主要な設備の状況】	55
3 【設備の新設、除却等の計画】	57
第4 【提出会社の状況】	58
1 【株式等の状況】	58
(1) 【株式の総数等】	58
(2) 【新株予約権等の状況】	60
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	76
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	77
(5) 【所有者別状況】	77
(6) 【大株主の状況】	78
(7) 【議決権の状況】	80
2 【自己株式の取得等の状況】	81
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	81
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	81
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	81
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	81
3 【配当政策】	82
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	83
第5 【経理の状況】	125
1 【連結財務諸表等】	126
(1) 【連結財務諸表】	126
① 【連結貸借対照表】	126
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	128
③ 【連結株主資本等変動計算書】	131
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	133

⑤ 【連結附属明細表】	209
(2) 【その他】	213
2 【財務諸表等】	214
(1) 【財務諸表】	214
① 【貸借対照表】	214
② 【損益計算書】	216
③ 【株主資本等変動計算書】	217
④ 【附属明細表】	223
(2) 【主な資産及び負債の内容】	223
(3) 【その他】	223
第6 【提出会社の株式事務の概要】	224
第7 【提出会社の参考情報】	225
1 【提出会社の親会社等の情報】	225
2 【その他の参考情報】	225
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	226

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第10期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役執行役社長 高 倉 透

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 岡 澤 亮 太

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 岡 澤 亮 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,261,272	1,350,946	1,467,916	1,535,401	1,380,434
うち連結信託報酬	百万円	99,870	100,591	103,911	99,816	102,883
連結経常利益	百万円	196,383	232,661	256,411	257,658	183,155
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	121,446	153,986	173,889	163,028	142,196
連結包括利益	百万円	155,354	231,696	93,925	△23,974	201,137
連結純資産額	百万円	2,791,682	2,872,325	2,730,356	2,590,907	2,722,556
連結総資産額	百万円	65,453,725	68,356,798	57,029,113	56,500,552	62,163,876
1株当たり純資産額	円	6,437.57	6,897.36	7,008.67	6,822.48	7,192.07
1株当たり当期純利益	円	317.24	403.91	458.91	434.31	379.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	317.15	403.75	458.64	434.03	379.41
自己資本比率	%	3.76	3.83	4.65	4.52	4.33
連結自己資本利益率	%	5.01	6.05	6.58	6.25	5.41
連結株価収益率	倍	12.16	10.66	8.66	7.19	10.16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,533,343	2,840,458	374,318	△2,395,306	6,553,089
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△339,358	△745,854	△225,399	△631,459	△475,494
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	26,026	△76,869	△136,766	△85,323	△219,723
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	24,531,391	26,540,249	14,079,768	10,960,024	16,799,146
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	22,143 [2,673]	22,351 [2,547]	21,498 [2,141]	21,658 [2,149]	22,139 [2,193]
信託財産額	百万円	188,467,733	201,698,118	211,350,067	224,425,327	239,846,590

(注) 1. 当社及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益	百万円	58,218	57,301	123,149	97,597	60,855
経常利益	百万円	50,378	49,337	116,190	92,640	55,901
当期純利益	百万円	50,376	49,333	127,717	93,858	56,637
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数 普通株式	千株	390,348	390,348	390,348	375,291	375,291
純資産額	百万円	1,487,288	1,479,082	1,548,721	1,570,044	1,570,441
総資産額	百万円	1,968,108	2,076,512	2,203,492	2,224,754	2,203,450
1株当たり純資産額	円	3,886.44	3,884.77	4,087.87	4,189.14	4,190.18
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	130.00 (6.50)	130.00 (65.00)	140.00 (65.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)
1株当たり当期純利益	円	131.59	129.40	337.06	250.04	151.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	131.55	129.35	336.86	249.87	151.12
自己資本比率	%	75.54	71.19	70.23	70.52	71.22
自己資本利益率	%	3.38	3.32	8.44	6.02	3.60
株価収益率	倍	29.33	33.28	11.79	12.49	25.51
配当性向	%	98.78	100.45	41.53	59.99	99.19
従業員数	人	39	91	146	169	184
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業 種別(銀行業))	%	121.05 (127.19)	138.56 (131.55)	132.76 (111.72)	111.46 (86.39)	138.31 (122.47)
最高株価	円	4,644 (388.6)	4,821	4,865	4,418	4,172
最低株価	円	3,171 (287.7)	3,603	3,876	2,618	2,705

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

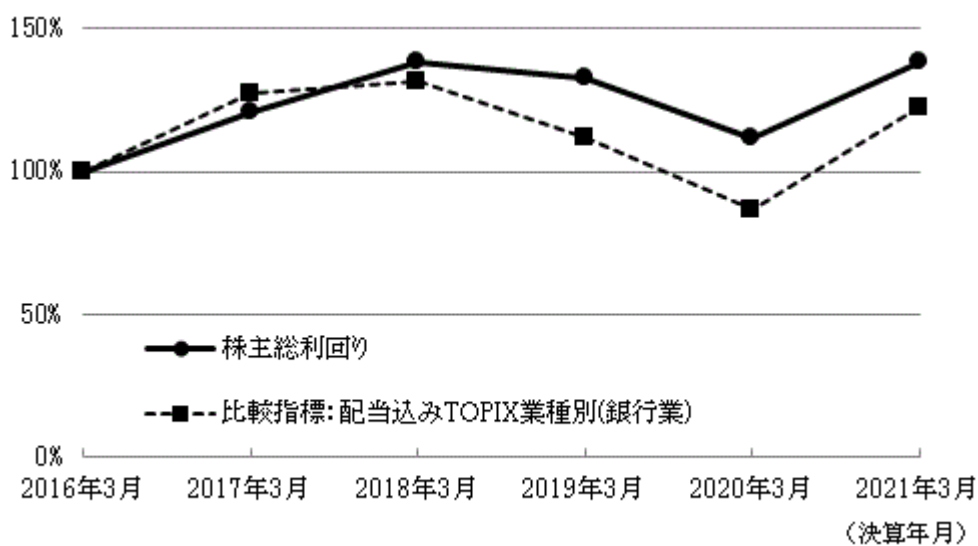
2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり中間配当額(6.50円)を含め、第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当額を算出しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。

6. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。
2016年3月期を基準としたその後の推移を表示しております（基準時点を100%として表示）。



7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2017年3月期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

- 2001年10月 中央三井信託銀行株式会社は株主の承認と関係当局の認可を前提に、銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社及び三井アセット信託銀行株式会社を傘下にもつ新しい金融グループを結成することを決定。
- 2001年11月 中央三井信託銀行株式会社は、持株会社の設立、株式会社の経営陣・経営執行体制を、新たな銀行持株会社グループ名を「三井トラストフィナンシャルグループ」とすることと併せて公表。
- 2001年12月 中央三井信託銀行株式会社の臨時株主総会及び種類株主総会において、中央三井信託銀行株式会社が株式移転により銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社がその完全子会社となることについて承認決議。
- 2002年 1 月 中央三井信託銀行株式会社は、内閣総理大臣から信託銀行を子会社とする銀行持株会社設立にかかる認可を取得。
当社の普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場。
- 2002年 2 月 中央三井信託銀行株式会社の株式移転により三井トラスト・ホールディングス株式会社を設立。
中央三井信託銀行株式会社から三井アセット信託銀行株式会社株式の譲渡を受け子会社化。
- 2002年 3 月 中央三井信託銀行株式会社の年金・証券部門を会社分割により、三井アセット信託銀行株式会社へ移管。
- 2006年11月 三井アセット信託銀行株式会社を株式交換により完全子会社化。
- 2007年10月 三井トラスト・ホールディングス株式会社を中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に、三井アセット信託銀行株式会社を中央三井アセット信託銀行株式会社に商号変更。
中央三井アセットマネジメント株式会社と中央三井キャピタル株式会社を当社の直接出資子会社に変更。
- 2010年 8 月 住友信託銀行株式会社との間で、経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結。
- 2010年12月 臨時株主総会において、住友信託銀行株式会社との株式交換契約を承認決議。
- 2011年 4 月 株式交換により住友信託銀行株式会社と経営統合し、新たな持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」発足。
- 2011年12月 完全子会社である中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社が合併契約を締結。
- 2012年 4 月 傘下信託銀行 3 社が合併し、新たに「三井住友信託銀行株式会社」発足。
- 2017年 6 月 指名委員会等設置会社へ移行。
- 2018年10月 三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を会社分割により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合。
- 2019年 7 月 三井住友信託銀行株式会社から同社が保有する日興アセットマネジメント株式会社の全株式の現物配当を受け、直接出資子会社化。

3 【事業の内容】

2021年3月31日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社63社及び持分法適用関連会社33社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

2021年3月31日現在

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	個人トータルソリューション事業	○三井住友信託銀行株式会社	○三井住友トラスト保証株式会社 ○三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社 ○三井住友トラストクラブ株式会社 ○三井住友トラスト・カード株式会社 ○三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社 △カーディフ生命保険株式会社
	法人事業 (法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業)		○三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社 ○三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社 ○三井住友トラスト・インベストメント株式会社 ○三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited ○Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited △紫金信託有限責任公司 △Midwest Railcar Corporation
	証券代行業業		○東京証券代行株式会社 ○ジェイ・ユーラス・アイ・アール株式会社 ○日本証券代行株式会社
	不動産事業		○株式会社三井住友トラスト基礎研究所 ○三井住友トラスト不動産株式会社
	受託事業		○日興アセットマネジメント株式会社 ○三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. △株式会社日本カストディ銀行
	マーケット事業		
	その他		○株式会社投信・保険ビジネス総合研究所 ○三井住友トラスト総合サービス株式会社 △住信SBIネット銀行株式会社

(注)○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務 銀行業務	100.00	12 (8)	—	経営管理 業務委託 金銭貸借取引 預金取引	当社に建 物の一部 を賃貸	—
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	17,363	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00 (0.99)	1 (1)	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	2,000	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00	2 (1)	—	経営管理	—	—
株式会社三井住友トラスト 基礎研究所	東京都港区	300	調査研究業務 コンサルティング 業務 投資助言業務	100.00	2	—	経営管理	—	—
株式会社投信・保険 ビジネス総合研究所	東京都港区	150	調査研究業務 コンサルティング 業務	88.00	2	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス 株式会社	東京都港区	6,000	金銭の貸付業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト保証 株式会社	東京都港区	301	信用保証業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト不動産 株式会社	東京都千代田区	300	不動産仲介業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	300	投資運用業務 投資助言業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ウェルスパートナーズ 株式会社	東京都港区	155	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラストクラブ 株式会社	東京都中央区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト・ カード株式会社	東京都港区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	東京都港区	100	不動産の賃貸・ 管理業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
三井住友トラスト・ インベストメント 株式会社	東京都港区	100	有価証券投資業 務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ライフパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	100	損害保険代理業 務 生命保険募集業 務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
東京証券代行株式会社	東京都千代田区	50	証券代行業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
ジェイ・ユーラス・ アイ・アール株式会社	東京都千代田区	10	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
日本証券代行株式会社	東京都中央区	500	証券代行業務	85.10 (85.10)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス 株式会社	東京都港区	25,584	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード 業務	84.89 (84.89)	3 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited	タイ王国バンコク都	百万 タイバツ 20,000	銀行業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千ユーロ 75,874	信託業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	千米ドル 56,000	銀行業務 信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 45,000	証券業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ 大公国ホワルド	千米ドル 30,000	銀行業務 証券業務 信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
その他39社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)									
株式会社日本カストディ 銀行	東京都中央区	51,000	銀行業務 信託業務	33.33	1 (1)	—	—	—	—
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	31,000	銀行業務	50.00 (50.00)	1 (1)	—	—	—	—
カーディフ生命保険 株式会社	東京都渋谷区	20,600	生命保険業務	20.00 (20.00)	2 (1)	—	—	—	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	百万中国元 2,453	信託業務	19.99 (19.99)	—	—	—	—	—
Midwest Railcar Corporation	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	千米ドル 474	リース業務	— (—) [100.00]	1	—	—	—	—
その他28社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、三井住友信託銀行株式会社及び Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社は、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社であります。
3. 上記関係会社のうち、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の経常収益(連結会社間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の主な損益情報等は各社の有価証券報告書に記載されております。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員（内書き）であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

セグメントの名称	合計	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット	その他
従業員数(人)	22,139 [2,193]	8,870 [474]	4,203 [272]	446 [51]	1,797 [70]	2,982 [157]	331 [1]	3,510 [1,168]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、臨時従業員2,004人を含んでおりません。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等88人を含んでおります。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 報告セグメントごとの従業員数には連結子会社の従業員数を含んでおります。

(2) 当社の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
184	51.5	23.8	12,617

- (注) 1. 当社従業員は、三井住友信託銀行株式会社からの出向者等であり、平均勤続年数は出向元での勤続年数を通算しております。
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等（当社以外の職務委嘱割合が高い者を除く）12人を含んでおります。
 3. 当社の従業員はすべて「その他」のセグメントに属しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当グループは、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）を定めております。

存在意義 (Purpose)

信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる

経営理念 (Mission)

- ①高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ②信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ③信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ④個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿 (Vision)

「The Trust Bank」の実現を目指して

当グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範 (Value)

当グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底－信義誠実－

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献－奉仕開拓－

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮－信頼創造－

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立－自助自律－

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

(2) 金融経済環境

当連結会計年度の金融経済環境を見ますと、国内外の景気は新型コロナウイルス感染症の世界的流行の悪影響を強く受けました。2020年春先には、感染拡大防止のために海外では都市封鎖などの措置が講じられ、国内では緊急事態宣言に伴う外出自粛や一部店舗の休業が要請された結果、各国の経済活動の水準は大幅に低下しました。その後、経済活動が再開されるにつれて国内外の景気は持ち直しに向かいましたが、繰り返される感染再拡大と行動制限の影響により、なお経済活動は下押しされた状態にあります。

一方、金融市場では、各国の大規模な経済対策やワクチン普及による経済正常化への期待などから、株価が世界的に上昇しました。日経平均株価は2020年4月初めの18,000円を下回る水準から、2021年2月には30,000円台に達しました。ドル円レートは期初から徐々に円高が進みましたが、日米金利差が拡大すると、2021年1月から円安傾向に転換し、3月末には110円台となりました。10年国債利回りは、概ね0%近辺で推移しましたが、2021年2月以降は米金利の上昇につられ僅かながら上昇しました。

(3) 事業の経過

当グループは、2020年度から2022年度の3年間を計画期間とする新たな中期経営計画（以下、「新中計」といいます。）をスタートさせました。新中計では、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据え、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」ことを当グループの存在意義（パーパス）と定めました。これは、当グループが、お客さまから最も信頼される「ベストパートナー」として、次世代に責任を持ち、変化への対応力を一段と高めた社会を築き、繋げることに貢献していくという決意を込めたものです。

具体的には、「事業ポートフォリオの強化（持続的かつ安定的な成長への基盤強化）」「資本戦略（バランスシート、資本の効率的な活用）」「業務品質の高度化（ビジネスの創出・強化を支える経営インフラ整備）」の3つの基本方針を設定致しました。

新中計の初年度にあたる2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に大きな影響を受けましたが、お客さまと当グループ社員の安全と健康、当グループの全ての業務の安定的な機能維持を最優先に、以下の取り組みを進めました。

イ. 事業ポートフォリオの強化

当グループは、より強固な事業基盤の構築と新たな成長領域の確立により、多様化・高度化するお客さまのニーズへの対応力を高める取り組みを進めました。

個人のお客さまには、人生100年時代における社会課題の解決に取り組むため、認知症に備えた資産管理商品「安心サポート信託<ファンドラップ型>」の取り扱いを開始しました。また、店舗でのオンラインによる疑似対面営業や住宅ローンの申込み手続きのデジタル化等、お客さまの利便性向上に努めました。これらに加え、「新型コロナ ワクチン・治療薬開発寄付口座」を開設し、地域・社会への貢献活動として、医学研究に対する支援を行いました。

三井住友トラストクラブ株式会社においては、三井住友信託銀行株式会社と連携した特典の提供をはじめ、グループ全体でサービスの向上に取り組みました。三井住友トラスト不動産株式会社においては、三井住友信託銀行株式会社との連携を深め、注力エリアへの出店戦略等を通じ、住宅仲介収益の維持に努めました。UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザー株式会社においては、対面営業が制約される中、ウェブセミナーやデジタルマーケティングを本格化させ、企業オーナーや資産家のお客さまの不動産・資産運用ニーズ等に応えるコンサルティング・プロセスの確立に努めました。

法人のお客さまには、SDGsやESGの視点による企業経営への中長期的インパクトが大きい課題に対し、グループ各社が連携し、コーポレートガバナンスのコンサルティング等の幅広いソリューションを提供しました。また、お客さまの福利厚生制度や年金給付制度の特性を捉え、それぞれの企業にお勤めの従業員の方にとって最適な資産形成や資産運用に資する総合的なコンサルティングに注力しました。加えて、環境・社会・経済に好影響を与える活動を目的とした「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り組みやCO2削減活動を支援する本邦初のトランジショ

ンローン（低炭素社会への移行に向けた融資）への取組み、及び新たな産業や価値を生み出すイノベーション企業の支援機能の拡充を進めました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社においては、船舶関連資産を対象とするファイナンスビジネスを成長領域として捉え、中長期的な強化に注力しました。三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社においては、コンサルティング型のきめ細かな営業モデルにとっては厳しい事業環境ではありましたが、質・量のバランスを重視した貸出運営を継続し、信用コストのマネージを図るとともに、貸出残高を維持しました。

企業年金・公的年金や金融法人等のお客さまには、三井住友信託銀行株式会社において、お客さまのニーズに沿った付加価値の高い情報提供や非伝統的資産にまつわる商品開発を進め、預かり資産残高を着実に増加させました。また、確定拠出年金業務では、業界の成熟化が進む中、運営管理機関業務のサービス品質向上に注力し、業界トップのシェアを維持しました。

グループ一体での運用戦略の下、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社では、人材・商品・ソリューション提供に磨きを掛けるとともに、ESG投資拡大の潮流を捉え、エンゲージメント活動を強化しました。日興アセットマネジメント株式会社では、グローバルなネットワークを活用し、先進的な新商品を開発するとともに、世界最大規模の機関投資家より、日本株の運用受託機関に選定される等、幅広いお客さまから高い支持を得ました。

資産管理業務においては、2020年7月、当社が直接出資する株式会社日本カストディ銀行が業務を開始しました。同社は本邦最大の管理残高となり本邦の証券決済インフラを支え、お客さまのニーズに幅広くお応えする体制を充実させました。

ロ. 資本戦略及びリスクコントロールの実践等

デジタル化の加速による競争環境の変化や、高齢化の進展による社会構造の変化等の様々なメガトレンドに、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大が加わり、先行きの不透明感がさらに高まっております。

そのような中、当グループの持続的・安定的成長を実現するため、新たな成長分野やリスク管理・コンプライアンスの体制強化に資する分野へ重点的に人員配置やシステム投資を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、規制で求められる資本水準の充足に留意したうえで、個人や法人のお客さまの資金需要へ適切に対応するとともに、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境悪化に備えた特例引当金を計上しました。加えて、政策保有株式については、財務リスクの軽減を目的とした残高削減への取組みを計画的に進め、2020年度は国内上場株式（当社・連結子会社合計）を取得原価ベースで249億円削減しました。

ハ. 業務品質の高度化

上記に加え、社会やお客さまからの当グループに対する期待に応えるため、以下の取組みを進めました。

①フィデューシャリー・デューティー、お客さま本位の取組み

金融業界において同質化が進む中、当グループはお客さま本位・お客さま満足の業務運営を競争力の源泉として強化するため、お客さまの利益に適う商品・サービスの提供に向けた取組み状況を定期的に確認し、改善に繋げていく活動を進めました。また、三井住友信託銀行株式会社において、フィデューシャリー・デューティーの実践と顧客満足度の向上に資する取組みに対する評価プロセスを明確化し、営業成果だけでなく、成果に至った過程をより重視する業績評価の仕組みを整備しました。

②人材育成・人材活躍の推進

当グループは、ダイバーシティ&インクルージョンの取組みを加速させるため、女性活躍推進に資するインフラや人事制度等の環境整備と人材育成に努めるとともに、社員の心身両面の健康に配慮した取組みを拡充しました。その結果、Bloomberg社より、男女平等を推進する企業として「2021 Bloomberg Gender-Equality Index」に2年連続で選定されるとともに、経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」を4年連続で受賞しました。

また、社員の働き方や価値観が多様化する中、意欲の高いシニア人材が、専門的な知見や経験を円滑に継承し、

その持てる力をより長く発揮できるよう、三井住友信託銀行株式会社において、定年延長を実施しました。加えて、サテライトオフィス勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方を実現するインフラの整備を進めました。

③サステナビリティ経営の推進

当グループは、持続的・安定的成長の前提にはサステナブルな環境・社会の存在があるという考えの下、社会課題の解決と当グループの経営戦略を統合的に捉えた価値創造に取り組みました。

具体的には、サステナブルファイナンスの長期目標について、2021年から2030年までの累計実行額を5兆円と定めました。また、全てのステークホルダーに対する当グループの活動への理解度向上の観点から開示情報の充実に努めた結果、当グループが社会に与えるインパクトや当グループの価値創造プロセスが評価され、「日経アニュアルレポートアワード2020」の優秀賞を獲得しました。さらに、2020年12月、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言を踏まえ、当社初となる「TCFDレポート」を発行したほか、2021年1月、世界の大手会計事務所が公表した「ステークホルダー資本主義の共通測定基準」を採用した「サステナビリティレポート」を発行しました。

これらに加え、地域社会を支援する取り組みのひとつとして、三井住友信託銀行株式会社において、本邦初の商事信託としての森林信託を受託し、安定的な森林整備や林業の活性化への支援を開始しました。

こうした業務品質の高度化を進める一方で、2020年度は、当グループが取引先企業から受託している株主総会の議決権行使書集計業務において、長年にわたり、不適切な取扱いを行っていたことが判明しました。

当グループは、議決権行使書の受領方法の見直し等によって不適切な取扱いの是正を図るとともに、その背景にある、日本市場において議決権の電子行使の普及が進んでいないという状況に対して、取引先企業への電子行使利用促進の取り組みを強化しました。

上記事案に加え、三井住友信託銀行株式会社の元社員が、お客さまの金銭を着服していた不祥事件も発生しており、当グループは、両事案を真摯に受け止め、オペレーショナル・リスク管理を強化する組織的な手当てを実施するとともに、様々な機会を活用し、社員一人ひとりのコンプライアンス遵守に対する意識の醸成に取り組みました。

このような事案の再発防止に努めるとともに、失った信頼を回復し、再びお客さまの「ベストパートナー」としての信頼を得るために、役員及び社員一同、改めて、お客さまに支持される誠実で質の高い仕事を着実に積み上げてまいります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見通せず、金融経済環境の不確実性が増す環境にあります。当グループは、これまでの経営方針を貫き、社会的価値創出と経済的価値創出を両立し、持続的・安定的な成長を目指してまいります。

新中計の2年目となる2021年度は、以下の3つの重点テーマの取組みを進めてまいります。

イ. お客さまの期待を上回る業務品質の高度化

足許、社会の高齢化やデジタル化の加速により、資産や金融に関してお客さまの抱える課題は、従来に比して益々複雑になっております。こうした中、専門性の高い機能を融合させ、機動性と多様性を駆使してソリューションを提供できる信託銀行グループへの期待は、一段と高まっていると認識しております。

当グループは、お客さまからの期待と信頼に応え続けていくために、業務品質やオペレーショナル・リスクの管理態勢を再編したうえで、必要な経営資源を集中的に投入し、新たな成長への備えを確りと固めてまいります。

ロ. グループのサステナビリティの盤石化

社会やお客さまが抱える中長期の課題の解決に貢献していくためには、当グループ自身がサステナブルな存在であることが不可欠と認識し、これまで鍛え上げてきた経営体質を一層強化してまいります。

具体的には、資本、経費、人員等の経営資源の最適活用を進め、資本効率の高い収益構造への転換を進めます。

政策保有株式の削減は、当グループの資本効率性改善だけでなく、日本の資本市場の発展にも寄与するものと考えます。当グループは、従来型の安定株主としての政策保有株式は原則すべて保有しない方針とし、取引先企業との理解を得ながらこれまで以上のスピードで削減を進めてまいります。また、当該方針のもと、取引先企業との対話を通じて、持続的な企業価値向上と課題解決に向けたソリューションの提供を推進してまいります。

さらに、三井住友信託銀行株式会社における拠点の集約・統合等、レガシーコストを削減し、成長投資や内部管理態勢の高度化に必要な資源の捻出に注力してまいります。

ハ. 成長実現の確度を高める経営インフラの高度化

以上に加え、これらの取り組みを支え、より確かな成長の実現確度を高めるため、経営インフラの高度化を進めてまいります。

具体的には、受託者精神を踏まえ、当グループの業務のバリューチェーン全体での品質向上や、リスク管理・コンプライアンス遵守の取り組みをグループベースで検証し、体制強化を進めてまいります。

また、事業戦略を支えるグループ横断の人員配置や人材交流を加速させるとともに、社員一人ひとりが潜在的な能力を最大限に発揮し、心身共に健康な状態で仕事に専念できるよう、健康経営に取り組み、当グループ社員のWell-beingの向上に注力いたします。

加えて、デジタル戦略における子会社を新設し、自由度の高い開発環境の下、グループの攻守両面でのデジタル活用を加速させます。

なお、こうした、ITやESG等の分野では、専門人材や博士号を有するエキスパート人材の採用を進め、当グループ最大の資産である多様なプロ人材の基盤をさらに強固にしております。

報告セグメントにおける目指すべきビジネスモデルは、以下のとおりであります。

(個人トータルソリューション事業)

人生100年時代を迎え、将来への資産形成や高齢期における財産管理に関する悩み・不安が各世代の社会課題として顕在化してきています。個人トータルソリューション事業では、信託銀行グループならではの高度な専門性と多彩な商品・サービスを駆使しながら、個人のお客さまの世代やライフイベントなどに応じた変化する資産運用・形成、資産管理・承継等の課題に対するトータル・コンサルティングを通じてお一人お一人に寄り添った最適なソリューションをご提供することをお客さまの「ベストパートナー」となり、長期間にわたる信頼と安心を培っていくことを目指しています。

(法人事業)

ESGの浸透などによりお客さまの財務・非財務的な経営課題は、一層多様化・複雑化してきています。法人事業では、創業来培ってきた「信託銀行ならではの多彩さ・専門性を強化」し、これらを複雑・高度に融合させ、お客さまの顕在化した課題はもとより、潜在的な課題の解決にも貢献する「トータルソリューションモデルを進化」させることを通じて、お客さまの「ベストパートナー」に指名される金融機関を目指しています。

(証券代行業)

証券代行業では、資本市場の社会インフラとして株式実務を担うとともに、コーポレートガバナンスや投資家対話等のIR/SRに関する経営課題に対しソリューションをご提供することで、お客さまの満足度の向上による持続的な成長モデルの実現を目指しています。

事務堅確性の更なる向上により最適かつ高品質なソリューションをお客さまにご提供することを通じて社会的要請に応えることに加え、「株主総会を中心とした株式実務サポート」と「IR/SR・ガバナンス・役員報酬のコンサルティング3領域におけるサポート」を一体的に強化し、お客さまの企業価値やマーケット価値の更なる向上に貢献していきます。

(不動産事業)

不動産事業における、法人向け不動産仲介・コンサルティングは、新型コロナウイルス感染症拡大等により事業戦略、保有不動産の所有・運用方針が変更となる中、国内外の金融機関・不動産会社等とのネットワークも生かして、お客さまに不動産に関する多様な機能をご提供し、お客さまの企業価値向上と経営課題の解決を目指しています。個人向け不動産仲介は、お客さまのライフステージに即した不動産情報をご提供し、資産価値最大化を追求します。本邦No.1の規模である不動産証券化信託や不動産投資法人関連業務は、不動産投資市場の拡大を支えるインフラとして、堅確な業務継続を実現し社会的使命を果たします。これらの業務を通じ、不動産事業ではお客さまの不動産のベストパートナーを目指しています。

(受託事業)

受託事業における年金業務ではお客さまのニーズに対し、働き方改革や定年延長などへの対応が必要となる中、新しい時代の年金制度のご提案や、投資教育などを通じた現役世代の「資産形成」をサポートしていきます。資産運用・資産管理業務では、機関投資家・個人投資家のお客さまのニーズが高度化・多様化するなか、高度な専門性にさらに磨きをかけ、お客さまのご意向に沿ったご提案を通じ、高品質なサービスを幅広くご提供します。また、持続可能な社会の実現に向けて、ESG投資に関するお客さま向けサービスの高度化等を通じ、経済的価値と社会的価値を創出します。受託事業では、こうした様々なお客さまの資産形成支援を通じて、信託銀行グループならではのインベストメントチェーンの発展と金融包摂社会の実現に貢献していきます。

(マーケット事業)

マーケット事業では、お客さまの保有資産やバランスシートにも存在する市場リスクについて、マーケットボラティリティ（市場変動）を適切にマネージするソリューションをご提供することでお客さまの資産価値を守っていきます。過剰流動性相場が続く中、マーケティング業務・マーケットメイク業務の知見に加えて、投資業務や財務マネージ業務における長年の経験に裏打ちされた市場リスクコントロールの技術も活用するなど、専門家集団によるボラティリティマネージのあらゆるノウハウを活用し、お客さまに最適なソリューションをご提供していきます。

(5) 目標とする経営指標

当グループは、新中計の計画期間を、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹とし、持続可能な社会の発展と当グループの持続的かつ安定的な成長に向けた、基盤を確かなものとする3年間と位置付け、中期的な財務目標として、以下を設定しております。

	2020年度 実績	2021年度 (予想)	2022年度 (目標)	中長期 ターゲット
実質業務純益	2,947億円	2,800億円	2,900億円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,421億円	1,550億円	1,900億円	—
経費率（OHR）	60.1%	62.2%	60%台前半	50%台後半
普通株式等Tier1比率※	9.4%	9%台半ば	10%台半ば	安定的に 10%台維持
自己資本ROE	5.41%	5%台後半	7%程度	9%程度
手数料収益比率	52.9%	50%台半ば	50%台後半	安定的に 60%以上

※バーゼルⅢ最終化ベース（2020年度は試算値）

(主な環境想定)

	2020年度末	2021年度末
日本国債（10年）	0.10%	0.00%
日経平均株価	29,178円	29,000円
為替（円/ドル）	110.7円	109.0円

2 【事業等のリスク】

当グループでは、フォワードルッキングな視点で、1年以内に当グループの事業執行能力や業績目標に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをトップリスク、中長期的に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをエマージングリスクとして、経営者が定期的に選定のうえ、リスクの状況をモニタリング、コントロールしながら、対応策を講じ、取締役会等への報告を行っております。以下の記載における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当グループが判断したものです。

(1) トップリスク及びエマージングリスクとリスク対応策

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>①新型コロナウイルス感染症の世界的流行に関するリスク</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長期化することにより、世界経済に悪影響をもたらす可能性があります。当グループにおいては、事業戦略への悪影響や、与信先の事業等への悪影響を通じて、信用ポートフォリオの質が悪化し、与信関係費用が増加する可能性があります。また、当グループの従業員、関係者への感染が増加すれば、業務継続が困難となる可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、信用ポートフォリオについて、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施しており、ストレス時のアクションプランを策定しております。当連結会計年度については、経済環境や内部格付の変動状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響度合いや収束後の回復の見通しの程度に応じて、業種ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、当該業種に属する一部の与信について将来発生すると予想される信用損失の再見積りを行い、追加的な貸倒引当金を計上しております。 業務継続に関するリスクに対しては、緊急対策本部を設置し、「社員および家族の健康と安全確保」「社会インフラとしての業務継続維持」「社会への感染拡大防止（感染拡大しにくい社会形成への活動を含む）」を基本スタンスと定め、国内外の感染状況、政府要請、顧客動向等を踏まえた機動的な対応を行っており、BCPに定める各種業務継続策の実施、テレワーク勤務の積極的活用などにより、サービス維持と安全面の両立を図っております。
<p>②政策保有株式（特定投資株式）等の価格下落に関するリスク</p> <p>当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、取引先等の株式等を保有しております。「株式等の政策保有に関する方針」に基づき、継続的にそれらの削減に取り組んでおりますが、保有期間中において大幅な株価下落が生じる場合には保有株式の減損処理や評価損益の悪化を通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託銀行株式会社では、保有している政策保有株式（特定投資株式）に係る時価変動リスクに対して、相場変動による影響を抑制し経済価値を確保するため、その一部について、経営会議でヘッジ方針を決議のうえ、ヘッジ取引を実施しております。 当該ヘッジ取引実施後の正味の時価変動リスクに加え、政策保有株式・ヘッジ取引それぞれの評価損益の状況は、日次で計測されALM審議会構成員に報告されており、株価水準等に応じた運営・管理を実施しております。
<p>③信用ポートフォリオにおける大口与信先への与信集中リスク</p> <p>多額の信用を供与している取引先グループ（以下、「大口与信先」）の信用状況が悪化した場合、多額の与信関係費用が発生する可能性があります。また、担保取得等のリスク軽減措置を講じていたとしても担保価値の下落その他予期せざる理由により与信関係費用が発生する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付に応じて取引限度額を設け、大口与信先毎に信用供与額を管理しております。 三井住友信託銀行株式会社では、大口与信先に対する与信集中の状況、大口与信先の信用格付の状況について月次でモニタリングを実施し、投融資審議会に報告しております。また、定期的に与信集中リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案した大口与信先リスク管理もあわせて実施しております。

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>④不動産市況変動リスク</p> <p>国内外の不動産市況の変動により、当グループの不動産業向け与信取引と不動産の仲介・媒介業務に悪影響が及ぶ可能性があります。不動産業向け与信取引では、不動産業に特有の要因でクレジットの質が低下した場合には、その回収率が低下し、これにより与信関係費用が増加する可能性があります。</p> <p>また、不動産の仲介・媒介を行う不動産事業では、不動産市況の低迷により、不動産取引量が減少、不動産仲介・媒介に係る手数料収入が減少する可能性があります。これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託銀行株式会社では、国内外の不動産市況、不動産業向け与信取引の状況を月次でモニタリングし、対応策とともに投融資審議会に報告しております。また、定期的に不動産業向け与信リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案したセクター集中リスク管理もあわせて実施しております。
<p>⑤LIBOR等の指標金利に関するリスク</p> <p>ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）等の指標金利の公表停止及び後継指標への移行に関しては未だ不透明な事項が多く、参照金利や評価方法の変更等により、指標金利を参照する当グループの金融資産及び金融負債について損失が発生し、また、追加のシステム開発が必要になることに伴う費用等が増加する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、LIBOR等の指標金利の廃止に際して、お客様が引き続き後継指標等を利用できるようにするために、後継指標の金融商品やサポート業務プロセス・システムの開発に注力しております。また、当グループは、原契約の変更等を通じて混乱なく後継指標に移行できるよう管理機能の拡充に努めております。 当グループは、引き続き業界団体やマーケット参加者と協力し、後継指標への移行を管理していきます。 後継指標への移行により発生する可能性のあるリスクや結果をお客様が確実に理解できるように、お客様とのコミュニケーション戦略を策定しております。
<p>⑥サイバー攻撃に関するリスク</p> <p>企業活動に深刻な影響を与えるマルウェアの感染、DDoS※1攻撃、およびBEC※2（Eメール詐欺）は、日本国内においても増加がみられ、金融業界全体でますます大きな脅威となっています。</p> <p>サイバー攻撃に対しては、継続して対策・強化策を実施しておりますが、攻撃方法は絶えず進化しており、最新の攻撃に対しては万全ではない可能性があります。このため、同攻撃により当グループのサービスの停止や情報漏洩、データの破壊・改ざん等が発生し、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p> <p>※1 Distributed Denial of Service attack ※2 Business Email Compromise</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定のうえ、経営の重要課題として対策に取り組んでおります。具体的な取組としては、主要グループ関係会社におけるサイバーセキュリティに関する第三者評価作業の実施など態勢面での対応に加え、統合ログ監視の導入やDDoS攻撃対策の高度化による技術的なセキュリティ向上を行う等、多様なサイバー攻撃に対する各種対応を推進しております。 サイバーセキュリティに対する取組は年度計画として策定のうえ、実施状況等について、オペレーショナル・リスク管理委員会などに定期的に報告し、審議を行っております。
<p>⑦法務・コンプライアンスリスク</p> <p>当グループは、銀行法、金融商品取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の各種法令諸規則等の遵守を徹底しておりますが、役員及び社員が遵守を怠った場合、当グループに対する罰則・行政処分や市場での評価の失墜を招く可能性があります。また、当グループが提供する商品・サービスが顧客の期待に合致せず、業務遂行の過程で発生する様々なトラブルやクレームに起因して損害賠償請求訴訟を提起される可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、進捗・達成状況を管理しております。 当グループは、グループ全体としてコンプライアンス意識の浸透を促進するため、コンプライアンス研修を強化しております。具体的には、グループ全体にまたがるテーマについて、eラーニング研修やディスカッション型勉強会などの研修資料をグループ各社に提供しております。グループ各社は、業務・商品の特性やお客様の属性に応じた研修、勉強会及び個別テーマに関するeラーニング研修を実施しております。 当グループは、議決権行使集計業務にとどまらず、全ての事業において業務品質の改善、向上のプロセスが真に定着しているか確認を進めていきます。

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>⑧金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関するリスク</p> <p>マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の金融犯罪を未然に検出・防止する能力に関して、金融当局は、金融機関に対し引き続き、高い期待を持っております。当グループは、当局と協力しながら対応しておりますが、金融犯罪は巧妙化しており、将来的には金融犯罪リスク管理態勢の不備を当局から指摘され、行政処分の対象となる可能性もあります。これにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に評価したうえで、当グループが直面するマネー・ローンダリング、テロ資金供与等のリスクを低減させるため、システム面を含む顧客管理態勢の高度化に努めるとともに、従業員に対する教育・研修等によるコンプライアンス意識の醸成に努めております。
<p>⑨データ管理に関するリスク</p> <p>当グループは、お客様への様々なサービスの提供や対外的な報告等のため、多くのシステム等を使用しており、その中には、個人情報を含む様々な情報が含まれております。当該経営情報等の管理について、バーゼル銀行監督委員会の「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則（BCBS239）」に沿って確立したデータガバナンス体制を適用する業務範囲の拡大と高度化が必要となります。これらの経営情報等のデータ管理プロセスに不備があることにより、経営の意思決定等を誤り、当グループの企業価値の低下や信頼を失う可能性があります。これにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、個人情報、経営情報の管理に関する規程類を整備し、継続的なデータ管理の強化及びBCBS239に沿ったデータガバナンスの高度化に努めております。 情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、従業員に対する教育・研修等により情報管理の重要性について周知徹底しております。
<p>⑩ビジネスモデルの持続性に関するリスク</p> <p>(資金ビジネスの資金利益が減少するリスク)</p> <p>取引先の資金需要低迷や、銀行間の融資競争の激化によるさらなる貸出金利低下により、資金利益が減少する可能性があります。</p> <p>(手数料ビジネスのビジネスモデル変革リスク)</p> <p>当グループが提供する個人向けコンサルティング業務は、同業他社との競争激化、あるいは、デジタル化進展に伴う他業種からの新規参入等により、将来的に手数料収入が減少する可能性があります。</p> <p>これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資金ビジネスに関しては、信用ポートフォリオの状況を定期的にモニタリングしながら、リスクに応じたリターンを向上させるための各種施策を実施しております。 また、定期的に、マクロ経済シナリオをベースにした中期的なポートフォリオシミュレーションを実施し、ストレス時の対応策等も協議しております。 手数料ビジネスに関しては、当グループは、「人生100年時代」を迎え、多様化する各世代のニーズにより的確に応えるビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。また、デジタル活用も含めた事務効率化等により、コスト構造改善にも努め、競争力の強化を図っております。
<p>⑪気候変動に関するリスク</p> <p>中長期的気候変動により、自然環境や社会インフラ、顧客の資産等に物理的被害が及ぶリスク（物理的リスク）が増加したり、政策変更や、気候変動に対する金融市場の選好や社会通念の変化、技術革新等による低炭素社会への急速な移行（移行リスク）が起こることにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p> <p>具体的には、自然災害により与信先の信用状況や担保資産の価値が悪化し、当グループの信用ポートフォリオに悪影響をもたらすリスク（物理的リスク）や、低炭素社会への急速な移行により、二酸化炭素を多く排出する企業が発行する有価証券や当該企業向け貸出金等、当グループの保有資産の価格が下落するリスク等（移行リスク）があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当グループは、金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言（2017年6月）に基づき、気候変動関連リスクを全社的リスク管理の枠組みの中で管理していきます。 信用リスク管理において、セクターポリシーを策定し、温暖化ガスの排出量が多い石炭火力発電所向けの新規融資は原則禁止することとしており、関連指標を定期的にモニタリングしております。 中長期的な視点で、移行リスク、物理的リスクが当グループに与えるインパクトを計測するシミュレーションを実施しております。

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>⑫イノベーションに関するリスク</p> <p>フィンテック等、金融ビジネスに関わるテクノロジーの高度化は、業界の垣根を越えて進歩し、お客様の行動にも変化が生じております。当グループがこのような変化に適応できない場合、競争力の低下や事業規模の縮小等につながる可能性があり、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した既存業務のオペレーションの効率化や、信託銀行固有の領域における新たなプラットフォームの構築等に取り組んでいきます。
<p>⑬日本の少子高齢化の進展に関するリスク</p> <p>わが国の人口動態の変化により、当グループのお客様の年齢構成等も中長期的に変化していきます。当グループの個人向けコンサルティング業務、住宅ローン業務のお客様が中長期的に減少する可能性があり、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「人生100年時代」を迎え、老後資金準備への不安により資産形成機運が高まっており、信託銀行の多彩な機能を活用した当グループならではのビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。

(2) その他のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、(1) トップリスク及びエマージングリスク以外の主要なリスクには以下のものがあります。

イ. 事業面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 事業戦略に関するリスク

当グループは収益力強化の観点から様々な事業戦略を展開しておりますが、以下の要因により当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

- (i) 経済環境・市場環境・企業業績の悪化、同業他社との競争激化等の外部要因の変化等によって、事業戦略が奏功せず、当初想定した成果を生まない可能性があります。
- (ii) 当グループは、顧客サービスの向上、コスト競争力の強化等を目的として、他社との提携や合併等を通じて、効率的なグループ経営を行うことにより、当グループとしての中長期的な収益力強化を図っておりますが、他社との提携や合併等に伴うコスト、採用する事業・再編戦略や会計方針、事業環境の変化、その他の外部要因等により、期待通りのサービス提供や成果を確保できない可能性があります。また、そのような提携や合併等には、当グループと相手先との利益相反や意見対立、提携や合併等の解消等様々なリスクがあります。
- (iii) 当グループの業務範囲の拡大、金融サービスや管理システムの高度化に伴って、当グループが従来経験のない、もしくは予想されなかったリスクあるいはより複雑なリスクに晒される可能性があります。

② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後も同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定どおりの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんの残高について、相当の減額を行う必要が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めております。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかについては、将来の事業環境の変化による不確実性を伴うものであり、子会社・関連会社の事業又は経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 信託事業に関するリスク

当グループは、取引先に提供する信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について、元本補てん契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補てんのための支払を行う可能性があります。また、元本補てん契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

また、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き揚げる可能性があり、当グループの業績が悪化する可能性があります。

⑤ 規制・制度の変更に関するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等により、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 持株会社であることのリスク

当社は銀行持株会社であるため、当社の収入の大部分は、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社が当社に対して支払う配当に依拠しております。三井住友信託銀行株式会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して十分な配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は、当社株式に対する配当等を支払えなくなる可能性があります。

ロ. 業務面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 事務リスク

当グループは、内部規定及び事務処理体制の整備、事務処理状況の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めておりますが、役員・従業員・外部委託先要員が事務処理の過誤や不正等を起こした場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 外部委託に関するリスク

当グループは、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うにあたっては委託先の適格性や委託内容、形態を含め十分な検討を行っておりますが、委託先の選択が不適切であった場合、委託先において重大な事務過誤等が発生した場合等には、当グループにおいても間接的・直接的に悪影響を受ける可能性があり、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 情報セキュリティリスク

当グループは、内部規定及び情報管理体制の整備や社内教育の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩への対策を講じておりますが、役員・従業員・外部委託先要員の不注意や不正行為等により顧客情報や社内機密情報が外部に漏洩した場合、当グループが行政処分や損害賠償等の請求を受ける可能性があり、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 人材に関するリスク

当グループは、幅広い分野で高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成することができない場合には、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、人権問題（ハラスメントを含む）等が発生した場合、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 災害等の発生に伴うリスク

当グループは国内外の営業拠点やシステムセンター等の業務施設において事業活動を行っており、これら施設等や、その他当グループが保有する有形資産（動産・不動産・設備・備品等）及び従事する役員及び従業員は、火災、爆発、停電、戦争、犯罪・テロ、資産管理の瑕疵、あるいは新型インフルエンザ等の感染症等による被害を受ける可能性があります。こうした事態が発生した場合、その被害の程度によっては、当グループの業務の全部又は一部の継続が困難になる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 風評リスク

当グループや金融業界一般に対して否定的な内容の報道がなされたり、インターネット等の情報媒体において、否定的な内容の風評・風説が流布することがあります。その内容が正確か否かにかかわらず、こうした報道・風評・風説により、金融業界一般又は当グループのイメージや株価に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑧ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当グループは、リスク管理の方針及び手続の強化に努めております。しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、または外部環境の変化により、リスクを特定・管理するための方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当グループのリスク管理の方針及び手続の一部は、過去の経験・データに基づいて構築されたものもあること、将来のリスクの顕在化を正確に予測し対処することには限界があることもあり、有効に機能しない可能性があります。こうした当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

ハ、財務面に関するリスク（(1) トップリスク及びエマージングリスクに記載するものを除く）

① 信用リスク

(i) 不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産・株式市場を含む金融経済環境の変化及び貸出先の経営状況等により、当グループの不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ii) 貸倒引当金

当グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しております。従って、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する可能性があります。また、経済情勢全般の悪化、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(iii) 貸出先への金融支援

当グループは、貸出債権等の回収実効性を確保することを目的として、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、債権者として有する法的な権利を必ずしも行使せず、状況に応じて債権放棄や追加貸出等の金融支援を行うことがあります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

(iv) 他の金融機関の動向による影響

急速な貸出金回収や取組方針の変更等、他の金融機関の動向によっては、当該貸出先の経営状態が悪化する可能性や追加融資を求められる可能性があります。そのような場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

② 市場リスク

当グループは、バンキング業務又はトレーディング業務として、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し投資活動を行っております。これらの活動による損益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等のリスクに晒されており、その結果、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 退職給付債務に関するリスク

当グループの年金資産の価値の下落や退職給付債務の計算の前提となる期待運用利回りの低下等の数理上の仮定に変化があった場合、当グループの未積立退職給付債務が変動する可能性があります。また、金利環境の変化等によって未積立退職給付債務や退職給付費用に悪影響が及ぶ可能性、年金制度の変更によって未認識の過去勤務費用が発生する可能性及び会計基準の変更によって財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

④ 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は将来の課税所得の見積額等に基づき計上されております。経営環境の変化等に伴う課税所得の見積額の変更等によって繰延税金資産の取崩しが必要となった場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 自己資本比率等に関するリスク

当グループには、銀行法に定める自己資本比率等に関する規制が適用されるため、当社及び当社の銀行子会社である三井住友信託銀行株式会社は、それぞれ自己資本比率やレバレッジ比率等の規制比率を所要水準以上に維持する必要があります。

当グループ又は当社の銀行子会社の自己資本比率やレバレッジ比率等が、要求される水準を満たすことができなかった場合には、その水準に応じて、金融庁から経営改善計画の提出や業務の全部又は一部の停止を含む様々な命令を受けることとなり、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 流動性に関するリスク

国内外の景気悪化、金融市場の混乱等で資金流動性が低下した場合、保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。また、当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生し、予想外の資金流出が発生した場合には、資金調達コストの増加や外貨資金調達等に困難が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 格付低下のリスク

格付機関が格付を引き下げた場合には、当グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される可能性があります。また、当グループのデリバティブ取引に関して追加担保を要求される、既存の顧客取引が解約される等の事態が発生する可能性もあります。このような場合には、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

(経営成績の状況)

当連結会計年度の実質業務純益は、新型コロナウイルス感染症の拡大による営業活動量の低下に伴い投資運用コンサルティング関連や不動産仲介関連の手数料収益が減少となった一方、国内の預貸収支の改善等によって実質的な資金関連の損益(*)が増益となり、前年度比56億円増益の2,947億円となりました。

経常利益は、政策保有株式の評価益とヘッジ取引の評価損の双方を一部実現したことによる株式等関係損益の悪化を主因に、前年度比745億円減益の1,831億円となりました。

その他、退職給付に係る過去勤務費用の一時損益処理による特別利益を計上した一方、ニューノーマルを見据えたソフトウェア資産等の減損処理による特別損失の計上もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比208億円減益の1,421億円となりました。

(*)資金関連利益に外国為替売買損益に含まれる外貨余資運用益を加算した損益

(資産負債の状況)

当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比5兆6,633億円増加し62兆1,638億円、連結純資産は、同1,316億円増加し2兆7,225億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、現金預け金は、前年度末比5兆3,475億円増加し18兆4,887億円、貸出金は、同8,035億円増加し30兆5,069億円、有価証券は、同5,458億円増加し6兆9,834億円、また、預金は、同2兆7,787億円増加し33兆4,676億円となりました。当グループの連結貸借対照表は、現金預け金、貸出金及び有価証券等の与信、預金等の受信ともに円貨が中心となっておりますが、全通貨ベースでの運用・調達の安定性のバランス確保はもちろん、外貨につきましても顧客性の預金やスワップ市場等を利用した円投取引、社債発行などにより調達構造の多様化・安定化を図る方針としております。当グループの資金調達（社債及び借入金）の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 ⑤（連結附属明細表）」に記載しております。

なお、当連結会計年度の信託財産額は、前年度末比15兆4,212億円増加し239兆8,465億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは6兆5,530億円の収入（前年度比8兆9,483億円の収入増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは4,754億円の支出（同1,559億円の支出減少）、財務活動によるキャッシュ・フローは2,197億円の支出（同1,344億円の支出増加）となり、現金及び現金同等物の期末残高は16兆7,991億円となりました。

① 国内・海外別収支

信託報酬は1,028億円、資金運用収支は2,262億円、役務取引等収支は2,728億円、特定取引収支は△332億円、その他業務収支は1,120億円となりました。

うち、国内の信託報酬は1,028億円、資金運用収支は2,458億円、役務取引等収支は2,742億円、特定取引収支は△344億円、その他業務収支は900億円となりました。

また、海外の資金運用収支は468億円、役務取引等収支は379億円、特定取引収支は11億円、その他業務収支は218億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前連結会計年度	99,816	—	—	99,816
	当連結会計年度	102,883	—	—	102,883
資金運用収支	前連結会計年度	249,758	6,386	128,669	127,476
	当連結会計年度	245,895	46,854	66,471	226,278
うち資金運用収益	前連結会計年度	477,168	237,842	225,643	489,366
	当連結会計年度	358,212	105,086	99,548	363,749
うち資金調達費用	前連結会計年度	227,409	231,455	96,974	361,890
	当連結会計年度	112,316	58,231	33,076	137,471
役務取引等収支	前連結会計年度	291,670	35,899	35,512	292,057
	当連結会計年度	274,286	37,933	39,374	272,845
うち役務取引等収益	前連結会計年度	436,015	44,094	78,386	401,723
	当連結会計年度	426,383	46,566	82,072	390,877
うち役務取引等費用	前連結会計年度	144,345	8,195	42,874	109,666
	当連結会計年度	152,096	8,633	42,698	118,031
特定取引収支	前連結会計年度	101,121	1,067	—	102,189
	当連結会計年度	△34,422	1,197	—	△33,224
うち特定取引収益	前連結会計年度	101,121	1,067	—	102,189
	当連結会計年度	△1,121	1,197	—	76
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	33,300	—	—	33,300
その他業務収支	前連結会計年度	18,011	51,641	363	69,289
	当連結会計年度	90,001	21,843	△199	112,044
うちその他業務収益	前連結会計年度	290,123	60,250	595	349,778
	当連結会計年度	377,400	25,536	543	402,394
うちその他業務費用	前連結会計年度	272,111	8,608	232	280,488
	当連結会計年度	287,399	3,693	742	290,350

- (注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)であります。
2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。
3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は55兆367億円、利息は3,637億円、利回りは0.66%となりました。

資金調達勘定の平均残高は55兆587億円、利息は1,374億円、利回りは0.24%となりました。

うち、国内の資金運用勘定の平均残高は47兆1,919億円、利回りは0.75%となり、資金調達勘定の平均残高は45兆6,210億円、利回りは0.24%となりました。

また、海外の資金運用勘定の平均残高は11兆8,747億円、利回りは0.88%となり、資金調達勘定の平均残高は11兆9,826億円、利回りは0.48%となりました。

イ. 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	42,781,577	477,168	1.11
	当連結会計年度	47,191,998	358,212	0.75
うち貸出金	前連結会計年度	26,532,455	240,082	0.90
	当連結会計年度	27,645,508	207,766	0.75
うち有価証券	前連結会計年度	6,056,776	189,425	3.12
	当連結会計年度	6,556,871	130,457	1.98
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	26,914	266	0.98
	当連結会計年度	444,067	△72	△0.01
うち買現先勘定	前連結会計年度	170,955	—	—
	当連結会計年度	473,261	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	281,292	0	0.00
	当連結会計年度	355,497	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	12,156,713	9,223	0.07
	当連結会計年度	13,381,724	6,684	0.04
資金調達勘定	前連結会計年度	40,861,984	227,409	0.55
	当連結会計年度	45,621,056	112,316	0.24
うち預金	前連結会計年度	25,700,627	43,149	0.16
	当連結会計年度	28,230,418	23,521	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,531,671	329	0.01
	当連結会計年度	3,253,468	504	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1,043,636	221	0.02
	当連結会計年度	542,603	△136	△0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,078,471	19,405	1.79
	当連結会計年度	973,939	2,034	0.20
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	93,535	2,302	2.46
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	5,198,357	22,227	0.42
	当連結会計年度	6,636,376	15,426	0.23

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度335,233百万円、当連結会計年度586,176百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

ロ. 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,152,220	237,842	1.95
	当連結会計年度	11,874,707	105,086	0.88
うち貸出金	前連結会計年度	4,092,518	123,510	3.01
	当連結会計年度	4,392,416	74,380	1.69
うち有価証券	前連結会計年度	1,258,266	23,935	1.90
	当連結会計年度	1,422,260	10,732	0.75
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	31,290	1,165	3.72
	当連結会計年度	24,406	622	2.55
うち買現先勘定	前連結会計年度	21,738	571	2.62
	当連結会計年度	1,576	20	1.32
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	466,522	—	—
	当連結会計年度	427,676	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,149,306	31,467	1.46
	当連結会計年度	2,232,184	5,066	0.22
資金調達勘定	前連結会計年度	12,127,396	231,455	1.90
	当連結会計年度	11,982,677	58,231	0.48
うち預金	前連結会計年度	5,024,754	82,671	1.64
	当連結会計年度	5,197,046	21,312	0.41
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,229,760	80,684	1.90
	当連結会計年度	3,730,838	13,693	0.36
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	233,248	4,987	2.13
	当連結会計年度	280,945	1,647	0.58
うち売現先勘定	前連結会計年度	585,391	12,306	2.10
	当連結会計年度	584,140	1,541	0.26
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマースヤル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	643,095	4,790	0.74
	当連結会計年度	555,390	2,385	0.42

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度154,715百万円、当連結会計年度186,213百万円）を控除しております。

ハ. 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	54,933,797	4,210,652	50,723,144	715,010	225,643	489,366	0.96
	当連結会計年度	59,066,705	4,029,930	55,036,774	463,298	99,548	363,749	0.66
うち貸出金	前連結会計年度	30,624,973	1,792,643	28,832,329	363,593	16,707	346,886	1.20
	当連結会計年度	32,037,924	1,654,573	30,383,350	282,146	10,900	271,246	0.89
うち有価証券	前連結会計年度	7,315,042	1,785,255	5,529,787	213,360	119,354	94,005	1.69
	当連結会計年度	7,979,131	1,680,951	6,298,179	141,190	65,291	75,898	1.20
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	58,205	—	58,205	1,431	—	1,431	2.45
	当連結会計年度	468,474	—	468,474	550	—	550	0.11
うち買現先勘定	前連結会計年度	192,693	—	192,693	571	—	571	0.29
	当連結会計年度	474,837	—	474,837	20	—	20	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	747,814	—	747,814	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	783,173	—	783,173	0	—	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	14,306,020	632,589	13,673,430	40,691	3,859	36,831	0.26
	当連結会計年度	15,613,909	694,207	14,919,701	11,751	713	11,038	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	52,989,381	2,607,132	50,382,248	458,864	96,974	361,890	0.71
	当連結会計年度	57,603,734	2,544,952	55,058,781	170,548	33,076	137,471	0.24
うち預金	前連結会計年度	30,725,382	255,103	30,470,278	125,820	△176	125,997	0.41
	当連結会計年度	33,427,465	281,698	33,145,767	44,834	△387	45,221	0.13
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,761,432	235,300	6,526,132	81,014	—	81,014	1.24
	当連結会計年度	6,984,307	267,266	6,717,040	14,198	—	14,198	0.21
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1,276,884	193,307	1,083,577	5,208	3,944	1,264	0.11
	当連結会計年度	823,548	209,487	614,060	1,510	1,139	371	0.06
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,663,862	—	1,663,862	31,712	—	31,712	1.90
	当連結会計年度	1,558,080	—	1,558,080	3,576	—	3,576	0.22
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	93,535	—	93,535	2,302	—	2,302	2.46
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	5,841,452	1,747,920	4,093,531	27,017	13,779	13,238	0.32
	当連結会計年度	7,191,767	1,639,726	5,552,040	17,811	10,900	6,911	0.12

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 相殺消去額は、「平均残高」については連結会社間の債権債務の相殺金額の平均残高を、「利息」については連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度408,492百万円、当連結会計年度692,485百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

③ 国内・海外別役員取引の状況

役員取引等収益は3,908億円、役員取引等費用は1,180億円となりました。

うち、国内の役員取引等収益は4,263億円、役員取引等費用は1,520億円となりました。

また、海外の役員取引等収益は465億円、役員取引等費用は86億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前連結会計年度	436,015	44,094	78,386	401,723
	当連結会計年度	426,383	46,566	82,072	390,877
うち信託関連業務	前連結会計年度	105,803	—	1,288	104,514
	当連結会計年度	99,332	—	2,300	97,031
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	39,077	7,311	—	46,388
	当連結会計年度	43,520	6,662	—	50,182
うち為替業務	前連結会計年度	2,479	277	1,281	1,475
	当連結会計年度	1,948	326	643	1,630
うち証券関連業務	前連結会計年度	40,143	463	24,471	16,135
	当連結会計年度	35,722	492	23,887	12,327
うち代理業務	前連結会計年度	14,112	23,550	3,677	33,985
	当連結会計年度	9,765	23,431	3,582	29,613
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	487	—	—	487
	当連結会計年度	473	—	—	473
うち保証業務	前連結会計年度	14,530	207	4,723	10,014
	当連結会計年度	14,286	141	5,543	8,884
役員取引等費用	前連結会計年度	144,345	8,195	42,874	109,666
	当連結会計年度	152,096	8,633	42,698	118,031
うち為替業務	前連結会計年度	866	1,189	1,318	737
	当連結会計年度	381	980	614	747

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

イ. 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は0億円、特定取引費用は333億円となりました。

うち、国内の特定取引収益は△11億円、特定取引費用は333億円となりました。

また、海外の特定取引収益は11億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	101,121	1,067	—	102,189
	当連結会計年度	△1,121	1,197	—	76
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	787	—	—	787
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	996	38	—	1,034
	当連結会計年度	△52	52	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	99,280	1,028	—	100,309
	当連結会計年度	△1,145	1,145	—	—
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	57	—	—	57
	当連結会計年度	76	—	—	76
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	33,300	—	—	33,300
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	391	—	—	391
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,097	—	—	2,097
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	30,812	—	—	30,812
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 特定取引収益及び費用は、国内・海外の合計で内訳科目ごとの収益と費用を相殺した純額を計上しております。

ロ. 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は4,337億円、特定取引負債は3,215億円となりました。

うち、国内の特定取引資産は4,077億円、特定取引負債は2,246億円となりました。

また、海外の特定取引資産は1,055億円、特定取引負債は969億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	473,909	135,249	101,511	507,646
	当連結会計年度	407,732	105,540	79,507	433,766
うち商品有価証券	前連結会計年度	6,096	—	—	6,096
	当連結会計年度	39,520	—	—	39,520
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	13	—	—	13
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	481	17	—	498
	当連結会計年度	△0	29	—	29
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	314,800	135,231	—	450,031
	当連結会計年度	283,704	105,511	—	389,215
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	152,518	—	101,511	51,006
	当連結会計年度	84,508	—	79,507	5,000
特定取引負債	前連結会計年度	244,744	127,205	—	371,950
	当連結会計年度	224,606	96,970	—	321,576
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	8	—	—	8
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	△30	30	—	—
	当連結会計年度	965	17	—	983
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	244,774	127,175	—	371,950
	当連結会計年度	223,632	96,952	—	320,585
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

イ. 信託財産の運用/受入状況 (信託財産残高表/連結)

資産				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,543,160	0.69	1,804,393	0.75
有価証券	1,075,184	0.48	857,610	0.36
信託受益権	172,441,244	76.84	180,845,290	75.40
受託有価証券	22,849	0.01	22,579	0.01
金銭債権	19,271,003	8.59	22,805,910	9.51
有形固定資産	17,315,570	7.71	19,183,820	8.00
無形固定資産	194,224	0.09	192,521	0.08
その他債権	7,273,403	3.24	8,661,666	3.61
銀行勘定貸	4,750,289	2.11	4,915,208	2.05
現金預け金	538,396	0.24	557,590	0.23
合計	224,425,327	100.00	239,846,590	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	33,415,451	14.89	34,196,939	14.26
年金信託	13,023,778	5.80	13,107,254	5.46
財産形成給付信託	19,060	0.01	18,954	0.01
投資信託	79,777,245	35.55	81,009,958	33.78
金銭信託以外の金銭の信託	32,458,304	14.46	38,906,807	16.22
有価証券の信託	20,975,736	9.35	22,175,725	9.25
金銭債権の信託	19,383,820	8.64	22,893,231	9.54
土地及びその定着物の信託	78,450	0.03	875	0.00
包括信託	25,293,482	11.27	27,536,844	11.48
合計	224,425,327	100.00	239,846,590	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 171,496,341百万円

当連結会計年度末 179,783,587百万円

3. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 185,381百万円

当連結会計年度末 187,868百万円

ロ. 貸出金残高の状況(業種別貸出状況) (末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	52,676	3.41	48,448	2.69
電気・ガス・熱供給・水道業	8,660	0.56	15,700	0.87
情報通信業	14,000	0.91	93,500	5.18
運輸業, 郵便業	420	0.03	420	0.02
卸売業, 小売業	5,000	0.32	4,584	0.25
金融業, 保険業	1,310,445	84.92	1,399,135	77.54
不動産業	28,496	1.85	19,793	1.10
物品賃貸業	4,455	0.29	4,100	0.23
その他	119,005	7.71	218,712	12.12
合計	1,543,160	100.00	1,804,393	100.00

ハ. 有価証券残高の状況 (末残・構成比)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	599,390	55.75	457,214	53.32
地方債	30	0.00	30	0.00
社債	113,807	10.58	66,718	7.78
株式	8,164	0.76	7,910	0.92
その他の証券	353,792	32.91	325,736	37.98
合計	1,075,184	100.00	857,610	100.00

ニ. 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況（未残）

金銭信託

科目	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	26,710	15,959
その他	4,576,633	4,618,947
資産計	4,603,344	4,634,907
元本	4,602,967	4,634,580
債権償却準備金	70	19
その他	306	307
負債計	4,603,344	4,634,907

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末

貸出金26,710百万円のうち、延滞債権額は680百万円、貸出条件緩和債権額は34百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は714百万円であります。

なお、破綻先債権、3カ月以上延滞債権はありません。

当連結会計年度末

貸出金15,959百万円のうち、延滞債権額は134百万円、貸出条件緩和債権額は30百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は164百万円であります。

なお、破綻先債権、3カ月以上延滞債権はありません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	7	1
要管理債権	0	0
正常債権	260	158

⑥ 銀行業務の状況

イ. 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	25,852,090	5,118,963	282,133	30,688,920
	当連結会計年度	28,663,840	5,076,719	272,881	33,467,678
うち流動性預金	前連結会計年度	8,310,993	459,056	242,434	8,527,615
	当連結会計年度	9,193,574	476,564	232,164	9,437,974
うち定期性預金	前連結会計年度	16,147,578	4,659,607	39,550	20,767,636
	当連結会計年度	18,505,071	4,599,838	40,577	23,064,332
うちその他	前連結会計年度	1,393,518	298	148	1,393,668
	当連結会計年度	965,193	315	138	965,371
譲渡性預金	前連結会計年度	2,722,034	3,390,957	252,700	5,860,292
	当連結会計年度	3,384,059	4,060,135	283,600	7,160,594
総合計	前連結会計年度	28,574,125	8,509,920	534,833	36,549,212
	当連結会計年度	32,047,900	9,136,854	556,481	40,628,273

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

ロ. 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	25,435,554	100.00	26,284,914	100.00
製造業	2,666,326	10.48	2,962,638	11.27
農業, 林業	5,330	0.02	4,106	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	59,024	0.23	60,637	0.23
建設業	185,767	0.73	198,590	0.76
電気・ガス・熱供給・水道業	1,172,077	4.61	1,201,620	4.57
情報通信業	442,710	1.74	323,659	1.23
運輸業, 郵便業	1,148,800	4.51	1,296,402	4.93
卸売業, 小売業	1,258,313	4.95	1,253,121	4.77
金融業, 保険業	1,518,274	5.97	1,451,914	5.52
不動産業	3,558,008	13.99	3,682,243	14.01
物品賃貸業	1,050,439	4.13	1,170,813	4.45
地方公共団体	29,686	0.12	25,470	0.10
その他	12,340,792	48.52	12,653,697	48.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,267,821	100.00	4,222,053	100.00
政府等	2,417	0.06	2,676	0.06
金融機関	129,109	3.02	112,020	2.66
その他	4,136,294	96.92	4,107,357	97.28
合計	29,703,375	—	30,506,968	—

(注)「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

ハ. 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	1,081,954	399,014	—	1,480,969
	当連結会計年度	1,282,980	477,510	—	1,760,490
地方債	前連結会計年度	14,785	—	—	14,785
	当連結会計年度	23,686	—	—	23,686
社債	前連結会計年度	729,623	—	57,766	671,856
	当連結会計年度	699,775	—	—	699,775
株式	前連結会計年度	2,863,773	31,285	1,561,421	1,333,637
	当連結会計年度	3,185,839	31,449	1,561,589	1,655,699
その他の証券	前連結会計年度	2,270,569	794,367	128,586	2,936,350
	当連結会計年度	2,083,889	888,601	128,660	2,843,830
合計	前連結会計年度	6,960,706	1,224,668	1,747,774	6,437,599
	当連結会計年度	7,276,171	1,397,561	1,690,249	6,983,483

- (注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 相殺消去額は、連結会社間の資本連結等に伴う相殺消去額を表示しております。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	17.23	15.76
2. 連結Tier 1比率(5/7)	14.47	13.51
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	12.62	12.12
4. 連結における総自己資本の額	32,831	31,909
5. 連結におけるTier 1資本の額	27,581	27,367
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	24,048	24,551
7. リスク・アセットの額	190,539	202,433
8. 連結総所要自己資本額	15,243	16,194

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
持株レバレッジ比率	4.64	5.53

(注)詳細は、当社ウェブサイト(<https://www.smth.jp/ir/basel/index.html>)に記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度総括

実質業務純益は、コロナショックによる影響約△180億円的一方、ストック収益の堅調な推移や、下期のフロー手数料収益回復に加え、株価上昇に伴う組合出資関連収益（実質的な資金関連の損益に計上）等の一過性要因もあり、前年度比56億円増益の2,947億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、ニューノーマルを見据えたソフトウェア資産等の減損処理の他、政策保有株式評価益とヘッジ取引評価損の双方を一部実現、ヘッジポジションの持ち値改善を図った上で、前年度比208億円減益の1,421億円となりました。

(主なKPI)

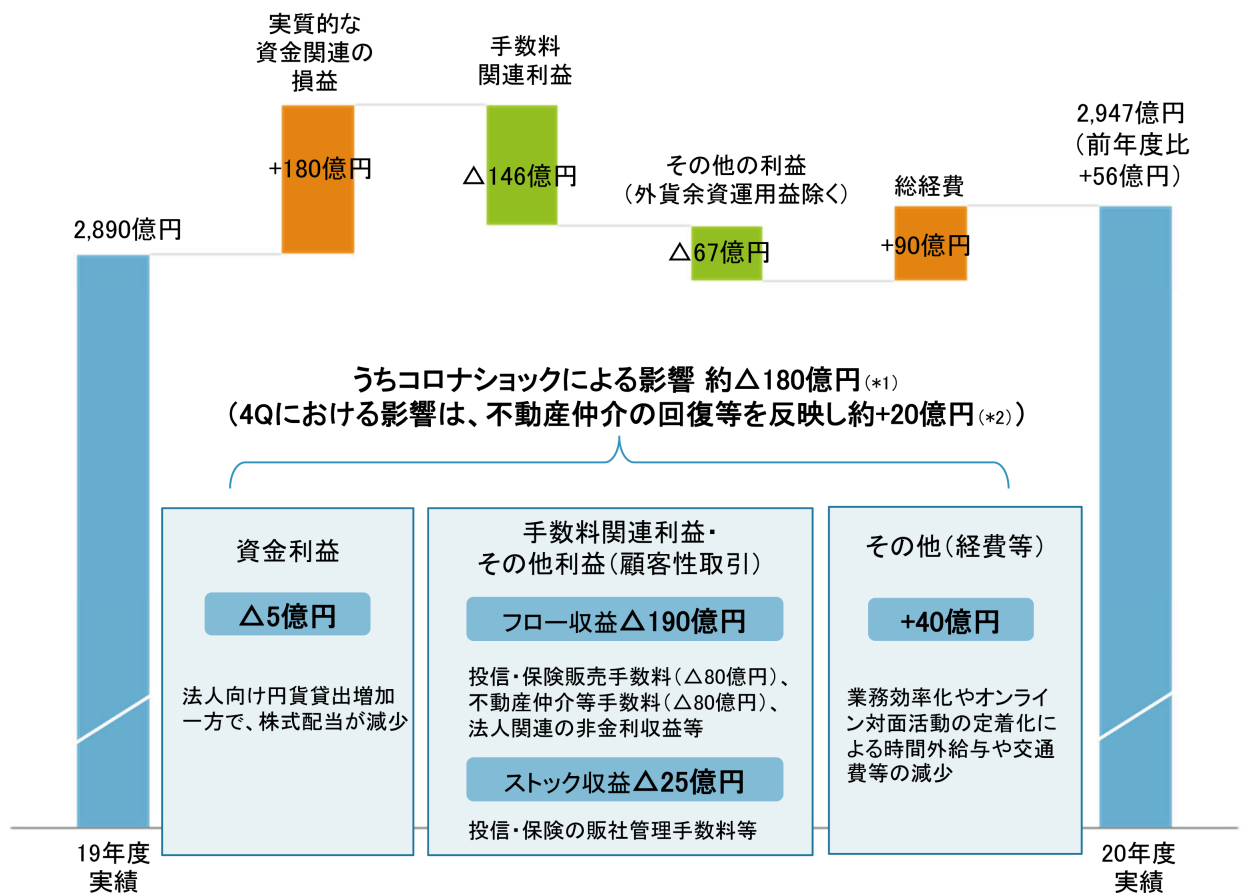
(億円)	2019年度	2020年度			2021年度		
	実績	予想	実績	前年度比	予想比	予想	20年度比
実質業務純益(*1)	2,890	2,600	2,947	56	347	2,800	△147
実質業務粗利益(*1)	7,426	7,100	7,392	△33	292	7,400	7
総経費(*1)	△4,536	△4,500	△4,445	90	55	△4,600	△154
親会社株主純利益	1,630	1,400	1,421	△208	21	1,550	128

手数料収益比率	54.6%	52.9%	△1.7%				
OHR	61.1%	63.4%	60.1%	△1.0%	△3.3%	62.2%	2.1%
株主資本ROE	7.12%	5.98%	△1.14%				
普通株式等Tier 1比率	12.62%	12.12%	△0.50%	(*)2			

(*)1 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(*)2 21/3末の普通株式等Tier 1比率(パーゼルⅢ最終化ベースの試算値)は9.4%であります。

(実質業務純益の増減)



(*)1 期初(2020年5月)時点での、20年度通期のコロナショック影響は△300億円と想定

(*)2 4Qにおける影響の内訳は、フロー収益+15億円、その他(経費等)+5億円。フロー収益+15億円は、不動産仲介の回復状況を反映したものの

② 経営成績の分析

(億円)	2019年度		2020年度	
				増減
実質業務純益 (*1)	2,890	2,947	56	
実質業務粗利益 (*1)	7,426	7,392	△33	
実質的な資金関連の損益 (*2)	2,713	2,894	180	
資金関連利益	1,586	2,602	1,015	
外貨余資運用益	1,127	291	△835	
手数料関連利益	4,058	3,911	△146	
その他の利益 (外貨余資運用益除く)	653	586	△67	
総経費 (*1)	△4,536	△4,445	90	
与信関係費用	△438	△78	360	
株式等関係損益	401	△435	△836	
その他の臨時損益	△276	△602	△325	
経常利益	2,576	1,831	△745	
特別損益	△169	168	337	
税金等調整前純利益	2,407	2,000	△407	
法人税等合計	△756	△560	195	
非支配株主純利益	△20	△17	3	
親会社株主純利益	1,630	1,421	△208	
株主資本ROE	7.12%	5.98%	△1.14%	
1株当たり配当金 (DPS) (円)	150	150	—	
1株当たり純利益 (EPS) (円)	434	379	△54	
発行済株式総数 (百万株) (*3)	375.3	374.5	△0.8	

(*1) 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(*2) 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益」に「外国為替売買損益」に含まれる外貨余資運用益を加算したものであります。

(*3) 普通株式（自己株式除き）の期中平均であります。

(資金関連利益及びその他の利益)

(億円)	2019年度		2020年度	
				増減
資金関連利益	1,586	2,602	1,015	
その他の利益	1,781	878	△902	
外貨余資運用益	1,127	291	△835	
外貨余資運用益以外	653	586	△67	

イ. 実質業務純益

資金関連利益については、国内預貸収支改善の他、組合出資関連収益等の一過性の押し上げ要因を含め、前年度比1,015億円増加し、2,602億円となりました。外貨余資運用益を加えた実質的な資金関連の損益は同180億円増加し、2,894億円となりました。

手数料関連利益については、上期の営業活動自粛により投資運用コンサルティング関連、不動産仲介関連が低迷しましたが、下期に回復した結果、前年度比146億円減少し、3,911億円となりました。

一方、総経費は、オンライン営業活動定着による削減やグループ会社での粗利連動部分減少等により前年度比90億円減少し、4,445億円となりました。

上記に所要の調整を加えて計算した、いわゆる実勢ベースの利益を表す実質業務純益は前年度比56億円増加し、2,947億円となりました。

ロ. 与信関係費用

「与信関係費用」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済環境悪化に備え、前年度に計上した特例引当金から約120億円の取崩を行ったこと等による、一般貸倒引当金純繰入額の減少を主因に、前年度比360億円減少し、78億円の損失計上となりました。

ハ. 株式等関係損益

「株式等関係損益」は、株価上昇に伴い政策保有株式評価益とヘッジ取引評価損の双方を一部実現のうえ、ヘッジポジションの持ち値改善を実施した結果、ベア投信売却損約1,350億円、政策保有株式売却益約930億円を計上したことから前年度比836億円減少し、435億円の損失計上となりました。

ニ. 特別損益

「特別損益」は、以下を主因に、前年度比337億円増加し、168億円の利益計上となりました。

- ・ 定年延長等の制度変更を背景とした退職給付に係る過去勤務費用について一時損益処理したことにより、377億円の利益計上
- ・ 個人トータルソリューション事業の将来収益見通しに基づくソフトウェア等の減損処理により、193億円の損失計上

③ セグメント別損益の内容

(億円)	前連結会計年度 実質業務純益	実質業務 粗利益		総経費	当連結会計年度 実質業務純益	
			増減			増減
総合計	2,890	7,392	△33	△4,445	2,947	56
個人トータルソリューション事業	228	1,776	△151	△1,620	155	△73
三井住友信託銀行	73	1,227	△77	△1,239	△12	△85
その他グループ会社	155	548	△74	△380	167	12
法人事業 (注) 2	1,325	2,077	15	△756	1,321	△3
三井住友信託銀行	1,028	1,488	17	△464	1,023	△4
その他グループ会社	296	588	△1	△291	297	0
証券代行業業	184	403	28	△194	208	23
三井住友信託銀行	176	235	21	△38	197	20
その他グループ会社	8	167	7	△156	11	2
不動産事業	324	498	△70	△243	255	△68
三井住友信託銀行	258	311	△42	△98	213	△44
その他グループ会社	65	186	△27	△144	42	△23
受託事業	658	1,757	39	△1,112	645	△13
三井住友信託銀行	302	548	25	△239	309	6
その他グループ会社	355	1,209	14	△872	336	△19
うち運用ビジネス (注) 3	295	869	49	△571	298	2
マーケット事業	575	697	△28	△153	544	△31
その他	△406	182	132	△365	△183	223

(注) 1. 子会社配当は各事業に含めておりません。

2. 法人事業は、法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業の合計であります。

3. 「運用ビジネス」は、連結子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (連結)、日興アセットマネジメント株式会社 (連結) 及び資産運用業務を行う持分法適用関連会社 2 社の合計であります。

報告セグメントごとの実質業務純益の主な増減要因は次のとおりであります。

(個人トータルソリューション事業)

投資運用コンサルティング関連において、下期での投信・保険販売は回復したものの、上期における新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動制約の影響等により、投信・保険販売手数料が大幅に減少した結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比85億円減少し△12億円、連結では同73億円減益の155億円となりました。

(法人事業)

デリバティブ、仕組預金等の法人関連業務の非金利収益収入が減収となる一方、コロナ関連貸出増加による資金利益増加やシンジケートローン関連手数料増加等により実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では1,023億円、連結では1,321億円といずれも概ね前年度並みとなりました。

(証券代行業業)

各種コンサルティング収益が増加、市況性収益も安定的に推移した結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比20億円増益の197億円、連結では同23億円増益の208億円となりました。

(不動産事業)

上期における新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動制約の影響等により、法人向け仲介、個人向け仲介ともに減益となりましたが、営業活動でのオンライン等の活用が進み下期単独では不動産事業全体で統合来最高益を更新いたしました。実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比44億円減少し213億円、連結では同68億円減益の255億円となりました。

(受託事業)

資産運用残高は株価の堅調な推移による時価回復および資金流入で、期中を通じて安定的に推移した一方、欧米金利の大幅な低下を受けた米国現地法人での余資運用は悪化いたしました。結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比6億円増加し309億円、連結では同13億円減益の645億円となりました。

(マーケット事業)

ALM収益や投資業務での機動的な売買に伴う収益が好調に推移した一方、新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動制約の影響等により、マーケティング業務及びマーケットメイク業務等の顧客サービスが減益となったが結果、実質業務純益は前年度比31億円減益の544億円となりました。

④ 損益の内容（参考情報）

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
業務粗利益	6,908	6,808	△100
(業務粗利益(信託勘定償却後))	(6,908)	(6,808)	(△100)
資金関連利益	1,435	2,440	1,005
資金利益	1,274	2,262	988
合同信託報酬(信託勘定償却前)	160	177	17
手数料関連利益	3,758	3,579	△178
役務取引等利益	2,920	2,728	△192
その他信託報酬	837	851	13
特定取引利益	1,021	△332	△1,354
その他業務利益	692	1,120	427
うち外国為替売買損益	500	792	292
うち国債等債券関係損益	349	△67	△416
うち金融派生商品損益	△391	178	569
経費(除く臨時処理分)	△4,308	△4,195	113
(除くのれん償却)	(△4,214)	(△4,116)	(97)
人件費	△1,902	△1,899	3
物件費	△2,228	△2,127	101
税金	△177	△168	9
一般貸倒引当金繰入額 ①	△388	49	438
信託勘定不良債権処理額 ②	△0	—	0
銀行勘定不良債権処理額 ③	△61	△136	△74
貸出金償却	△34	△42	△7
個別貸倒引当金繰入額	△11	△82	△71
債権売却損	△15	△10	4
貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
償却債権取立益 ⑤	11	8	△3
株式等関係損益	401	△435	△836
うち株式等償却	△124	△8	116
持分法による投資損益	99	116	17
その他	△85	△384	△299
経常利益	2,576	1,831	△745
特別損益	△169	168	337
固定資産処分損益	24	△5	△29
固定資産減損損失	△193	△201	△8
その他特別損益	—	375	375
税金等調整前当期純利益	2,407	2,000	△407
法人税等合計	△756	△560	195
法人税、住民税及び事業税	△695	△509	185
法人税等調整額	△60	△50	9
当期純利益	1,650	1,439	△211
非支配株主に帰属する当期純利益	△20	△17	3
親会社株主に帰属する当期純利益	1,630	1,421	△208
与信関係費用(①+②+③+④+⑤)	△438	△78	360
実質業務純益	2,890	2,947	56

実質業務純益の内訳は次のとおりであります。

実質業務粗利益	7,426	7,392	△33
総経費(除く臨時処理分)	△4,536	△4,445	90

- (注) 1. 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)
2. 実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を除いたものであります(実質業務粗利益及び総経費は持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数)。なお、実質業務粗利益と業務粗利益の差額及び総経費と経費の差額は主に持分法適用会社の経常利益(臨時要因調整後) × 持分割合等であります。
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

⑤ 財政状態の分析

イ. 貸出金

銀行勘定の貸出金は、前年度末比8,035億円増加し30兆5,069億円となりました。また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）の貸出金は、同107億円減少し159億円となり、銀行勘定との合計では同7,928億円増加し30兆5,229億円となりました。なお、三井住友信託銀行株式会社（単体・国内店）の中小企業等貸出金残高は、同4,720億円増加し17兆5,764億円となり、住宅ローン残高は、同3,407億円増加し10兆1,418億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
貸出金残高（銀行勘定）	297,033	305,069	8,035
貸出金残高（元本補てん契約のある信託）	267	159	△107
合計	297,300	305,229	7,928

（三井住友信託銀行株式会社単体・国内店）

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
国内店	259,004	266,777	7,773
うち中小企業等貸出金残高	171,043	175,764	4,720
うち住宅ローン残高	98,010	101,418	3,407

(注) 1. 銀行勘定・元本補てん契約のある信託勘定合計の計数。

2. 特別国際取引勘定分を除いております。

リスク管理債権について、銀行勘定は、前年度末比283億円増加し1,287億円となり、貸出金残高に対する比率は、同0.08%上昇し0.42%となりました。債権区別では、破綻先債権が同27億円、3カ月以上延滞債権が同2億円の減少、延滞債権が同211億円、貸出条件緩和債権が同102億円の増加となりました。

また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）においては、前年度末比5億円減少し1億円となり、貸出金残高に対する比率は、同1.65%低下し1.03%となりました。債権区別では、延滞債権が同5億円、貸出条件緩和債権が同0億円の減少となりました。

○リスク管理債権の状況(部分直接償却実施後)

[リスク管理債権]	前連結会計年度 (億円) (A)			当連結会計年度 (億円) (B)			増減(億円) (B)-(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
破綻先債権	49	—	49	22	—	22	△27	—	△27
延滞債権	531	6	537	742	1	743	211	△5	205
3カ月以上延滞債権	33	—	33	30	—	30	△2	—	△2
貸出条件緩和債権	389	0	389	491	0	492	102	△0	102
合計	1,004	7	1,011	1,287	1	1,288	283	△5	277

貸出金残高	297,033	267	297,300	305,069	159	305,229	8,035	△107	7,928
-------	---------	-----	---------	---------	-----	---------	-------	------	-------

[貸出金残高比率]	前連結会計年度 (%) (A)			当連結会計年度 (%) (B)			増減(%) (B)-(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
破綻先債権	0.02	—	0.02	0.01	—	0.01	△0.01	—	△0.01
延滞債権	0.18	2.55	0.18	0.24	0.84	0.24	0.06	△1.71	0.06
3カ月以上延滞債権	0.01	—	0.01	0.01	—	0.01	△0.00	—	△0.00
貸出条件緩和債権	0.13	0.13	0.13	0.16	0.19	0.16	0.03	0.06	0.03
合計	0.34	2.68	0.34	0.42	1.03	0.42	0.08	△1.65	0.08

(参考) 金融再生法開示債権の状況等 (三井住友信託銀行株式会社単体)

金融再生法開示債権は、銀行勘定・信託勘定(元本補てん契約のある信託)合算で前年度末比266億円増加し1,134億円となりました。また、開示債権比率(総与信に占める割合)は、同0.1%上昇し0.4%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が前年度末比120億円、危険債権が同53億円、要管理債権が同93億円の増加となりました。

銀行勘定の債務者区分毎の引当率につきましては、要管理先債権の非保全部分に対する引当率は11.0%、その他要注意先債権の債権額に対する引当率は6.1%となりました。

○ 金融再生法に基づく資産区分の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・部分直接償却実施後)

(億円・四捨五入)

[銀行勘定・信託勘定合計]	前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
開示債権合計	868	1,134	266
総与信	304,570	311,877	7,307
開示債権比率(%)	0.3	0.4	0.1

[銀行勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金 (億円)		引当率 (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	215 (95)	100 (100)	個別貸倒引当金	38	100 (100)
			担保・保証等による保全	176	—
危険債権	444 (386)	90 (94)	保全なし	43	81 (85)
			個別貸倒引当金	185	
			担保・保証等による保全	214	—
要管理債権	474 (380)	50 (41)	保全なし	234	11 (12)
			一般貸倒引当金	29	
			担保・保証等による保全	210	—
開示債権合計	1,132 (861)				
総与信	311,717 (304,303)				
開示債権比率(%)	0.4 (0.3)				

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

[信託勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金等 (億円)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
危険債権	1 (7)	100 (100)	担保・保証等による保全	1
要管理債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
開示債権合計	2 (7)		債権償却準備金	0
総与信	160 (267)			
開示債権比率(%)	1.0 (2.7)			

(注) ()内は前事業年度の計数であります。

○ 債務者区分毎の引当額と引当率の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・銀行勘定)

債務者区分	(分母)	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
		引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)
破綻先・実質破綻先債権	(対非保全部分)	26	100.0	38	100.0	12	—
破綻懸念先債権	(対非保全部分)	133	85.9	185	81.1	52	△4.8
要管理先債権	(対非保全部分)	38	12.6	31	11.0	△7	△1.6
	(対債権額)		8.7		6.2		△2.5
その他要注意先債権	(対債権額)	292	7.1	306	6.1	14	△1.0
正常先債権	(対債権額)	485	0.1	436	0.1	△48	△0.0

破綻懸念先、要管理先、その他要注意先のうちDCF法適用先に対する引当額と引当率の状況並びにDCF法の適用範囲は以下のとおりであります。

DCF法適用先に対する債権	(対非保全部分)	252	18.7	305	22.8	52	4.1
---------------	----------	-----	------	-----	------	----	-----

DCF法適用範囲	与信額	30億円以上または、 企業グループ合算50億円以上	
	債務者区分	破綻懸念先、要管理先、 その他要注意先の一部	
	適用先数	13社	13社

ロ. 有価証券

有価証券は、株価の上昇を主因とした株式の残高が増加したこと等により、前年度末比5,458億円増加し6兆9,834億円となりました。

保有上場株式につきましては、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」における保有規制の対象となる取得原価ベースでの金額は、前年度末比383億円増加し6,051億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)-(A)
有価証券残高 合計	64,375	69,834	5,458
株式	13,336	16,556	3,220
国債	14,809	17,604	2,795
地方債	147	236	89
社債	6,718	6,997	279
その他(注)	29,363	28,438	△925

(注)その他には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

○ 保有上場株式の残高

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)-(A)
時価(連結貸借対照表計上額)	11,106	14,213	3,107
取得原価	5,668	6,051	383

ハ. 繰延税金資産

繰延税金資産・繰延税金負債の純額は、退職給付に係る連結調整額の減少等により、前年度末比308億円減少し671億円の繰延税金負債の計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
繰延税金資産 (連結貸借対照表計上額) ①	145	144	△1
有価証券償却税分	191	190	△1
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	481	467	△14
繰延ヘッジ損益	256	184	△72
退職給付に係る連結調整額	306	21	△284
株式交換に伴う評価差額	47	44	△2
その他	600	710	109
評価性引当額	△243	△236	7
繰延税金負債との相殺	△1,496	△1,238	257
繰延税金負債 (連結貸借対照表計上額) ②	508	815	307
退職給付関係	230	392	161
その他有価証券評価差額金	1,598	1,502	△96
株式交換に伴う評価差額	58	57	△0
その他	118	102	△15
繰延税金資産との相殺	△1,496	△1,238	257
繰延税金資産 (△は負債) の純額 (③=①-②)	△363	△671	△308

ニ. 預金

預金は、前年度末比2兆7,787億円増加し33兆4,676億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
預金残高	306,889	334,676	27,787

(注) 預金は、譲渡性預金を除いております。

(三井住友信託銀行株式会社単体・国内店)

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
個人	163,586	166,235	2,649
法人・その他	91,775	118,971	27,195

(注) 1. 「その他」は、公金、金融機関であります。

2. 預金は、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

ホ. 純資産の部

純資産の部合計は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加、及び退職給付に係る調整累計額の増加等により、前年度末比1,316億円増加し2兆7,225億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
純資産の部合計	25,909	27,225	1,316
資本金	2,616	2,616	—
資本剰余金	5,805	5,761	△44
利益剰余金	14,950	15,810	860
自己株式	△28	△28	0
株主資本合計	23,343	24,160	816
その他有価証券評価差額金	3,514	3,294	△220
繰延ヘッジ損益	△567	△449	118
土地再評価差額金	△66	△67	△1
為替換算調整勘定	13	40	26
退職給付に係る調整累計額	△685	△40	645
その他の包括利益累計額合計	2,208	2,777	568
新株予約権	10	10	△0
非支配株主持分	345	277	△68

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

⑦ 連結自己資本比率(国際統一基準)

当社は、信用リスクについては「先進的内部格付手法(注1)」、マーケット・リスクは「内部モデル方式」、オペレーショナル・リスクは「先進的計測手法(注2)」を採用しております。

当連結会計年度末の「普通株式等Tier1比率」は12.12%、「Tier1比率」は13.51%、「総自己資本比率」は15.76%と、いずれも規制上の所要水準の7.50%、9.00%並びに11.00%(注3)を上回っております。

(注1)重要性の低い小規模子会社等は、「標準的手法」を適用しております。

(注2)重要性の低い小規模子会社等は、「基礎的手法」を適用しております。

(注3)各比率の所要水準に資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ及び国内の金融システム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課を勘案・加算したものであります。

	前連結会計年度 (A)	当連結会計年度 (B)	増減 (B)-(A)
連結総自己資本比率(%)	17.23	15.76	△1.47
連結Tier1比率(%)	14.47	13.51	△0.96
連結普通株式等Tier1比率(%)	12.62	12.12	△0.50
連結における総自己資本の額(億円)	32,831	31,909	△921
連結におけるTier1資本の額(億円)	27,581	27,367	△214
連結における普通株式等Tier1資本の額(億円)	24,048	24,551	502
リスク・アセットの額(億円)	190,539	202,433	11,894

(注)連結自己資本比率については、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式により算出しております。

⑧ キャッシュ・フローの状況

イ. キャッシュ・フローの状況

「(1) 経営成績等の状況の概要(キャッシュ・フローの状況)」に記載しております。

ロ. 経営方針・経営戦略の遂行にあたっての資本の十分性について

「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据え、持続的・安定的な成長を企図する当グループとしては、銀行の自己資本規制において最重視される「普通株式等Tier1比率」(2028年に予定されているバーゼルⅢ最終化ベース)を「安定的に10%以上」の水準で確保することを十分性の目線としております。

中期経営計画においては、利益創出による資本蓄積やバランスシートの効率運営、政策保有株式の削減等を通じて、同比率を9%台後半から10%台半ばへと引き上げることを財務目標としておりますが、2021年3月末時点においては、前年比0.3%低下の9.4%程度に留まっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響等を背景とした事業法人のお客さまからの資金需要に対応したことが主因であり、短期の資金需要は落ち着きを取り戻す一方、資金の長期化、あるいはコミットメントライン等の不測の事態への備えに対するニーズは依然として強い状態にあります。2021年度においては、引き続き金融仲介機能を確りと果たしつつも、政策保有株式の削減や資産流動化の加速等により、同比率の改善を図ってまいります。

ハ. 成長投資、手元資金、株主還元のバランス、並びに資本コストに関する経営者の考え方について

持続的・安定的な成長、それに伴う株主還元の着実な強化を図るべく、当グループ資本戦略においては、(i) 事業戦略を通じた資本対比の収益性向上、(ii) 資本の有効活用、(iii) 配当による株主還元の強化の三本柱によって、資本の十分性と効率性のベストバランスを実現することをゴールとしています。

中期経営計画の最終年度である2022年度に目指すベストバランスの水準として、「普通株式等Tier1比率10%台半ば」、「自己資本ROE7%程度」を設定しております。それらの達成に向けて、(i) については、バランスシートの収益性改善、手数料ビジネスの強化、コスト構造改革を通じた経費率の改善、政策保有株式削減等を推進してまいります。また、(ii) については、外部成長機会の追求や各事業の収益性改善を企図した戦略的投資に積極的に取り組んでいく方針です。(iii) については、業績に応じた株主への利益還元策として連結配当性向を2022年度を目処に40%程度に引き上げるとともに、自己株式取得につきましても資本の有効活用の観点から、柔軟かつ機動的に実施していく方針としています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響やニューノーマルを見据えた対応の推進の必要性、株式市場の変動等、中期経営計画における想定とは異なる事業環境となっておりますが、上述の財務目標達成に向けて、各種取り組みを推進してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、三井住友トラスト総合サービス株式会社において、三井住友信託銀行市川支店入居ビル・品川ビルの取得などを実施いたしました。

また、業務の一層の効率化を図るためIT基盤の整備やソフトウェアへの投資を行うなど、無形固定資産に係る投資額を含めて総額628億円の投資を行いました。

当連結会計年度において、記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当グループでは、設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	有形 リース 資産	その他 の有形 固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当社	—	本社	東京都 千代田区	事務所	—	—	—	—	0	0	184
国内 連結 子会社	三井住友信託 銀行株式会社	本店	東京都 千代田区	店舗 事務所	2,490	42,027	14,529	4	1,301	57,861	3,950
		札幌支店 他3支店	北海道・ 東北地区	店舗	—	—	738	—	165	903	219
		日本橋営業部 他62支店 11出張所	関東・ 甲信越地区	店舗 事務所	11,567 (4,288)	21,085	19,545	2,910	6,360	49,901	4,698
		名古屋栄支店 他17支店	東海・ 北陸地区	店舗 事務所	2,015	3,982	2,310	761	1,036	8,090	911
		梅田支店 他29支店 4出張所	近畿地区	店舗 事務所	3,233 (560)	1,402	4,890	0	1,552	7,845	2,278
		広島支店 他8支店 2出張所	中国・ 四国地区	店舗	1,747 (472)	105	717	—	193	1,016	409
		福岡支店 他7支店	九州地区	店舗	355	185	908	—	260	1,354	356
		ニューヨーク 支店	北米地区	店舗	—	—	711	—	314	1,026	222
		ロンドン支店	欧州地区	店舗	—	—	282	—	154	436	255
		シンガポール 支店他2支店	アジア地区	店舗	—	—	181	—	145	327	340
		事務センター 他3センター	東京都 府中市他	事務 センター	38,734	19,195	14,237	—	3,121	36,554	82
		社宅・寮	兵庫県 尼崎市他	社宅・寮	16,214	5,083	1,533	—	153	6,770	—
	その他の施設	東京都 府中市他	その他	11,804 (40)	3,601	2,732	—	262	6,596	20	
	三井住友トラ スト総合サー ビス株式会社 他26社	本社他	東京都 港区他	店舗 事務所等	192,553 (1,073)	33,918	10,491	73	2,879	47,363	7,227
海外 連結 子会社	Sumitomo Mitsui Trust Bank(U.S.A.)Limited 他34社	本社他	北米地区他	店舗 事務所等	—	—	155	1,312	555	2,023	988

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は、建物を含めて17,123百万円であります。
2. 三井住友信託銀行株式会社の店舗外現金自動設備3か所、海外駐在員事務所5か所は上記に含めて記載しております。
3. 上記には、連結子会社以外に貸与している建物が含まれており、その主な内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物
		面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	
三井住友信託銀行株式会社	関東・甲信越地区	—	—	1,522
	近畿地区	—	—	74
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	関東・甲信越地区	—	—	793
	東海・北陸地区	—	—	68
	近畿地区	—	—	319
	九州地区	—	—	23

4. 上記の他、ソフトウェア資産69,946百万円、その他の無形固定資産5,065百万円を所有しております。また、上記には建設仮勘定108百万円は含めておりません。
5. 三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産は、セグメントに配賦していない共用資産を除き、6つの事業セグメント(個人トータルソリューション事業、法人事業、証券代行業業、不動産事業、受託事業、マーケット事業)に配賦しております。三井住友信託銀行株式会社以外の連結子会社に係る固定資産は、セグメントに配賦しておりません。固定資産のセグメントごとの金額については、(セグメント情報等)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

なお、当グループでは、設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設、改修等

(2021年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内 連結 子会社	三井住友 信託銀行 株式会社	芝ビル	東京都 港区	改修	空調設備	4,500	783	自己資金	2019年 8月	2023年 2月
		吉祥寺支店・ 吉祥寺中央支店	東京都 武蔵野市	移転	店舗	1,213	37	自己資金	2020年 10月	2021年 5月
		事務機械	—	改修 その他	(注) 2	3,050	—	自己資金	2021年 4月	2022年 3月
		ソフトウェア	—	改修 その他	ソフト ウェア	43,161	—	自己資金	2021年 4月	2022年 3月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 「事務機械」の主なものは、各々店舗・事務所システム設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

(2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	850,000,000
第1回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2

第1回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
計	890,000,000

(注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとします。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	375,291,440	375,291,440	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	375,291,440	375,291,440	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	
決議年月日	2011年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 72
新株予約権の数(個)※	200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 20,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり4,000
新株予約権の行使期間※	2013年7月26日～2021年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,620 資本組入額 1株当たり2,310
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	
決議年月日	2012年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 66
新株予約権の数(個)※	193 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 19,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり4,000
新株予約権の行使期間※	2014年7月18日～2022年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,340 資本組入額 1株当たり2,170
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	
決議年月日	2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び子会社の取締役及び執行役員 60
新株予約権の数(個)※	393 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 39,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり5,190
新株予約権の行使期間※	2015年7月19日～2023年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり6,650 資本組入額 1株当たり3,325
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	
決議年月日	2014年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	322(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 32,200(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2014年8月31日～2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,250 資本組入額 1株当たり2,125
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	290 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 29,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2015年8月31日～2045年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり5,457 資本組入額 1株当たり2,728.5
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれを交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63
新株予約権の数(個)※	464(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 46,400(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2016年8月31日～2046年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり3,256 資本組入額 1株当たり1,628
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 67
新株予約権の数(個)※	583(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 58,300(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2017年8月31日～2047年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり3,871 資本組入額 1株当たり1,935.5
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権	
決議年月日	2018年7月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 70
新株予約権の数(個)※	663 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)※	普通株式 66,300(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株当たり1
新株予約権の行使期間※	2018年9月30日～2048年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1株当たり4,184 資本組入額 1株当たり2,092
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年10月1日 (注) 1	普通株式 △3,513,137,768	普通株式 390,348,640	—	261,608	—	702,933
2019年9月20日 (注) 2	普通株式 △15,057,200	普通株式 375,291,440	—	261,608	—	702,933

(注) 1. 2016年6月29日開催の定時株主総会兼種類株主総会の決議による同年10月1日付の株式併合（当社普通株式10株につき1株の割合で併合）の実施に伴い、発行済株式総数が3,513,137,768株減少しております。

2. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年9月20日付で自己株式の消却を実施いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	181	47	1,812	817	47	44,311	47,216	—
所有株式数 (単元)	4	1,275,403	249,187	583,881	1,396,565	458	235,526	3,741,024	1,189,040
所有株式数 の割合(%)	0.00	34.09	6.66	15.61	37.33	0.01	6.30	100.00	—

(注) 1. 自己株式323,718株は「個人その他」に3,237単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。
なお、自己株式について、株主名簿上の株式数と実質的に所有している株式数は一致しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	33,542,100	8.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	23,630,900	6.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,781,400	1.80
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,564,500	1.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	6,183,100	1.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,718,300	1.52
STATE STREET BAN K WEST CLIENT — TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	5,183,135	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,066,400	1.35
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	4,833,859	1.28
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー31階	4,598,200	1.22
計	—	102,101,894	27.22

(注) 1. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2014年10月21日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、ブラックロック・ジャパン株式会社他9名が2014年10月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2021年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は2016年10月1日付にて株式併合(当社普通株式10株につき1株の割合で併合)を実施しておりますが、下記の保有株券等の数は株式併合前の株数を記載しております。

大量保有者名	ブラックロック・ジャパン株式会社 (他共同保有者9名)
保有株券等の数	197,950,253株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.07%

2. 野村証券株式会社から、2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社他2名が2020年7月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2021年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	野村証券株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	23,078,902株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合	6.15%

3. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、2020年12月7日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名が2020年11月30日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2021年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(他共同保有者1名)

保有株券等の数 19,195,626株 (共同保有者分を含む)

株券等保有割合 5.11%

4. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、422,100株については、当社の役員向け株式交付信託の信託財産として保有する株式であり、当社の連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、発行済株式数からは控除しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 323,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 373,778,700	3,737,787	同上
単元未満株式	普通株式 1,189,040	—	同上
発行済株式総数	375,291,440	—	—
総株主の議決権	—	3,737,787	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)及び役員向け株式交付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する422,100株(議決権の数4,221個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	323,700	—	323,700	0.08
計	—	323,700	—	323,700	0.08

- (注) 役員向け株式交付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式422,100株は、上記自己保有株式には含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 6,152	19,819,556
当期間における取得自己株式	普通株式 825	3,131,542

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(買増請求に対する売渡)	普通株式 393	1,198,863	—	—
その他(ストックオプションの行使による売渡)	普通株式 8,200	34,783,419	—	—
保有自己株式数	普通株式 323,718	—	普通株式 324,543	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数及び買増請求に対する売渡株式数、並びにストックオプションの行使による売渡株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を重要な経営方針の一つと位置付けており、持続的・安定的な成長に即した株主還元の強化に向けて、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、2022年度を目途に連結配当性向40%程度への引き上げを目指す方針を掲げております。

毎事業年度における配当の回数につきましては、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当の決定機関は取締役会であり、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、上記方針を踏まえ、普通株式の期末配当金を1株当たり75円00銭としております。2020年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株当たり75円00銭)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき150円00銭となり、連結配当性向は39.5%となっております。

内部留保資金につきましては、健全性確保の観点からその充実に留意しつつ、当グループとしての企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当金 (円)
2020年11月12日 取締役会	普通株式	28,122	75.00
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	28,122	75.00

(参考) 株主還元方針

業績に応じた株主利益還元策として、2022年度を目処に連結配当性向40%程度への引き上げを目指す。さらに、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的に自己株式取得を実施する。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 企業統治の体制の概要等

イ. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を實踐し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、当グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- (ii) 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (iii) 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- (iv) 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- (v) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

なお、当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を当社のWebサイトに掲載しております。

ロ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当グループは、銀行事業、資産運用・資産管理事業、不動産事業を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションを迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループです。

当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。また、取締役会の監督機能の実効性を高めるべく、内部機関として会社法に定める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置するとともに、信託銀行グループならではの当グループの事業特性を踏まえ、取締役会の諮問機関として、「リスク委員会」と「利益相反管理委員会」を任意に設置しています。さらに、これらの取り組みに加え、取締役会議長に、社外取締役が就任することにより、取締役会が担うグループ経営管理における監督機能の実効性確保を図っています。

ハ. グループにおける当社の役割と機能

当社はグループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等にもとづき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を發揮すべく、以下の機能を担っています。

《グループ経営戦略企画機能》

三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

《業務運営管理機能》

業務運営は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社が担う一方、当社は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

《経営資源配分機能》

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社における経営資源の使用状況を管理します。

《リスク管理統括機能》

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

《コンプライアンス統括機能》

グループの企業倫理としての基本方針及び役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

《内部監査統括機能》

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社に対して必要な指示等を行います。

二. 会社の機関の内容

《監督機関》

(i) 取締役会

A. 議長：松下 功夫（社外取締役）

B. 役割・構成

- (A) 取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。
- (B) 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。
- (C) 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。
- (D) 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。

C. 当事業年度の活動状況

- (A) 開催回数：18回
- (B) 主な審議事項：パーパスの浸透、サステナビリティ基本方針、中期経営計画の進捗状況、業務品質の向上・高度化、政策保有株式の削減等の審議を実施。

(ii) 各委員会

<法定の委員会>

A. 指名委員会

(A) 委員長：松下 功夫（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定
- ・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任、並びに経営者の後継人材育成計画に関する諮問に対する審議・答申
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役の選任、並びに解任に関する諮問に対する審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：21回
- ・主な審議事項：執行役社長を含む執行役の選任、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役の選任等の審議を実施。

B. 報酬委員会

(A) 委員長：河本 宏子（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 4名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定
- ・上記の方針に従って、取締役及び執行役の個人別の報酬額等を決定
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：10回
- ・主な審議事項：取締役及び執行役の報酬の決定方針・個人別の報酬額等、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の報酬の決定方針等の審議を実施。

C. 監査委員会

(A) 委員長：齋藤 進一（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 3名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成
- ・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：16回
- ・主な審議事項：中期経営計画の進捗状況、三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を基本としたグループ全体のリスク管理体制の構築状況等の重点監査項目について審議を実施。

<任意の委員会>

D. リスク委員会

(A) 委員長：藤井 健司（社外有識者）

(B) 構成：社外委員（社外有識者）3名、社内委員 1名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施。

- ・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
- ・当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：6回
- ・主な審議事項：当グループのリスク管理態勢の適切性に関する審議、中長期的な経済・社会構造変化を踏まえたリスク認識に関する審議、リスク文化の醸成・浸透に関する審議等を実施。

E. 利益相反管理委員会

(A) 委員長：神田 秀樹* (社外有識者) ※三井住友信託銀行株式会社社外取締役

(B) 構成：社外委員 (社外有識者) 3名、社内委員 1名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

- ・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
- ・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
- ・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
- ・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：6回
- ・主な審議事項：当グループの利益相反管理・顧客保護等管理状況、個人トータルソリューション事業等における顧客本位の業務運営状況等に係る審議を実施。

《取締役会及び各委員会の構成》 (●：委員長、○：委員)

氏名	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会	利益相反管理委員会
高倉透	取締役執行役社長 (代表執行役)					
荒海次郎	取締役執行役副社長 (代表執行役)					
山口信明	取締役執行役専務					
大山一也	取締役執行役					
大久保哲夫	取締役会長	○	○			
橋本勝	取締役	○	○			
首藤邦之	取締役			○		
田中浩二	取締役			○		
松下功夫	取締役(社外) (取締役会議長)	●	○			
齋藤進一	取締役(社外)	○		●		
河本宏子	取締役(社外)	○	●			
麻生光洋	取締役(社外)			○		
加藤宣明	取締役(社外)	○	○			
柳正憲	取締役(社外)	○	○			
鹿島かおる	取締役(社外)			○		
鈴木康之	執行役常務				○	○
神田秀樹※	社外有識者					●
藤井健司	社外有識者				●	
鈴木武	社外有識者					○
荒木幹夫	社外有識者				○	
外山晴之	社外有識者				○	
細川昭子	社外有識者					○

※神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役です。

《執行機関》

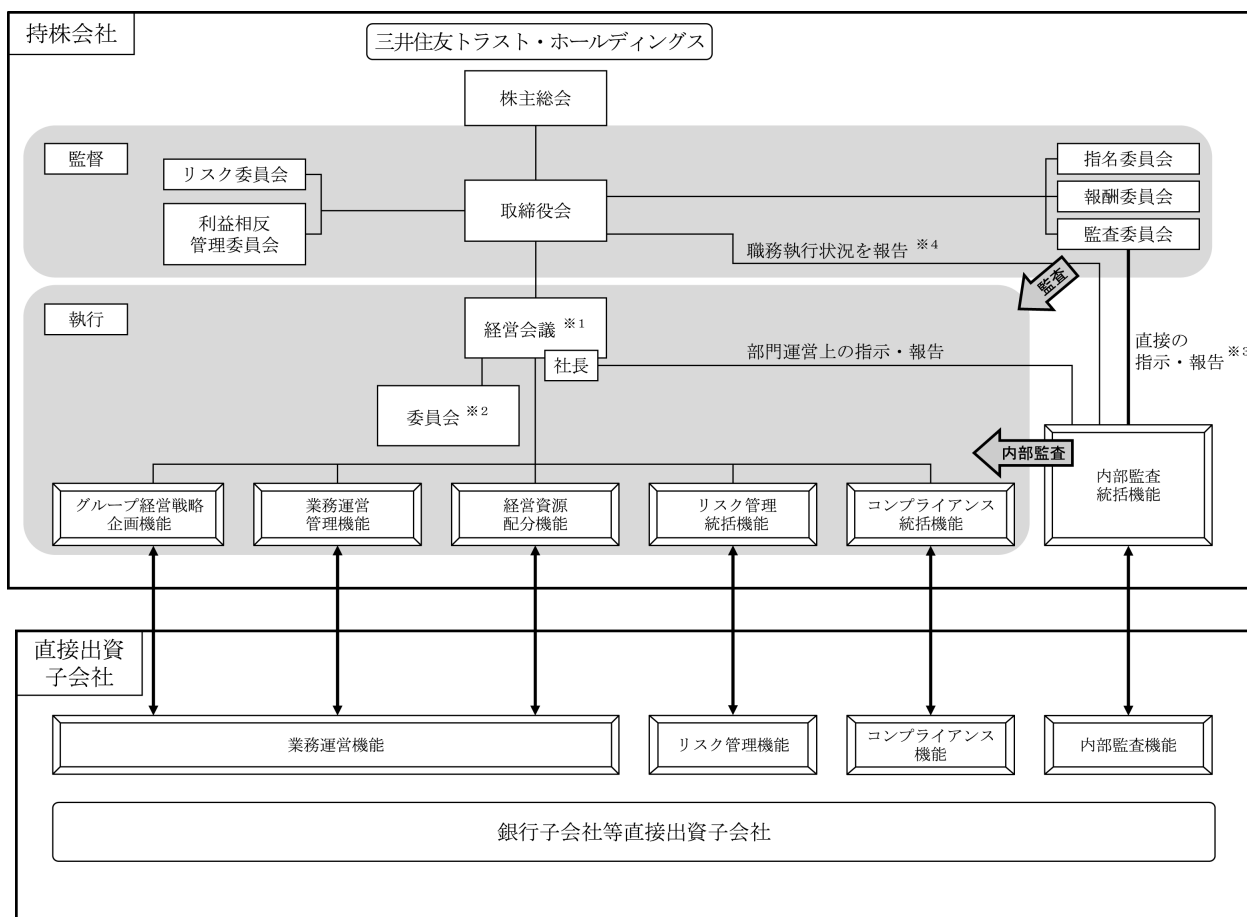
(i) 経営会議

取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

(ii) その他

グループのサステナビリティ推進施策の検討等を行う「サステナビリティ推進会議」や、「経営リスク管理委員会」等各種委員会を設置しています。

グループの経営管理体制



- ※1 サステナビリティ推進会議を含む
 ※2 経営リスク管理委員会、IT委員会、利益相反管理高度化委員会、情報開示委員会
 ※3 内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接的指示・報告
 ※4 内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

ホ. 内部統制システムの整備状況

当社の取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(i) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- 当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- 当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- 利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- 役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及

び社員等が社内・社外の窓口で直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

- I. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
 - J. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。
- (ii) リスク管理体制の整備について
- A. 当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
 - B. リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
 - C. 当グループは、3つの防衛線を基本とした、グループ全体のリスク管理体制を構築する。
 - D. 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
 - E. 当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
 - F. 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - G. 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。
- (iii) 業務執行体制の整備について
- A. 当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。
 - B. 執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。
 - C. 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。
- (iv) 経営の透明性確保について
- A. 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - B. 当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。
 - C. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。
- (v) 当グループ管理体制の整備について
- A. 当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
 - B. 当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
 - C. 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。
 - D. 当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
- (vi) 情報の保存・管理体制の整備について
- A. 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - B. 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- (vii) 内部監査体制の整備について
- A. 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - B. 当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - C. 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。
- (viii) 監査委員会監査に関する体制の整備について

A. 監査委員会の職務を補助すべき社員等

- (A) 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員、又は社員を配置する。
- (B) 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。
- (C) 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。
- (D) 執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

B. 監査委員会への報告体制

- (A) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。
- (B) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。
- (C) 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。
- (D) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。
- (E) 上記（A）、（B）及び（D）に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記（A）に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記（B）に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記（D）に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。
- (F) 監査委員会は、必要に応じ、上記（A）から（D）に掲げる事項について、上記（A）から（E）に掲げる者に対して報告を求めることができる。
- (G) 上記（A）から（F）に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

C. その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

- (A) 取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
- (B) 常勤の監査委員を選定する。
- (C) 監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
- (D) 代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
- (E) 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。
- (F) 代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
- (G) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。
- (H) 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合弁会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるることができる。
- (I) 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。

(J) 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

② 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めております。

③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

④ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑤ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己株式の取得については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 種類株式について

当社は、資本調達手段の拡充を目的として、第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式、第1回ないし第4回第十二種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式、第1回ないし第4回第十四種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式を発行できる旨を定款に定めております。これらの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。」と定款に規定されております。

これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(2) 【役員 の 状 況】

男性20名 女性2名 (役員のうち女性の比率 9.1%)

① 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	大久保哲夫	1956年4月6日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2007年6月 2008年1月 2008年6月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年4月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員業務部長 同社執行役員本店支配人 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役兼常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社取締役社長 当社取締役執行役社長 当社取締役会長 (現職)	(注) 2	23,358
取締役 執行役社長 (代表執行役)	高倉透	1962年3月10日生	1984年4月 2010年6月 2012年4月 2012年4月 2013年7月 2013年7月 2014年1月 2014年1月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員本店支配人兼企画部 統合推進部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社執行役社長 当社取締役執行役社長 (現職)	(注) 2	12,082

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役副社長 (代表執行役)	荒海 次郎	1960年5月24日生	1984年4月 2011年7月 2012年4月 2014年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年3月 2021年4月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井アセット信託銀行株式会社 執行役員受託企画部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員年金企画部長 同社常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常 務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員退任 当社取締役執行役副社長（現職）	(注) 2	16,300
取締役 執行役専務	山口 信明	1967年2月22日生	1989年4月 2017年4月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第五部長 同社常務執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員（現職） 当社執行役専務 当社取締役執行役専務（現職）	(注) 2	3,270
取締役 執行役	大山 一也	1965年6月7日生	1988年4月 2015年4月 2016年1月 2016年1月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第四部長 同社執行役員人事部主管 当社執行役員人事部主管 三井住友信託銀行株式会社執行役員 人事部長 当社執行役員人事部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長（現職） 当社執行役 当社取締役執行役（現職）	(注) 2	5,749

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	橋本 勝	1957年4月2日生	1980年4月 三井信託銀行株式会社入社 2007年10月 当社執行役員経営企画部長 2010年7月 当社常務執行役員経営企画部長 2011年2月 当社常務執行役員経営企画部長兼 財務企画部長 2011年2月 中央三井信託銀行株式会社常務執 行役員財務企画部長 2011年3月 当社常務執行役員退任 2011年4月 中央三井信託銀行株式会社常務執 行役員総合資金部長 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執 行役員 2013年4月 同社取締役常務執行役員 2013年4月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2015年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 2015年4月 当社取締役専務執行役員 2015年6月 当社専務執行役員 2016年10月 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 2016年10月 当社副社長執行役員 2017年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長 2017年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役 会長（現職） 2021年4月 当社取締役（現職）	(注) 2	17,000
取締役	首藤 邦之	1960年7月30日生	1984年4月 住友信託銀行株式会社入社 2014年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員 米州地区支配人兼ニューヨーク支店 長 2018年4月 同社常務執行役員 2018年10月 当社執行役員 2019年6月 三井住友信託銀行株式会社常務執 行役員退任 2019年6月 当社取締役（現職）	(注) 2	6,398

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	田中 浩二	1963年5月18日生	1986年4月 2014年4月 2017年4月 2018年4月 2019年6月 2019年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 横浜駅西口支店長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	4,200
取締役	松下 功夫	1947年4月3日生	1970年4月 2002年9月 2003年6月 2004年6月 2005年4月 2006年6月 2006年6月 2010年4月 2010年7月 2012年6月 2012年6月 2015年6月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2019年6月	日本鉱業株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社 新日鉱ホールディングス株式会社（現 JX金属株式会社）取締役 財務グループ財務担当 同社常務取締役 株式会社ジャパンエナジー（現 ENEOS 株式会社）取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長 新日鉱ホールディングス株式会社（現 JX金属株式会社）取締役（非常勤） JXホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）取締役（非常勤） JX日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS 株式会社）代表取締役副社長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員退任 JXホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員 同社相談役 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 INPEX）社外取締役 株式会社マツモトキョシホールディングス社外取締役（現職） 当社取締役（現職） JXTGホールディングス株式会社（2017年4月 JXホールディングス株式会社より商号変更。現 ENEOSホールディングス株式会社）相談役退任 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社 INPEX）社外取締役退任	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役	齋藤進一	1949年1月16日生	1971年4月	丸紅飯田株式会社(現丸紅株式会社)入社	(注)2	7,249
			2001年6月	丸紅株式会社執行役員財務部長		
			2002年4月	同社執行役員広報・IR部長		
			2002年9月	同社執行役員退任		
			2003年1月	アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社入社		
			2004年7月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員		
			2005年7月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役		
			2009年7月	同社代表取締役CEO		
			2010年7月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)マネージングディレクター グローバル・マーケット本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長		
			2013年4月	同監査法人退職		
			2013年5月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長		
			2013年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役		
			2013年6月	当社監査役		
			2014年7月	ユニチカ株式会社社外取締役		
			2015年6月	シャープ株式会社社外取締役		
			2015年6月	ユニチカ株式会社社外取締役退任		
			2015年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役退任		
			2016年6月	シャープ株式会社社外取締役退任		
			2016年10月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表		
			2017年1月	株式会社明光商会社外取締役		
			2017年6月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員退任		
			2017年6月	当社監査役退任		
			2017年6月	当社取締役(現職)		
2018年12月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長					
2019年4月	株式会社明光商会社外取締役退任					
2019年11月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長退任					
2020年10月	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社社外取締役(現職)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	河本宏子	1957年2月13日生	1979年7月 2009年4月 2010年4月 2012年11月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年1月 2016年4月 2016年6月 2017年3月 2017年4月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2020年4月 2020年6月 2021年4月	全日本空輸株式会社入社 同社執行役員客室本部長 同社上席執行役員客室本部長 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員退任 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長 株式会社ルネサンス社外取締役(現職) 三井住友信託銀行株式会社取締役退任 当社取締役(現職) 株式会社ANA総合研究所取締役会長 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役(現職) 株式会社ANA総合研究所顧問(現職)	(注)2	3,000
取締役	麻生光洋	1949年6月26日生	1975年4月 2010年5月 2010年10月 2012年6月 2012年10月 2013年4月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年3月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2019年6月	東京地方検察庁検事 法務総合研究所長 福岡高等検察庁検事長 福岡高等検察庁検事長退官 弁護士登録 法政大学法科大学院兼任教授 住友化学株式会社社外監査役(現職) 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 三井住友信託銀行株式会社監査役 法政大学法科大学院兼任教授退任 株式会社ノジマ社外取締役退任 株式会社ユー・エス・エス社外取締役退任 三井住友信託銀行株式会社監査役退任 当社取締役(現職)	(注)2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	加藤 宣明	1948年11月3日生	1971年4月 2000年6月 2004年6月 2005年6月 2007年6月 2007年6月 2008年6月 2011年6月 2015年6月 2016年6月 2017年5月 2017年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2019年6月 2020年6月 2020年6月 2021年5月 2021年6月	日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社 株式会社デンソー取締役 同社常務役員 デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社取締役社長 同社取締役社長退任 株式会社デンソー専務取締役 同社取締役社長 トヨタ紡織株式会社社外監査役 株式会社デンソー取締役会長 KDDI株式会社社外監査役 愛知県経営者協会会長 トヨタ紡織株式会社社外取締役 中部電力株式会社社外監査役 株式会社デンソー相談役 トヨタ紡織株式会社社外取締役退任 株式会社デンソー相談役退任 KDDI株式会社社外監査役退任 中部電力株式会社社外監査役退任 愛知県経営者協会会長退任 当社取締役（現職）	(注) 2	—
取締役	柳 正憲	1950年10月6日生	1974年4月 2006年10月 2008年10月 2011年6月 2015年6月 2018年6月 2018年8月 2019年6月 2019年7月 2020年6月 2021年6月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 一般財団法人日本経済研究所理事長（現職） 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役（現職） 富国生命保険相互会社社外取締役（現職） 東武鉄道株式会社社外取締役（現職） 当社取締役（現職）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役	鹿島 かおる	1958年1月20日生	1981年11月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	(注) 2	—
			1985年4月	公認会計士登録		
			1996年6月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー		
			2002年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー		
			2010年9月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、コーポレートカルチャー推進室、広報室担当		
			2012年7月	同監査法人常務理事、ナレッジ本部本部長		
			2013年7月	EY総合研究所株式会社代表取締役		
			2016年2月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、ナレッジ本部本部長退任		
			2016年8月	EY総合研究所株式会社代表取締役退任		
			2019年6月	EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任		
			2019年6月	日本電信電話株式会社社外監査役（現職）		
			2019年6月	三井住友信託銀行株式会社取締役		
			2020年3月	キリンホールディングス株式会社社外監査役（現職）		
2021年6月	三井住友信託銀行株式会社取締役退任					
2021年6月	当社取締役（現職）					
計					98,606	

- (注) 1. 取締役松下功夫、齋藤進一、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲及び鹿島かおるの7名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役会の議長及び委員会の構成並びに委員長については、以下のとおりであります。
- 取締役会議長：松下功夫
指名委員会：松下功夫（委員長）、齋藤進一、河本宏子、加藤宣明、柳正憲、大久保哲夫、橋本勝
報酬委員会：河本宏子（委員長）、松下功夫、加藤宣明、柳正憲、大久保哲夫、橋本勝
監査委員会：齋藤進一（委員長）、麻生光洋、鹿島かおる、首藤邦之、田中浩二

② 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役)	高倉 透	1962年3月10日生	(注) 1		(注) 2	12,082
執行役副社長 (代表執行役)	荒海 次郎	1960年5月24日生	(注) 1		(注) 2	16,300
執行役専務	山口 信明	1967年2月22日生	(注) 1		(注) 2	3,270
執行役専務	佐藤 仁	1961年8月17日生	1984年4月 2012年4月 2014年4月 2015年4月 2018年4月 2021年4月 2021年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員米州地区支配人兼ニューヨーク支店長 同社執行役員 同社常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員(現職) 当社執行役専務(現職)	(注) 2	6,798
執行役専務	井谷 太	1964年8月11日生	1988年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年4月 2021年4月 2021年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員ホールセール企画部長 同社常務執行役員法人企画部長 同社常務執行役員 当社執行役常務 当社執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員(現職) 当社執行役専務(現職)	(注) 2	6,698
執行役常務	上田 純也	1965年7月5日生	1988年4月 2017年4月 2017年7月 2018年10月 2019年4月 2020年4月 2020年4月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部付住信SBIネット銀行株式会社出向 同社執行役員 当社執行役員 当社執行役 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員(現職) 当社執行役常務(現職)	(注) 2	2,700
執行役常務	鈴木 康之	1965年2月21日生	1987年4月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 当社執行役員コンプライアンス統括部長 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職) 当社執行役常務(現職)	(注) 2	1,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役常務	中野俊彰	1964年11月30日生	1988年4月 住友信託銀行株式会社入社 2017年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員業務部長 2017年4月 当社執行役員業務部長 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役常務兼執行役員(現職)	(注)2	2,600
執行役常務	米山学朋	1968年1月25日生	1991年4月 住友信託銀行株式会社入社 2019年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部長 2019年4月 当社執行役員経営企画部長 2020年4月 当社執行役員経営企画部長兼経営企画部運用企画部長 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役常務(現職)	(注)2	2,600
執行役	大山一也	1965年6月7日生	(注)1	(注)2	5,749
執行役	池村重徳	1965年3月27日生	1988年4月 住友信託銀行株式会社入社 2017年4月 同社執行役員本店営業第三部長 2020年3月 同社執行役員退任 2020年4月 当社執行役兼執行役員(現職)	(注)2	2,249
計(注)3					25,445

- (注) 1. 「(2) 役員の状況 ①取締役の状況」に記載されております。
2. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年6月24日現在における上記の執行役を兼務している執行役員以外の執行役員は、21名であります。

③ 社外役員の状況

イ. 社外取締役の状況

社外取締役は7名であり、事業会社経営及び金融機関経営の経験者、並びに財務・会計・法律の専門家を選任しています。

ロ. 人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係等において記載すべき特別な利害関係はございません。

ハ. 社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、社外取締役の指名方針を策定しております。①当社の独立役員に係る独立性判断基準(以下、「独立性判断基準」(注))を満たし、一般株主との間で利益相反が生じる虞が無いと認められる者、②当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者、③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者という指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

また、当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外取締役を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注)「独立性判断基準」については当社のWebサイトに掲載しております。

ニ. 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要

性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上としております。当社は現在、全取締役15名のうち、上記③「イ. 社外取締役の状況」に記載の通り、豊富な経験や知見を有する多様な人材7名を社外取締役として選任しており、社外取締役が期待される機能及び役割を十分に発揮できる状況にあると考えております。

ホ. 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、それぞれの分野での豊富な知見と幅広い見識を生かして、ステークホルダーの視点に立ち、的確・適切な意見、助言を行い、経営の透明性向上と監視機能強化に貢献しております。

社外取締役は、内部監査、監査委員会監査、会計監査と相互に連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や監査を行い、牽制機能を果たす役割を担っております。

へ、社外取締役の選任理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
2021年6月24日時点における概要は以下の通りであります。

氏名	選任理由及び当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
松下 功夫	日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しています。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長及び指名委員会委員長として、取締役会の実効性及び監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで、JXホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）の相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
齋藤 進一	丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに監査委員会委員長として、業務執行状況全般の監査の実効性及びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年11月まで、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はなく、加えて当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2002年9月まで在籍していた丸紅株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
河本 宏子	全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、企業経営及びダイバーシティに関する豊富な知識と経験を有しています。2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、報酬委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2017年3月まで、全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ANA総合研究所の顧問を務めておりますが、同社が属する企業グループの持ち株会社であるANAホールディングス株式会社（以下、ANAHD）と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、ANAHDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍しているANAHDの普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
麻生 光洋	福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しています。また、2016年6月から3年間三井住友信託銀行株式会社の社外監査役、2019年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
加藤 宣明	グローバルな自動車部品メーカーである株式会社デンソーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しているほか、海外子会社における会社経営管理全般の経験も有しています。同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
柳 正憲	株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、並びに、一般財団法人日本経済研究所の理事長として、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。同氏のこれまで培った事業経営、会社経営、政策金融等の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2018年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めておりますが、同社及び同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社及び同法人の売上高並びに当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
鹿島 かおる	長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進等を担う等、豊富な知識と経験を有しています。同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(監査委員会監査の組織、人員)

当社の取締役監査委員は5名であり、各監査委員の状況は以下の通りです。

役職名	氏名	経歴等
監査委員長 (社外取締役)	齋藤 進一	総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、投資事業会社の経営にも携わるなど、会社経営者としての見識を有しています。
監査委員 (取締役／常勤)	首藤 邦之	三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、当社執行役員を歴任し、海外業務統括室・米州統括室担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。
監査委員 (取締役／常勤)	田中 浩二	三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、内部監査部統括役員を務める等、信託銀行グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。
監査委員 (社外取締役)	麻生 光洋	高等検察庁検事長、法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家であり、かつ組織マネジメントの経験を有しています。
監査委員 (社外取締役)	鹿島 かおる	公認会計士として大手監査法人に勤務し、上場企業を含む監査業務に従事してきた会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しています。

(注)2021年6月23日付で吉田高志氏が監査委員を退任し、同日付で鹿島かおる氏が監査委員に就任しています。

当社は、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会室を設置しております。2021年6月24日現在、6名の専任者で構成し、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行っております。監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については、監査委員会と事前に協議することとしているほか、執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮することとしております。

(監査委員会監査の手続、活動状況)

イ. 当事業年度における監査委員会の開催状況

項目	内容
開催回数	16回
開催時期	原則、月次開催（一部の月においては2回開催）、取締役会開催日前に開催。
会議時間	2,280分（1回あたり平均142分）

ロ. 当事業年度における個々の監査委員の監査委員会への出席状況

氏名	開催回数	出席回数	出席率
齋藤 進一	16回	16回	100%
首藤 邦之	16回	16回	100%
田中 浩二	16回	16回	100%
吉田 高志	16回	16回	100%
麻生 光洋	16回	16回	100%

ハ. 当事業年度における監査委員会での主な決議事項及び報告事項

(決議事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査計画、取締役会宛監査活動報告、監査報告 ・会計監査人の再任、監査報酬の同意 ・内部監査計画の同意
(報告・審議事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査委員の監査活動報告 ・会計監査人の監査結果報告（中間期監査結果、四半期レビューを含む） ・内部監査部の監査結果報告 ・執行役及び取締役等からの職務執行状況の聴取 ・内部通報に関する報告 ・監査委員会の実効性に関する意見交換

二. 監査委員会監査の基本方針

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担う機関として、当グループの経営課題の解決に向けた業務執行状況に対して、グループ全体の最適確保の観点を重視した監査を実施しています。

監査委員会の監査活動にあたっては、当グループ全体の内部統制状況の検証活動を通じ、業務執行の効率性・実効性、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上が図られているかどうかを確認することを基本方針にしております。

そのうえで、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・継続し、従来以上に多様なリスクと不確実性の高い経営環境が想定されること、及び新中期経営計画の初年度であることを踏まえ、リスク管理の高度化や同計画の進捗状況の確認を課題として認識し、監査活動を実施しています。

ホ. 当事業年度の重点監査項目と各項目で議論された内容

	重点監査項目	監査の主なポイント
1	新中期経営計画の進捗状況	外部環境の影響、施策の成長性・収益性
2	新型コロナウイルス感染症の影響の把握とそれに基づく施策の立案状況	危機管理対応態勢、ニューノーマルに向けた業務態勢の構築
3	三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を基本としたグループ全体のリスク管理体制の構築状況	当グループに相応しいリスク管理及びコンプライアンス態勢の整備
4	その他の統制の構築・運用状況	IT開発に係る統制態勢、グローバル・ベースの規制への対応態勢
5	適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況	財務報告プロセス、監査上の主要な検討事項に係る会計監査人との協議、情報開示の適切性
6	資産運用・管理業務の高度化に係る対応状況	株式会社日本カストディ銀行の設立と運営態勢、資産運用会社の戦略推進状況

ヘ. 主な具体的監査活動

主たる担当	相手方等	監査活動
監査委員会 (全監査委員)	取締役会室	・取締役会・事前協議会（社外取締役等に対して取締役会議案等の事前説明を行う会合）への出席、意見の申述
	執行役等	・代表執行役との意見交換（年2回） ・執行役との意見交換（各執行役ごとに年1回）
	内部監査部	・監査結果報告の受領（毎月） ・監査計画への意見の申述
	会計監査人	・会計監査計画の説明の受領 ・会計監査の実施状況報告の受領（年4回） ・会計監査人の評価の実施
	常勤の監査委員	・日常の監査活動の報告の受領（毎月）
	グループ各社	・主要なグループ各社の代表者等との意見交換（各社ごとに年1回） ・主要なグループ会社の監査等委員会等との意見交換
	社外取締役	・共同でのヒアリング活動を通じた重要な監査事項に関する意見交換
	書類の査閲	・重要な社内資料等の査閲、質疑の実施
常勤の監査委員	経営会議等	・経営会議等の重要な会議への出席、監査意見の申述
	部長等	・主要部署の部長との意見交換（三井住友信託銀行株式会社の部長を含む。部長ごとに年1～6回）
	内部監査部	・監査情報の交換（毎月）
	会計監査人	・会計処理上の論点の確認（年4回） ・グループ各社に対する会計監査の状況に係る報告の受領（年2回）
	グループ各社の監査役等	・主要なグループ各社の監査役等との意見交換（各社ごとに年1～6回）

(監査活動について)

監査委員会は、上記のほか、グループ経営戦略会議への出席、グループ関係会社の社長ヒアリングへの参加等、幅広い監査活動を行っております。また、内部監査部門や内部統制部門との連携や対話を通じて、会社の業務の執行状況に関する情報を収集し監査意見を述べ、その反映状況を確認することで監査活動の実効性向上を目指しています。

常勤の監査委員においては、三井住友信託銀行株式会社の常勤の監査等委員と密接に意見交換を行い、監査活動も必要に応じて共同で実施しています。

監査委員会では、上記及びへ、記載の活動により得られた監査情報に基づき、ホ、記載のとおり、重点監査項目を中心に意見交換を行い、監査意見を形成しています。監査委員会には、原則として内部監査部が出席するほか、三井住友信託銀行株式会社の常勤の取締役監査等委員も出席しています。

監査委員会は、監査活動の内容や監査意見については、少なくとも四半期ごとに、取締役会に報告をしています。

(不適切事案に対する監査)

当グループが取引先企業から受託している株主総会の議決権行使書集計業務において、長年にわたり、不適切な取り扱いを行っていたこと、及び三井住友信託銀行の元社員が、お客さまの金銭を着服していた不祥事件について、監査委員会は再発防止策等の策定内容の妥当性を確認したほか、その該当部署との対話を通じて実施状況をモニタリングし、当グループの内部管理態勢強化の状況について、注意深く監視、検証しております。

(監査委員会の自己評価について)

監査委員会では、毎年、監査委員会の構成、運営、監査活動等について各監査委員が自己評価を行ったうえで、監査委員会で意見交換を行い、その結果を取締役に報告するとともに、次期監査年度の監査計画に反映させています。

(新型コロナウイルス感染症の拡大・影響継続を受けた監査活動)

監査委員会は、執行部門より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務環境の変化、営業施策やリスク管理への影響について報告を受け、必要に応じて執行部門等にヒアリングを行い、対応状況についてモニタリングを実施しました。また、ニューノーマルに適合する業務執行態勢の構築状況について、所管部署よりヒアリングを実施しました。

期末決算及び会計監査人による会計監査については、グループ各社の決算作業の進捗状況について財務企画部より報告を受けるとともに、会計監査人より会計監査の進捗状況について報告を受けました。

② 内部監査の状況

当社は、業務執行に係る部署から独立して内部監査業務を行う部署として取締役会の下に内部監査部を設置しております。2021年4月1日現在の人員は、155名（うち専任者1名、銀行子会社との兼務者154名）となっております。

当グループでは、当社がグループ全体の内部監査機能を統括する体制としています。具体的には、当社がグループ全体の内部監査基本方針を定め、グループ各社の内部監査計画について基本方針との整合性を確認したうえで承認しています。また、当社及びグループ各社の内部監査結果及びその改善状況等の報告を受け、当社及びグループ各社の内部監査が有効に機能していることを確認し、グループ全体の内部監査態勢整備等の指導・監督を行っています。

内部監査は、当社の業務執行に係る部署等を全て対象とするほか、必要に応じてグループ各社及び外部に委託した業務等も対象として、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法により内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、それに基づく評価及び改善すべき点の指摘・提言や、改善状況のフォローアップを行っています。

内部監査部は、内部監査計画につき、監査委員会に事前協議を行い、同意を得たうえで取締役会にて決定しております。内部監査結果等は、遅滞なく監査委員会及び執行役社長に報告するとともに、取締役会にも適時・適切に報告しております。なお、監査委員会から調査の指示のあった事項についての調査および結果等の報告や、内部監査業務について具体的指示が行われた場合等には内部監査部はこれに従うものとし、監査委員会による内部監査部への調査等の指示は、執行役その他の者に優先する旨、統括役員及び内部監査部の一定以上の職位の任免について監査委員会が同意権を有する旨、内部監査規程等において定めております。

また、内部監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行う為の連携強化に努めております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査の専門職としての確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究等を中心として内部監査に関する世界的な指導的役割を担っている。

また、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定も行っている。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 監査法人の継続監査期間

45年

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。なお、上記期間には2011年4月1日付け経営統合に伴う会計上の取得企業である旧住友信託銀行株式会社の監査期間を含んでおります。また、2011年度については有限責任あずさ監査法人と有限責任監査法人トーマツが共同監査を実施しております。

ハ. 業務を執行した公認会計士及び継続監査期間

業務を執行した公認会計士の氏名	継続監査期間
指定有限責任社員・業務執行社員 森 俊 哉	5年
指定有限責任社員・業務執行社員 間 瀬 友 未	3年
指定有限責任社員・業務執行社員 田 中 洋 一	1年

なお、当社と会計監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士40名、会計士試験合格者等18名、その他35名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、監査業務における専門性や効率性を踏まえ選定する方針としており、当該方針に沿って、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

※監査委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、会計監査人を解任することができるほか、下記へ、に記載する会計監査人の評価結果を踏まえ、当社の会計監査にとって必要があると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。監査委員会では、2021年5月12日に、会計監査人の再任が相当と判断しております。

へ、監査委員会における会計監査人の評価

監査委員会は、以下の評価プロセスを通じて、会計監査人を評価しております。

12月～1月	財務企画部、リスク統括部及び内部監査部、並びに当グループに属する会社の監査役等による会計監査人の評価の確認
1月	会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認、監査品質の評価に係る監査委員会での協議
4月	会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認
1月～5月	ロールフォワード手続きの実施

会計監査人の評価項目は以下の通りです。

- ・ 会計監査人の品質管理の状況
- ・ 監査チームの独立性や職業的専門性の保持や発揮、事業に対する理解の状況
- ・ 会計監査計画や会計監査報酬の妥当性及び適切性、監査の有効性及び効率性
- ・ 監査委員会や経営者等との意思疎通の状況
- ・ 海外を含むグループ各社の監査人との連携状況、有限責任 あずさ監査法人がメンバーファームとして所属するKPMGの海外ネットワークを用いた当グループへのサポート状況
- ・ 監査計画策定時の不正リスクの評価状況、不正リスクに対する監査体制や監査の実施状況

なお、会計監査人の再任を決議した後、業務環境の変化に対応するため、監査委員会では会計監査人に対する要望事項をとりまとめ、会計監査人に提出しています。さらに会計監査人と意見交換を行い、会計監査計画への反映を協議しています。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	15	47	48
連結子会社	553	130	553	78
計	600	146	600	127

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、コンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属するKPMGのメンバーファームに対する報酬（イ. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	13	—	20
連結子会社	173	187	186	226
計	173	200	186	246

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業特性、規模及び監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法人と協議の上、監査委員会の同意を得て決定することとしております。

ホ. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人、当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、以下の各事項について検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断しております。

- ・ 会計監査計画での会社の内部統制状況の認識・評価状況
- ・ 監査対象の選択の状況
- ・ 監査手続の適切性
- ・ 監査の効率化に向けた取組み状況
- ・ 監査委員会の指摘事項や要望事項の反映状況
- ・ 監査担当チームの人員配分、監査計画時間の合理性
- ・ 前年度までの監査計画時間及び監査実績時間の推移との比較
- ・ 監査契約の内容の妥当性
- ・ 報酬等の金額水準の妥当性（過少または過多ではないか、一般的な水準との比較等）
- ・ 海外を含むグループ各社の監査人との連携状況

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

イ. 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下の通りです。

- (i) 当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- (ii) 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- (iii) 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- (iv) 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

ロ. 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は、以下の通りとしております。

- (i) 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬（株式交付信託）の組み合わせで支給を行う。
- (ii) 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人役割業績報酬」の二本立てとする。
- (iii) 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を

決定、役員個人ごとの金額は、役員個人ごとの前年度業績を反映して決定し、同事業年度の定時株主総会終了後に支給する。

- (iv) 株式報酬（株式交付信託）は、役位ごとに決定するポイントをベースに、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成率、定性評価項目としての連結自己資本ROE、連結CET1比率、連結OHR、ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等、及びフィデューシャリー・デューティー（FD）やお客様満足（CS）向上の活動状況を指標とする会社業績評価に基づいてポイントを確定し、役員退任時に累積したポイントに応じた株式・現金を交付する。
- (v) 報酬全体に占める役員賞与及び株式交付信託の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率になるよう設計する。

ハ、報酬の構成割合

報酬の種類		変動 固定	報酬構成割合（標準）	
			社長	社長以外
■ 月例報酬				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	40%程度	45%程度
個人役割業績報酬	役員個人ごとの当年度の役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や能力等の定性評価も反映する報酬 5段階評価とし、標準額に対して85%～130%のレンジ幅で設定	変動	25%程度	25%程度
■ 役員賞与				
業績連動賞与	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与 2019年度比、総報酬に占める比率を5%程度アップ	変動	20%程度	20%程度
■ 株式報酬				
株式交付信託	信託制度を利用した株式報酬。連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益等を数値指標とし、連結自己資本ROEや連結CET1比率等を中期業績連動指標として、毎年度ポイントを付与、退任時に株式として交付、マルス（株式交付前の減額・没収）・クローバック（株式交付後の返還）条項あり	変動	15%程度	10%程度

（注）業績連動報酬の指標の詳細に関しては、「二. 業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法等」をご参照。

二、業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標（KPI）	短期/中期	KPI選定理由	算定方法	最終決定方法	支給方法
■役員賞与						
業績連動賞与	①連結実質業務純益	短期業績連動	当事業年度の当グループの経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益					
■株式報酬						
株式交付信託	①連結実質業務純益	短期業績連動	当事業年度の当グループの経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	<ul style="list-style-type: none"> ●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 <li style="text-align: center;">↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 <li style="text-align: center;">↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した毎年度業績達成率及び役位に応じてポイントを付与、退任時に累積したポイントに応じて株式報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益					
	③連結自己資本ROE	中期業績連動	(1)当社の中期経営計画上の重要な財務指標及び非財務項目で経営戦略上の重要なテーマをKPIとすることが適切であると判断したこと	上記①及び②により算出した達成率に、③④及び⑤の達成状況や進捗状況、並びに⑥及び⑦の活動状況等を定性評価し、最終的な達成率を算定		
	④連結CET1比率（普通株式等Tier1比率）					
	⑤連結OHR（経費率）					
	⑥ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等					
	⑦フィデューシャリー・デューティーやお客満足（CS）の活動状況					
		(2)執行役員を含むすべての役員の経営へのコミットメントを明確にするため	達成率は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする			

ホ、個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役及び執行役の個人別報酬は報酬委員会において決定しております。役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しております。特に、個人別の業績連動報酬については、報酬委員会において、連結実質業務純益等をもとに支給基準額を決定し、特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで内容を決定いたします。

ヘ、その他の重要事項

粉飾・不正を伴う過年度の財務情報の大幅な修正、過大なリスクテイク等に伴う巨額の損失計上、重大な法令・社内規程違反や、会社の評価や企業価値を著しく毀損する行為があった場合等に、所定の社内手続きを経て、株式報酬である株式交付信託についてマルス（株式交付前の減額・没収）及びクローバック（株式交付後の返還）条項を適用する仕組みを導入しております。

ト、監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

チ. 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社または三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を兼務する役員に関しては、一定兼務比率により報酬額を分割して支給しております。

リ. 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社においては、「ホ. 個人別報酬の内容の決定方法」記載の決定方法に基づいて、当年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定していることから、報酬委員会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の役員の報酬等の額は次の通りです。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	4名	143	107	18	9	7	—
執行役	9名	263	120	69	41	31	—
社外取締役	7名	114	114	—	—	—	—
計	20名	521	342	87	51	39	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。

2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行株式会社ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の総額は以下の通りとなっております。

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	4名	245	156	45	24	19	—
執行役	9名	541	247	140	86	64	3
社外取締役	7名	114	114	—	—	—	—
計	20名	902	518	185	110	84	3

(注) 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

(単位：百万円)

氏名 (役員区分)	連結報酬等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等				
			月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割業績報酬	役員賞与	株式報酬	
大久保哲夫 (執行役)	98	当社	44	23	16	14	—
		三井住友信託銀行	—	—	—	—	—
荒海次郎 (執行役)	50	当社	9	5	2	2	—
		三井住友信託銀行	13	8	4	3	—
西田豊 (執行役)	49	当社	9	5	2	2	—
		三井住友信託銀行	13	8	4	3	—

(注) 当事業年度における代表執行役の連結報酬等の総額を記載しております。

ハ. 提出会社の業績連動報酬に係る指標 (KPI) の目標、実績

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	短期/中期	目標	実績
■役員賞与				
業績連動賞与	①連結実質業務純益	短期業績連動	2,600億円	2,947億円
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,400億円	1,421億円
■株式報酬				
株式交付信託	①連結実質業務純益	短期業績連動	2,600億円	2,947億円
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,400億円	1,421億円
	③連結自己資本ROE	中期業績連動	7%程度	5.41%
	④連結CET1比率 (普通株式等Tier1比率)		10%台半ば	9.4%
	⑤連結OHR (経費率)		60%台前半	60.1%
	⑥ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等		—	—
	⑦フィデューシャリー・デューティーやお客様満足(CS)の活動状況		—	—

(注) ①及び②は2020年度公表予想(11月見直し)に対する2020年度実績

③ないし⑤は中期経営計画に定める2022年度目標に対する2020年度実績

③ 役員の報酬等の決定プロセス

イ. 報酬委員会の権限の内容

当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下の通り運営しております。

(i) 報酬委員会における決定事項

- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・ 当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額

なお、社内委員・社外委員にかかわらず、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。

(ii) 報酬委員会における審議事項

- ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

(iii) 報酬委員会が報告を受ける事項

- ・ 当社の執行役員の個人別の報酬等の額
- ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

ロ. 報酬委員会における手続き等の概要

報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行株式会社がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

ハ. 報酬委員会の活動内容

(i) 当事業年度における開催回数:10回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。

(ii) 当事業年度における個々の報酬委員の報酬委員会への出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
報酬委員長 (社外取締役)	河本 宏子	10回	10回	100%
報酬委員 (社外取締役)	鈴木 武	10回	10回	100%
報酬委員 (社外取締役)	荒木 幹夫	10回	10回	100%
報酬委員 (社外取締役)	松下 功夫	10回	10回	100%
報酬委員 (取締役執行役社長)	大久保 哲夫	10回	10回	100%
報酬委員 (取締役執行役)	橋本 勝	10回	10回	100%

(iii) 当事業年度における報酬委員会での主な決定事項、審議事項及び報告事項

開催年月	主な決定事項、審議事項及び報告事項
2020年5月	・ 役員の業績連動報酬について
2020年6月	・ 役員の業績連動報酬について ・ 当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額並びに当グループの役員の株式報酬（株式交付信託）について ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額について
2020年7月	・ 当グループの役員の株式交付信託（株式交付規則）について
2020年10月	・ 役員報酬水準に関する情報提供
2020年12月	・ 当社及び三井住友信託銀行株式会社の役員の個人別の報酬額について
2021年2月	・ 当グループの役員の株式交付信託へのクローバック条項の導入について
2021年3月	・ 当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び4月1日付異動に伴う個人別の報酬額について ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び4月1日付異動に伴う個人別の報酬額について ・ 当グループの役員の株式交付信託へのクローバック条項の導入と関連諸規則について

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下のとおりとしております。

純投資目的である投資株式	専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式等
純投資目的以外の目的である投資株式	上記以外

② 三井住友信託銀行株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である三井住友信託銀行株式会社については以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当グループは、2021年度経営計画において、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環の構築」を重点取組事項として掲げました。

その実現に向け、当グループは、投資家としての立場と企業価値向上のソリューション提供を行う立場の双方に立つ信託銀行グループとしての特性に一段と磨きをかけ、従来型の「政策保有株式」（資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等）は原則すべて保有しないという方針へ転換しております。

当該方針のもと、取引先を取り巻く環境やステークホルダーの動向を踏まえ、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を行い、そうした対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。また、当面の削減目線として、2021年度から2022年度の2年間で、取得原価1,000億円の削減を目指します。

なお、削減の合意が得られるまでの期間においては、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(政策保有株式に係る議決権行使基準)

当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社は、政策保有株式の発行会社である取引先各社の経営状況等を勘案し、政策保有先及び当グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使しております（当グループのコーポレートガバナンス基本方針にて議決権行使基準を定めて公表しております）。

なお、今般の政策保有株式に関する方針の転換を踏まえて、議決権行使態勢の高度化について検討を行い、2021年11月の中間決算発表時を以て、政策保有株式にかかる議決権行使の考え方について公表する方向で進めてまいります。

(政策保有株式の削減実績について)

2016年度から2020年度までの5年間で、累計1,426億円（取得原価）の削減を行いました。2021年3月末時点の当社連結ベースの普通株式等Tier1資本（有価証券評価差額除き）に対する比率は28%となっております。

(政策保有株主から自社株式の売却意向が示された場合の対応方針)

当グループが株式等を保有している取引先等から当社の株式の売却等の意向が示された場合において、売却を妨げることはいたしません。

(保有の合理性を検証する方法)

従来型の政策保有株式の保有が残存する期間は、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

取締役会において、採算性基準に基づき、下記指標により、株式等の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しており、2021年3月末時点では、政策保有株式の簿価残高の8割程度が採算性基準を充足しております。

2021年度以降は、新たな方針のもとで、採算性基準に基づき政策保有株式の保有に伴う全体及び個社の便益・リスクと資本コストの精査・検証を継続しつつ、採算性に関わらず、取引先各社の持続的な企業価値向上及び課題解決に向けた対話を行い、その中で削減に向けた協議を進めてまいります。そうした協議の状況を踏まえ、政策保有株式の削減が財務目標・顧客基盤等へ与える影響の見通しを精査のうえ、政策保有株式の削減目線・活動の妥当性を検証し、取締役会で定期的に確認いたします。

<採算性指標>

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式リスクアセット+与信リスクアセット)

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	440	60,954
非上場株式以外の株式	874	1,421,036

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	8	3,675	主に取引関係の強化及び将来の取引拡充を企図して取得
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	12	602
非上場株式以外の株式	46	53,941

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電産株式会社	7,011,600	7,011,600	取引関係の維持・強化	無
	94,200	39,314		
株式会社オリエンタルランド	3,451,600	3,451,600	同上	有
	57,382	47,701		
日本ペイントホールディングス株式会社	35,265,000	7,053,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	有
	56,247	39,919		
ダイキン工業株式会社	2,279,000	2,279,000	取引関係の維持・強化	有
	50,867	30,014		
ミネベアミツミ株式会社	15,413,900	15,413,900	同上	有
	43,605	24,878		
アサヒグループホールディングス 株式会社	7,126,000	7,126,000	同上	有
	33,242	25,012		
東急株式会社	22,395,800	22,395,800	同上	有
	33,011	38,072		
スズキ株式会社	5,500,000	5,500,000	同上	有
	27,637	14,214		
京王電鉄株式会社	3,648,200	3,648,200	同上	有
	27,142	23,311		
大和ハウス工業株式会社	8,000,000	8,000,000	同上	有
	25,928	21,420		
株式会社シマノ	800,000	800,000	同上	有
	21,100	12,352		
西日本旅客鉄道株式会社	3,200,100	3,200,100	同上	有
	19,632	23,667		
住友不動産株式会社	4,800,000	4,800,000	同上	有
	18,748	12,648		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,717,000	2,717,000	同上	有
	17,853	14,777		
トヨタ自動車株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	無
	17,232	13,002		
伊藤忠商事株式会社	4,714,000	4,714,000	同上	無
	16,909	10,571		
旭化成株式会社	12,500,000	12,500,000	同上	有
	15,931	9,560		
東ソー株式会社	7,502,000	7,502,000	同上	有
	15,889	9,227		
エア・ウォーター株式会社	7,936,000	7,936,000	同上	有
	15,395	11,792		
出光興産株式会社	5,142,800	5,142,800	同上	無
	14,677	12,743		
京阪ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	有
	13,800	14,400		
株式会社ダイフク	1,223,000	1,223,000	同上	有
	13,257	8,377		
三井不動産株式会社	5,095,000	5,095,000	同上	有
	12,806	9,530		
東海旅客鉄道株式会社	745,000	1,495,000	同上	有
	12,329	25,893		
株式会社小糸製作所	1,520,000	1,520,000	同上	有
	11,278	5,555		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産株式会社	4,694,800	4,694,800	取引関係の維持・強化	無
	10,807	7,058		
株式会社リコー	9,428,000	9,428,000	同上	有
	10,597	7,485		
東急不動産ホールディングス株式会社	16,008,200	16,008,200	同上	有
	10,485	8,292		
小野薬品工業株式会社	3,500,000	3,500,000	同上	無
	10,115	8,701		
王子ホールディングス株式会社	14,083,000	14,083,000	同上	有
	10,083	8,154		
長瀬産業株式会社	5,776,000	5,776,000	同上	有
	9,986	7,387		
小田急電鉄株式会社	3,300,000	3,450,000	同上	有
	9,982	8,183		
日産化学株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	9,456	6,304		
住友化学株式会社	15,504,000	15,504,000	同上	有
	8,883	4,976		
株式会社ジェイテクト	7,635,680	7,635,680	同上	有
	8,628	5,612		
明治ホールディングス株式会社	1,190,500	1,190,500	同上	有
	8,476	9,143		
オリンパス株式会社	3,556,000	3,556,000	同上	無
	8,146	5,554		
東レ株式会社	11,345,000	11,345,000	同上	有
	8,083	5,320		
株式会社ライフコーポレーション	2,264,000	2,264,000	同上	有
	7,641	6,753		
住友林業株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	有
	7,158	4,155		
オークマ株式会社	1,045,000	1,045,000	同上	有
	6,635	3,641		
東武鉄道株式会社	2,163,400	2,163,400	同上	有
	6,438	8,156		
カシオ計算機株式会社	3,075,000	3,075,000	同上	有
	6,411	4,664		
第一三共株式会社	1,977,000	659,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	有
	6,375	4,899		
ハウス食品グループ本社株式会社	1,750,000	1,750,000	取引関係の維持・強化	有
	6,370	6,168		
株式会社マキタ	1,268,000	2,536,000	同上	有
	6,016	8,406		
株式会社商船三井	1,487,000	*	同上	有
	5,762	*		
株式会社ミルボン	934,400	934,400	同上	有
	5,671	5,092		
近鉄グループホールディングス株式会社	1,325,700	1,325,700	同上	無
	5,594	6,628		
東洋製罐グループホールディングス 株式会社	4,200,000	4,200,000	同上	有
	5,527	5,182		
JSR株式会社	1,652,400	1,886,400	同上	無
	5,519	3,759		
ヤマハ発動機株式会社	1,967,000	*	同上	無
	5,332	*		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ニチアス株式会社	1,869,000	1,869,000	取引関係の維持・強化	有
	5,251	3,782		
ヤマハ株式会社	867,000	1,213,800	同上	無
	5,210	5,116		
京成電鉄株式会社	1,388,800	2,058,800	同上	有
	5,027	6,423		
三井化学株式会社	1,400,000	1,400,000	同上	無
	4,893	2,871		
栗田工業株式会社	1,000,000	*	同上	無
	4,745	*		
株式会社京都銀行	678,400	*	同上	有
	4,619	*		
相鉄ホールディングス株式会社	1,836,200	1,836,200	同上	有
	4,551	5,091		
株式会社日清製粉グループ本社	2,419,300	2,419,300	同上	有
	4,475	4,359		
株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,470,800	*	同上	無
	4,412	*		
花王株式会社	600,000	600,000	同上	有
	4,387	5,298		
電源開発株式会社	2,247,400	2,247,400	同上	無
	4,346	4,894		
丸紅株式会社	4,694,500	7,511,200	同上	有
	4,322	4,048		
大阪瓦斯株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	4,314	4,072		
株式会社クボタ	1,700,000	*	同上	有
	4,283	*		
株式会社日本製鋼所	1,630,400	*	同上	有
	4,283	*		
三菱電機株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	4,216	3,337		
宝ホールディングス株式会社	2,753,000	*	同上	有
	4,148	*		
イビデン株式会社	804,700	*	同上	有
	4,095	*		
エーザイ株式会社	550,400	660,500	同上	無
	4,083	5,238		
三菱鉛筆株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	3,995	3,552		
キューピー株式会社	1,573,000	1,573,000	同上	有
	3,963	3,399		
株式会社岡三証券グループ	8,726,000	8,726,000	同上	有
	3,935	2,984		
日本光電工業株式会社	1,200,000	1,200,000	同上	有
	3,876	4,872		
南海電気鉄道株式会社	1,516,000	1,516,000	同上	有
	3,853	3,729		
名古屋鉄道株式会社	1,432,800	1,432,800	同上	有
	3,772	4,341		
株式会社SCREENホールディングス	382,800	*	同上	有
	3,728	*		
株式会社モリタホールディングス	2,082,000	2,082,000	同上	有
	3,720	3,462		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
岡谷鋼機株式会社	402,000	402,000	取引関係の維持・強化	有
	3,662	3,236		
株式会社TOKAIホールディングス	3,816,000	3,816,000	同上	無
	3,648	3,575		
株式会社明電舎	1,500,000	*	同上	有
	3,610	*		
関西電力株式会社	2,992,430	4,274,900	同上	有
	3,584	5,144		
三浦工業株式会社	586,200	*	同上	無
	3,505	*		
キッコーマン株式会社	531,000	*	同上	有
	3,499	*		
スタンレー電気株式会社	1,050,000	*	同上	有
	3,459	*		
大和工業株式会社	1,000,000	*	同上	有
	3,285	*		
株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ	2,290,600	*	同上	無
	3,206	*		
株式会社ダイヘン	658,600	*	同上	無
	3,204	*		
三谷商事株式会社	455,000	*	同上	有
	3,139	*		
株式会社ダイセル	3,584,000	3,584,000	同上	有
	3,053	2,827		
ANAホールディングス株式会社	1,136,400	1,136,400	同上	有
	2,922	2,998		
株式会社千葉銀行	4,000,000	*	同上	有
	2,900	*		
塩野義製薬株式会社	480,000	*	同上	有
	2,856	*		
三愛石油株式会社	2,173,000	*	同上	有
	2,853	*		
九州電力株式会社	2,549,000	*	同上	無
	2,783	*		
日本製鉄株式会社	1,474,800	*	同上	有
	2,782	*		
東洋水産株式会社	590,000	590,000	同上	有
	2,743	3,079		
大日本住友製薬株式会社	1,423,000	*	同上	有
	2,742	*		
TDK株式会社	177,500	355,000	同上	無
	2,721	2,974		
中部電力株式会社	1,908,700	2,572,400	同上	有
	2,719	3,921		
西部瓦斯株式会社	848,900	*	同上	有
	2,691	*		
江崎グリコ株式会社	600,000	600,000	同上	有
	2,667	2,724		
住友ゴム工業株式会社	2,019,000	*	同上	有
	2,634	*		
株式会社住友倉庫	1,790,500	*	同上	有
	2,633	*		
京浜急行電鉄株式会社	*	4,017,500	同上	無
	*	7,299		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社オークワ	*	1,896,000	取引関係の維持・強化	有
	*	3,291		
日東紡績株式会社	*	616,200	同上	有
	*	2,942		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
株式会社クボタ	17,872,000	17,872,000	議決権行使の指図権限	有
	45,028	24,690		
株式会社安川電機	7,439,900	7,439,900	同上	有
	40,993	22,141		
東海旅客鉄道株式会社	2,005,000	2,005,000	同上	有
	33,182	34,726		
株式会社ニトリホールディングス	1,440,000	1,440,000	同上	有
	30,852	20,995		
イオン株式会社	6,370,000	6,370,000	同上	有
	21,014	15,281		
株式会社村田製作所	1,926,000	1,926,000	同上	有
	17,029	10,539		
京王電鉄株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	14,880	12,780		
小田急電鉄株式会社	4,562,000	4,562,000	同上	有
	13,800	10,821		
日本製鉄株式会社	6,438,300	6,438,300	同上	有
	12,145	5,958		
住友金属鉱山株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	11,947	5,545		
本田技研工業株式会社	2,999,800	2,999,800	同上	有
	9,956	7,289		
豊田通商株式会社	2,128,000	2,128,000	同上	無
	9,884	5,417		
京浜急行電鉄株式会社	5,488,500	5,488,500	同上	無
	9,171	9,972		
東邦瓦斯株式会社	1,288,200	1,288,200	同上	有
	8,798	6,312		
京成電鉄株式会社	2,234,000	2,234,000	同上	有
	8,087	6,970		
株式会社大和証券グループ本社	12,444,000	12,444,000	同上	有
	7,119	5,216		
住友電気工業株式会社	4,245,000	4,245,000	同上	無
	7,038	4,830		
西日本旅客鉄道株式会社	899,900	899,900	同上	有
	5,520	6,655		
株式会社協和エクシオ	1,834,000	1,834,000	同上	有
	5,358	4,412		
住友重機械工業株式会社	1,648,800	1,648,800	同上	有
	5,070	3,216		
アンリツ株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	4,832	4,012		
東武鉄道株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	4,761	6,032		
明治ホールディングス株式会社	585,200	585,200	同上	有
	4,166	4,494		
住友ベークライト株式会社	873,200	*	同上	有
	3,951	*		
株式会社商船三井	1,000,000	*	同上	有
	3,875	*		
株式会社フジクラ	6,777,000	*	同上	有
	3,679	*		
阪急阪神ホールディングス株式会社	956,200	1,366,000	同上	有
	3,389	4,965		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
レンゴー株式会社	3,266,000	3,266,000	議決権行使の指図権限	有
	3,138	2,749		
不二製油グループ本社株式会社	1,000,000	*	同上	無
	2,953	*		

- (注) 1. みなし保有株式については、株式数は議決権行使権限の対象となる株式数を、期末時価はみなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。また、保有目的は、当社が有する権限の内容を記載しております。
2. 貸借対照表計上額及び期末時価の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
3. 銘柄ごとの定量的な保有効果については、当グループの営業戦略に関する事項であり、また、発行体企業との取引に関する事項であることから非開示としております。保有の合理性については、②イ(i)に記載のとおりであります。
4. 当社の株式の保有の有無については、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしています。
5. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額及び期末時価が当社の資本金額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当ありません。

ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

②イ(i)に記載のとおりです。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	652
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当ありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当ありません。

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当ありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当ありません。

- ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

- ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	13,141,192	18,488,763
コールローン及び買入手形	71,236	8,766
買現先勘定	1,220,761	160,268
債券貸借取引支払保証金	740,658	727,689
買入金銭債権	999,705	892,309
特定取引資産	※2, ※8 507,646	※2, ※8 433,766
金銭の信託	7,230	12,223
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 6,437,599	※1, ※2, ※8, ※15 6,983,483
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 29,703,375	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 30,506,968
外国為替	36,952	25,396
リース債権及びリース投資資産	※8 673,880	※8 695,172
その他資産	※8 2,124,043	※8 2,260,399
有形固定資産	※11, ※12 213,547	※11, ※12 228,180
建物	73,926	73,966
土地	※10 114,713	※10 130,586
リース資産	5,178	5,061
建設仮勘定	370	108
その他の有形固定資産	19,358	18,458
無形固定資産	129,455	112,303
ソフトウェア	79,211	69,946
のれん	45,087	37,292
リース資産	0	—
その他の無形固定資産	5,156	5,065
退職給付に係る資産	87,096	231,165
繰延税金資産	14,564	14,459
支払承諾見返	518,811	511,782
貸倒引当金	△127,205	△129,223
資産の部合計	56,500,552	62,163,876

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
預金	※8 30,688,920	※8 33,467,678
譲渡性預金	5,860,292	7,160,594
コールマネー及び売渡手形	※8 142,974	※8 60,675
売現先勘定	※8 1,558,919	※8 1,628,440
特定取引負債	371,950	321,576
借入金	※8, ※13 5,856,384	※8, ※13 5,782,602
外国為替	3,213	577
短期社債	1,707,097	2,545,049
社債	※14 1,125,731	※14 1,545,605
信託勘定借	4,750,289	4,915,208
その他負債	1,215,433	1,359,860
賞与引当金	18,619	18,460
役員賞与引当金	172	219
株式給付引当金	279	532
退職給付に係る負債	14,044	13,752
ポイント引当金	16,889	18,945
睡眠預金払戻損失引当金	4,867	4,138
偶発損失引当金	1,440	1,633
繰延税金負債	50,875	81,594
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,439	※10 2,388
支払承諾	518,811	511,782
負債の部合計	53,909,645	59,441,319
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	580,595	576,114
利益剰余金	1,495,029	1,581,096
自己株式	△2,855	△2,815
株主資本合計	2,334,377	2,416,003
その他有価証券評価差額金	351,459	329,429
繰延ヘッジ損益	△56,765	△44,926
土地再評価差額金	※10 △6,623	※10 △6,739
為替換算調整勘定	1,332	4,000
退職給付に係る調整累計額	△68,513	△4,007
その他の包括利益累計額合計	220,889	277,756
新株予約権	1,057	1,024
非支配株主持分	34,583	27,772
純資産の部合計	2,590,907	2,722,556
負債及び純資産の部合計	56,500,552	62,163,876

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	1,535,401	1,380,434
信託報酬	99,816	102,883
資金運用収益	489,366	363,749
貸出金利息	346,886	271,246
有価証券利息配当金	94,005	75,898
コールローン利息及び買入手形利息	1,431	550
買現先利息	571	20
債券貸借取引受入利息	0	0
預け金利息	36,831	11,038
その他の受入利息	9,640	4,994
役務取引等収益	401,723	390,877
特定取引収益	102,189	76
その他業務収益	349,778	402,394
その他経常収益	92,525	120,453
償却債権取立益	1,149	809
その他の経常収益	※1 91,376	※1 119,644
経常費用	1,277,742	1,197,279
資金調達費用	361,890	137,471
預金利息	125,997	45,221
譲渡性預金利息	81,014	14,198
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,264	371
売現先利息	31,712	3,576
債券貸借取引支払利息	2,302	—
借入金利息	13,238	6,911
短期社債利息	29,049	5,763
社債利息	16,147	12,858
その他の支払利息	61,163	48,570
役務取引等費用	109,666	118,031
特定取引費用	—	33,300
その他業務費用	280,488	290,350
営業経費	※2 433,455	※2 431,422
その他経常費用	92,241	186,702
貸倒引当金繰入額	39,972	3,277
その他の経常費用	※3 52,269	※3 183,424
経常利益	257,658	183,155

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益	3,154	37,731
固定資産処分益	3,154	151
その他の特別利益	—	※4 37,580
特別損失	20,091	20,884
固定資産処分損	731	710
減損損失	19,360	※5 20,173
税金等調整前当期純利益	240,721	200,003
法人税、住民税及び事業税	69,585	50,991
法人税等調整額	6,042	5,073
法人税等合計	75,627	56,064
当期純利益	165,094	143,938
非支配株主に帰属する当期純利益	2,065	1,742
親会社株主に帰属する当期純利益	163,028	142,196

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)
当期純利益	165,094	143,938
その他の包括利益	※1 △189,068	※1 57,199
その他有価証券評価差額金	△116,924	△20,301
繰延ヘッジ損益	△18,946	9,944
為替換算調整勘定	△2,387	1,982
退職給付に係る調整額	△49,287	64,492
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,523	1,080
包括利益	△23,974	201,137
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△25,635	199,178
非支配株主に係る包括利益	1,660	1,958

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,003	1,387,592	△51,222	2,242,982
当期変動額					
剰余金の配当			△56,517		△56,517
親会社株主に帰属する当期純利益			163,028		163,028
自己株式の取得				△17,494	△17,494
自己株式の処分		△354		1,835	1,481
自己株式の消却		△64,024		64,024	—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△29			△29
土地再評価差額金の取崩			925		925
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△64,408	107,437	48,366	91,395
当期末残高	261,608	580,595	1,495,029	△2,855	2,334,377

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	467,448	△36,764	△5,698	4,702	△19,209	410,478	1,062	75,832	2,730,356
当期変動額									
剰余金の配当									△56,517
親会社株主に帰属する当期純利益									163,028
自己株式の取得									△17,494
自己株式の処分									1,481
自己株式の消却									—
連結子会社株式の取得による持分の増減									△29
土地再評価差額金の取崩									925
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△115,989	△20,001	△925	△3,369	△49,303	△189,589	△5	△41,249	△230,843
当期変動額合計	△115,989	△20,001	△925	△3,369	△49,303	△189,589	△5	△41,249	△139,448
当期末残高	351,459	△56,765	△6,623	1,332	△68,513	220,889	1,057	34,583	2,590,907

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	580,595	1,495,029	△2,855	2,334,377
当期変動額					
剰余金の配当			△56,244		△56,244
親会社株主に帰属する当期純利益			142,196		142,196
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分		△2		60	57
自己株式の消却					—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,478			△4,478
土地再評価差額金の取崩			115		115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△4,480	86,067	40	81,626
当期末残高	261,608	576,114	1,581,096	△2,815	2,416,003

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	351,459	△56,765	△6,623	1,332	△68,513	220,889	1,057	34,583	2,590,907
当期変動額									
剰余金の配当									△56,244
親会社株主に帰属する当期純利益									142,196
自己株式の取得									△19
自己株式の処分									57
自己株式の消却									—
連結子会社株式の取得による持分の増減									△4,478
土地再評価差額金の取崩									115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△22,030	11,839	△115	2,667	64,506	56,866	△33	△6,811	50,022
当期変動額合計	△22,030	11,839	△115	2,667	64,506	56,866	△33	△6,811	131,649
当期末残高	329,429	△44,926	△6,739	4,000	△4,007	277,756	1,024	27,772	2,722,556

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	240,721	200,003
減価償却費	35,242	34,552
減損損失	19,360	20,173
のれん償却額	9,422	7,875
持分法による投資損益 (△は益)	△9,929	△11,677
貸倒引当金の増減 (△)	27,435	2,018
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,031	△159
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△171	47
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	279	252
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	53,840	△132,340
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△150	△441
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△1,393	2,056
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△383	△728
偶発損失引当金の増減 (△)	△2,025	193
資金運用収益	△489,366	△363,749
資金調達費用	361,890	137,471
有価証券関係損益 (△)	△75,071	50,309
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	1,030	△3,071
為替差損益 (△は益)	45,979	△56,942
固定資産処分損益 (△は益)	△2,423	558
特定取引資産の純増 (△) 減	△52,668	73,880
特定取引負債の純増減 (△)	113,178	△50,373
貸出金の純増 (△) 減	△680,583	△803,592
預金の純増減 (△)	△1,214,652	2,778,758
譲渡性預金の純増減 (△)	△468,330	1,300,302
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,832,583	△73,782
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△215,071	491,550
コールローン等の純増 (△) 減	△1,000,163	1,230,261
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	19,153	12,968
コールマネー等の純増減 (△)	25,908	△12,776
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△104,767	—
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△16	11,556
外国為替 (負債) の純増減 (△)	2,755	△2,636
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△20,432	△21,292
短期社債 (負債) の純増減 (△)	234,311	837,951
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△282,466	570,236
信託勘定借の純増減 (△)	△657,720	164,918
資金運用による収入	512,084	383,204
資金調達による支出	△376,605	△162,409
その他	△215,869	△25,174
小計	△2,334,053	6,589,955
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△61,252	△36,865
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,395,306	6,553,089

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△6,064,069	△7,135,053
有価証券の売却による収入	3,748,916	3,071,193
有価証券の償還による収入	1,732,611	3,651,551
金銭の信託の増加による支出	△6,900	△2,000
有形固定資産の取得による支出	△16,756	△27,800
有形固定資産の売却による収入	7,380	751
無形固定資産の取得による支出	△31,497	△34,086
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,089	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△54	△49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△631,459	△475,494
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	39,785	39,784
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△10,000	△190,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△71	△12,655
非支配株主への払戻による支出	△41,000	—
配当金の支払額	△56,511	△56,241
非支配株主への配当金の支払額	△1,512	△593
自己株式の取得による支出	△17,494	△19
自己株式の売却による収入	1,481	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85,323	△219,723
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,654	△18,749
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,119,743	5,839,121
現金及び現金同等物の期首残高	14,079,768	10,960,024
現金及び現金同等物の期末残高	※1 10,960,024	※1 16,799,146

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 63社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

三住信諮詢(北京)有限公司は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか10社は、匿名組合方式による貸付事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 33社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

住信SBIネット銀行株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

株式会社優良住宅ローンは、株式取得により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか10社は、匿名組合方式による貸付事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

4月末日	2社
5月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	5社
11月末日	1社
12月末日	7社
3月末日	46社

(2) 4月末日を決算日とする子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、5月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、8月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,592百万円（前連結会計年度末は22,391百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ダイナースクラブカード」等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、三井住友信託銀行株式会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：主としてその発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

三井住友信託銀行株式会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の処理方法

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円（前連結会計年度末は35百万円）（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

在外子会社及び関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法を適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

三井住友信託銀行株式会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

また、その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(16) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」（三井住友信託銀行株式会社については「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金）であります。

(18) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(20) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度に計上した金額：129,223百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

三井住友信託銀行株式会社では、与信取引先（以下、「取引先」という。）について、決算開示や信用力に影響を及ぼす事態発生の都度、財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力に応じた「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定結果及び担保等による保全状況等に基づき貸倒引当金を算定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、取引先の定量的な要素に加え、定性的な要素を勘案しております。

(債務者区分の定義)

債務者区分	定義
正常先	業績が良好で財務状況にも特段問題がない。
要注意先	業績低調ないし不安定、財務内容に問題がある、あるいは金利減免・棚上げ先など貸出条件に問題があり、今後の管理に注意を要する。
要管理先	要注意先のうち、貸出条件緩和債権又は3ヵ月以上延滞債権を有するもの。
破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

貸倒引当金については、債務者区分ごとに以下のように算定しております。

債務者区分	貸倒引当金の算定方法
正常先	1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。
要注意先及び要管理先	3年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
実質破綻先及び破綻先	担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付き債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除しております。

正常先、要注意先及び要管理先については、貸倒実績率等が変動した場合、貸倒引当金に影響を及ぼします。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額が変動した場合、貸倒引当金に重要な影響を及ぼします。

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性への対応（予想信用損失の調整）

新型コロナウイルス感染症の拡大が取引先に与える影響については、合理的な見積りが可能な範囲で個別取引先の債務者区分の決定等へ反映しております。しかしながら、当該影響は複雑かつ多岐にわたることから、当該見積りには高い不確実性が存在しております。

一部の連結子会社では、新型コロナウイルス感染症の拡大が取引先（法人与信先）の事業及び損益に与える影響に鑑み、取引先の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整を行っております。

前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績悪化の影響が懸念される業種及び商品（以下、「業種等」という。）を特定し、当該業種等に属する一部の与信について、内部格付制度上の内部格付が一定程度低下すると仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失に対して追加的な貸倒引当金（以下、「特例引当金」という。）24,635百万円を計上しております。

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と小康状態を繰り返し、収束には時間がかかるとする仮定に変更しております（前連結会計年度は一定期間で収束と仮定）。当連結会計年度の経済環境や内部格付の変動状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響度合いや収束後の回復の見通しの程度に応じて、業種ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、当該業種に属する一部の与信について将来発生すると予想される信用損失の再見積りを行い、特例引当金18,432百万円を計上しております。

なお、特例引当金計上に当たって採用した仮定については不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の事業及び損益に与える影響が変化した場合には、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当連結会計年度に計上した金額：431,223百万円

積立型制度の退職給付債務417,978百万円及び非積立型制度の退職給付債務13,245百万円から年金資産648,636百万円を控除した純額217,412百万円を連結貸借対照表上、退職給付に係る資産231,165百万円及び退職給付に係る負債13,752百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用等については、数理計算上の計算基礎に基づいて算出されております。この計算基礎には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

主要な数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	長期期待運用収益率
主として0.5%	4.6%

三井住友信託銀行株式会社（当グループにおける退職給付債務のうち、93.5%を占める）は、国内の優良社債の利回りに基づいて割引率を設定しており、債券のうち、満期までの期間が予想される将来の給付支払いの時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。また、長期期待運用収益率については、過去の運用実績及び将来利回りに対する予測を評価することにより、設定しております。長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益率の加重平均値を採用しております。

(3) 計算基礎の変更による連結財務諸表への影響

(2)に記載した計算基礎については、退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼします。三井住友信託銀行株式会社における割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の連結財務諸表への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への影響額	退職給付債務への影響額
割引率 : 0.5%減少	2,600百万円の増加	33,491百万円の増加
: 0.5%増加	2,324百万円の減少	29,676百万円の減少
長期期待運用収益率 : 0.5%減少	3,164百万円の増加	—
: 0.5%増加	3,164百万円の減少	—

3. 固定資産（のれん含む）の減損処理

(1) 当連結会計年度に計上した金額

三井住友信託銀行株式会社の個人トータルソリューション事業については、新型コロナウイルス感染症に起因し、事業環境が大きく変化しております。このため、当グループではこの変化を経営環境が著しく悪化したものとして評価し、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上要否について、検討を行っております。

検討の結果、三井住友信託銀行株式会社の個人トータルソリューション事業に帰属する事業用資産（減損前帳簿価額86,475百万円）については、帳簿価額が回収可能価額を上回っており、19,364百万円（有形固定資産1,655百万円及びソフトウェア17,708百万円）の減損損失を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社では、6つの事業セグメントを減損会計適用上のグルーピングの最小単位とし（以下、「資産グループ」という。）、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定を行っております。なお、共用資産については、管理会計上の枠組みを活用し、各事業に所属する人員数等、合理的と認められる基準により各事業へ配賦しております。

(減損の兆候の識別)

資産グループが、以下のいずれかに該当する場合には、減損の兆候を識別します。

- ・営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合
- ・資産グループに関連して、経営環境が著しく悪化したか、又は悪化する見込みである場合
- ・資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合
- ・資産グループに関して、使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があった場合

(減損損失の認識要否の判定及び測定)

減損の兆候があると識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産グループに帰属する資産の帳簿価額とを比較し、後者が前者を上回る場合には、減損損失を認識します。なお、店舗等については、閉鎖の意思決定を行った場合には、上記のグルーピングから除外し、回収可能価額は、個別の店舗等の正味売却価額を使用しております。正味売却価額は不動産評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

減損損失については、使用価値あるいは正味売却価額と帳簿価額との差額として算定しております。

使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しておりますが、その算定に当たって使用する割引率については、資本コスト（リスクフリーレート、株式ベータ及び市場リスクプレミアム等に基づき算定）によっております。

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画等に基づいており、将来の市場あるいは経済状況等を考慮しております。割引前将来キャッシュ・フローは、将来の予測不能な事象や事業計画の前提条件の変化により、変動する可能性があります。

なお、当連結会計年度に減損損失を認識した三井住友信託銀行株式会社の個人トータルソリューション事業に係る使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは当グループの事業計画を基礎として見積っており、与信取引の実行見込額、保険・投資信託の販売計画等を主要な仮定として織り込んでおります。

(会計方針の変更)

退職給付に係る過去勤務費用の損益処理方法の変更

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、2021年1月に確定給付型企業年金制度の一部改訂に伴う規程及び規約の変更の周知を行い、同年4月1日付で改訂を実施しております。これは平均寿命・健康寿命の伸長に合わせて、長く生き活きと働くことのできる環境を整備するため、定年延長及び従来比で役割に応じて幅の広い処遇を行う処遇制度への見直しを同時に実施したものです。この改訂に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しており、過去勤務費用が△37,734百万円（退職給付債務の減額）発生しております。

過去勤務費用の損益処理方法について、従来はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年）による定額法により損益処理としておりましたが、当連結会計年度より、主としてその発生連結会計年度に一時に損益処理する方法へと変更しております。これは、従来処理に依った場合にはそれが将来に亘って影響を及ぼすこととなりますが、制度改訂等で生じる過去勤務費用については、その影響を将来に及ぼすことなく、発生時に一時に損益処理する方が発生時以降の当グループの収益及び費用（定年延長及び処遇制度の見直しにより増加する人件費を含む）の対応関係をより明確にし、財政状態及び経営成績をより適切に表現することになると判断したためであります。

当該会計方針の変更は、前連結会計年度の期末における未認識過去勤務費用の金額の重要性が軽微であるため、遡及適用を実施せず、当連結会計年度における新規発生額△37,734百万円と併せて特別利益として一時に損益処理しております。この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の経常利益が859百万円減少し、税金等調整前当期純利益が36,721百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイドダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

1. 取引の概要

当社は、当社の取締役(監査委員である取締役及び社外取締役を除く。)、執行役及び執行役員並びに当グループの中核をなす三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員を対象に(当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における以上の対象者を、以下、総称して「取締役等」という。)、信託を用いた業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下、「対象会社」という。)の取締役等の報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、取締役等の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、対象会社が各社の定める株式交付規則に基づき当該取締役等に付与するポイント数に相当する当社株式を本信託を通じて当該取締役等に対して交付します。

2. 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において1,446百万円、422千株(前連結会計年度において1,469百万円、429千株)であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	153,657百万円	163,676百万円
出資金	33,528百万円	27,031百万円

※2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	1,197,832百万円	154,547百万円
再貸付けに供している有価証券	1,139,619百万円	1,034,192百万円
当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	一百万円	5,221百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	4,998百万円	2,253百万円
延滞債権額	53,112百万円	74,255百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	3,341百万円	3,042百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	38,964百万円	49,176百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	100,416百万円	128,729百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1,123百万円	763百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
特定取引資産	3,000百万円	29,978百万円
有価証券	2,039,182百万円	2,325,240百万円
貸出金	5,333,699百万円	5,012,590百万円
リース債権及びリース投資資産	57,605百万円	50,491百万円
その他資産	99,232百万円	109,610百万円
計	7,532,720百万円	7,527,910百万円
担保資産に対応する債務		
預金	22,045百万円	19,273百万円
コールマネー及び売渡手形	54,345百万円	一百万円
売現先勘定	582,927百万円	709,711百万円
借入金	3,723,322百万円	4,398,213百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	329,749百万円	399,318百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
先物取引差入証拠金	8,204百万円	54,685百万円
保証金	23,654百万円	25,978百万円
金融商品等差入担保金	801,997百万円	785,742百万円
現先取引差入担保金	8,759百万円	3,198百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	12,416,801百万円	14,037,261百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	8,133,494百万円	8,771,924百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、三井住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	710百万円	一百万円

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の土地の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	167,302百万円	181,392百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	26,175百万円	25,882百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
劣後特約付借入金	60,000百万円	60,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後借入金	10,000百万円	10,000百万円

※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	930,958百万円	780,595百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後社債	640,000百万円	610,000百万円

※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	91,755百万円	76,840百万円

16. 三井住友信託銀行株式会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金銭信託	4,602,967百万円	4,634,580百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	65,336百万円	99,814百万円
持分法投資利益	9,929百万円	11,677百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	167,800百万円	168,327百万円

※3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却損	12,672百万円	142,526百万円
株式等償却	12,495百万円	815百万円

※4. その他の特別利益は、(会計方針の変更)に記載のとおり、三井住友信託銀行株式会社において、退職給付に係る過去勤務費用について一時損益処理したことによるものであります。

※5. 当グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大による事業環境の変化を受け、ニューノーマルを踏まえたコスト構造改革や店舗戦略等の見直しを実施しております。また、管理会計の高度化について、継続的な取り組みを実施しておりますが、固定資産の減損会計の適用方法についても、当該取り組みを活用した適用方法へ見直し、高度化を図っております。具体的には、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社において、従来、店舗等を減損会計適用上のグルーピングの最小単位としておりましたが、これを6つの事業セグメントに変更するとともに、共用資産についても、各事業に所属する人員数等、合理的と認められる基準により各事業へ配賦する方法へと変更しております。

これらの見直しの結果、個人トータルソリューション事業に帰属する事業用資産に投資額の回収が見込めなくなったと判断したことから、減損損失を計上しております。

上記減損会計の適用方法の見直しにより生じた減損損失は、19,364百万円(有形固定資産1,655百万円及びソフトウェア17,708百万円)であり、これらを含めた減損損失は20,173百万円(有形固定資産1,893百万円及びソフトウェア18,280百万円)であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しており、事業計画等に基づく将来キャッシュ・フローを割引率6.9%で割引計算を行った現在価値を回収可能価額としております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△94,298	△80,460
組替調整額	△73,243	50,427
税効果調整前	△167,541	△30,032
税効果額	50,617	9,731
その他有価証券評価差額金	△116,924	△20,301
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△72,505	△10,714
組替調整額	42,592	27,625
税効果調整前	△29,912	16,910
税効果額	10,965	△6,966
繰延ヘッジ損益	△18,946	9,944
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,387	1,982
組替調整額	—	—
税効果調整前	△2,387	1,982
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△2,387	1,982
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△73,035	81,233
組替調整額	2,021	11,679
税効果調整前	△71,014	92,912
税効果額	21,727	△28,420
退職給付に係る調整額	△49,287	64,492
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△1,242	857
組替調整額	△280	222
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,523	1,080
その他の包括利益合計	△189,068	57,199

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	390,348	—	15,057	375,291	(注) 1
自己株式					
普通株式	11,751	4,492	15,488	755	(注) 2、3、4

(注) 1. 普通株式の減少15,057千株は、消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加4,492千株の内訳は、以下のとおりであります。

・単元未満株式の買取による増加 6千株

・2019年5月15日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加 4,057千株

・役員向け株式交付信託の制度において取得したことによる増加 429千株

3. 普通株式の自己株式数の減少15,488千株の内訳は、以下のとおりであります。

・単元未満株式の買増請求による減少 0千株

・ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 2千株

・役員向け株式交付信託の制度において売却したことによる減少 429千株

・消却による減少 15,057千株

4. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社の株式が429千株含まれております。なお、役員向け株式交付信託に係る当連結会計年度の増加株式数は429千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,057

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,394	利益剰余金	75.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2019年9月30日	2019年12月3日

(注) 2019年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金32百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金32百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	375,291	—	—	375,291	
自己株式					
普通株式	755	6	15	745	(注) 1、2、3

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加6千株であります。
 2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少8千株、役員向け株式交付信託の制度において売却したことによる減少6千株であります。
 3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社の株式が422千株含まれております。なお、役員向け株式交付信託に係る当連結会計年度の減少株式数は6千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,024

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2020年9月30日	2020年12月2日

- (注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金32百万円が含まれております。
 2. 2020年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2021年3月31日	2021年6月24日

- (注) 2021年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	13,141,192百万円	18,488,763百万円
三井住友信託銀行株式会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△2,181,167百万円	△1,689,616百万円
現金及び現金同等物	10,960,024百万円	16,799,146百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗及び事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	3,827	3,922
1年超	20,390	18,162
合計	24,218	22,084

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	5,364	6,492
1年超	24,470	49,946
合計	29,835	56,439

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、三井住友信託銀行株式会社における信託銀行業務を中心に多様な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金の受入及び社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産及び金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。

当グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

三井住友信託銀行株式会社では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、三井住友信託銀行株式会社は、資産・負債から生じる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、三井住友信託銀行株式会社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定（以下、「トレーディング勘定」という。）を設置して、それ以外の勘定（以下、「バンキング勘定」という。）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結子会社は、有価証券のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① トレーディング勘定

当グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券、信用及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

② バンキング勘定

当グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当グループは、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎にヘッジ会計を適用しております。

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループでは、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリに関する一連のPDCA（Plan・Do・Check・Action＝計画・実行・評価・改善）サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

各リスク・カテゴリ毎のリスク管理体制は以下の通りです。

① 信用リスクの管理

信用リスクは当グループが提供する金融商品において与信先またはカウンターパーティーが債務を履行できなくなり、財務的損失を被ることとなるリスクのことであり、主に貸出金をはじめとする債権や有価証券から発生いたします。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢をより一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

(i) リスク管理方針

当グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当グループは、与信先毎の信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力などの分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

(ii) リスク管理体制

三井住友信託銀行株式会社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理（資産査定管理を含む。）に関する報告などを踏まえ、与信戦略及びリスク資本配賦計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析などに基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) リスク管理方針

当グループは、市場リスク管理にあたって、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理態勢の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保を目指しています。

(ii) リスク管理体制

当グループでは、市場リスク管理における各種リミットの設定・管理、組織分離等の基本方針を「リスク管理規程」に定め、その具体的な管理方法については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制を取っており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに、取締役会等に対して定期的に報告しております。

三井住友信託銀行株式会社の取締役会は、経営計画において、市場リスクに関する重要事項としてALM基本計画及びリスク管理計画を決議しております。ALM審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画及び市場リスクに関する基本的事項を決議しております。

三井住友信託銀行株式会社では、市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ALM基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をALM審議会の構成員に日次で報告するとともに、ALM審議会や取締役会等に対して定期的に報告しております。

(iii) 市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはV a R (Value at Risk) を用いております。V a Rとは、過去の市場変動実績から一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当グループでは、自社で開発した内部モデルに基づき、V a R計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当グループの内部モデルによるV a R計測は、原則としてヒストリカル・シミュレーション法を用いております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当グループでは、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング勘定

当グループでは、トレーディング勘定で保有する「売買目的有価証券」及び通貨関連・金利関連の一部のデリバティブ取引に関してV a Rを用いたリスク管理を行っております。V a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間は主として1,300営業日間）を採用しております。

2021年3月31日現在で当グループのトレーディング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で93億円であります。

なお、当グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。2020年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失がV a Rを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) バンキング勘定

当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債についてV a Rを用いたリスク管理を行っております。ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間はポジション特性に応じて設定（最長1年）、信頼区間99%、観測期間は原則として1,300営業日間）を採用しております。

2021年3月31日現在で当グループのバンキング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で8,609億円であります。

なお、当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債のうち、実施対象と設定したポジションにつき、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金繰りリスク（資金調達に係る流動性リスク）の管理

資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達が余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) 資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスクについては、リスクの顕在化により資金繰りに支障をきたせば、場合によっては当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、適正な資金繰りリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針の策定・周知に取り組んでいます。

(ii) 資金繰りリスク管理体制・管理手法

資金繰りリスク管理部署は、取締役会で半期毎に承認されたリスク管理計画に基づき、資金繰り管理部署と連携し、当グループのリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、資金繰りの逼迫度を適切に判定しています。

資金繰り管理部署は、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行い、資金繰りリスク管理部署はその遵守状況をモニタリングしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	13,141,128	13,141,128	—
(2) コールローン及び買入手形	71,236	71,236	—
(3) 買現先勘定	1,220,761	1,220,761	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	740,658	740,658	—
(5) 買入金銭債権(*1)	987,691	988,352	660
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	57,102	57,102	—
(7) 金銭の信託	7,130	7,130	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	265,044	275,316	10,272
その他有価証券	5,777,030	5,777,030	—
(9) 貸出金	29,703,375		
貸倒引当金(*2)	△112,691		
	29,590,684	29,885,145	294,461
(10) 外国為替	36,952	36,952	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	667,370	682,846	15,475
資産計	52,562,791	52,883,661	320,869
(1) 預金	30,688,920	30,709,549	20,628
(2) 譲渡性預金	5,860,292	5,860,292	—
(3) コールマネー及び売渡手形	142,974	142,974	—
(4) 売現先勘定	1,558,919	1,558,919	—
(5) 借入金	5,856,384	5,852,389	△3,995
(6) 外国為替	3,213	3,213	—
(7) 短期社債	1,707,097	1,707,097	—
(8) 社債	1,125,731	1,142,712	16,980
(9) 信託勘定借	4,750,289	4,750,289	—
負債計	51,693,823	51,727,436	33,613
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(17,750)	(17,750)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(12,992)	(12,992)	—
デリバティブ取引計	(30,742)	(30,742)	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	18,488,598	18,488,598	—
(2) コールローン及び買入手形	8,766	8,766	—
(3) 買現先勘定	160,268	160,268	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	727,689	727,689	—
(5) 買入金銭債権(*1)	885,496	886,296	800
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	44,521	44,521	—
(7) 金銭の信託	12,123	12,123	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	275,820	292,071	16,250
その他有価証券	6,277,330	6,277,330	—
(9) 貸出金	30,506,968		
貸倒引当金(*2)	△115,198		
	30,391,769	30,702,437	310,668
(10) 外国為替	25,396	25,396	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	689,262	699,669	10,406
資産計	57,987,043	58,325,169	338,125
(1) 預金	33,467,678	33,486,483	18,804
(2) 譲渡性預金	7,160,594	7,160,594	—
(3) コールマネー及び売渡手形	60,675	60,675	—
(4) 売現先勘定	1,628,440	1,628,440	—
(5) 借入金	5,782,602	5,782,030	△571
(6) 外国為替	577	577	—
(7) 短期社債	2,545,049	2,545,049	—
(8) 社債	1,545,605	1,564,144	18,538
(9) 信託勘定借	4,915,208	4,915,208	—
負債計	57,106,433	57,143,204	36,771
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	150,258	150,258	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	(126,664)	(126,664)	—
デリバティブ取引計	23,594	23,594	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*4) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2020年9月29日)を適用しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び(10) 外国為替これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間（1年以内）であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、取引金融機関又はブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引所の価格又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関、ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価額を時価としております。

自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(6) 外国為替、(7) 短期社債、及び(9) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間（1年以内）であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものについては、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
買入金銭債権	11,227	6,165
有価証券	208,340	239,624
① 非上場株式(*3)	73,478	76,368
② 組合等出資金	103,219	123,514
③ その他(*3)	31,642	39,741
合計	219,567	245,790

(*1) 上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式について1,735百万円、その他について440百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について520百万円減損処理を行っております。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	13,058,474	1,740	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	71,236	—	—	—	—	—
買現先勘定	1,220,761	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	740,658	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	793,015	104,699	33,434	19,275	14,964	33,464
金銭の信託	5,823	—	1,406	—	—	—
有価証券	1,214,795	1,084,099	939,586	538,654	279,545	769,389
満期保有目的の債券	2,632	—	60	4,020	60,000	195,048
うち国債	—	—	60	—	60,000	55,000
社債	—	—	—	—	—	33,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,212,162	1,084,099	939,526	534,633	219,545	574,341
うち国債	838,106	260,315	225,000	—	25,000	10,000
地方債	1,228	—	4,546	2,924	6,090	—
社債	21,110	186,052	133,053	196,684	43,275	56,529
貸出金(*2)	4,179,611	5,463,825	4,520,997	2,848,790	2,473,254	7,592,971
リース債権及び リース投資資産(*3)	163,446	239,007	127,633	65,418	50,939	10,717
合計	21,447,824	6,893,372	5,623,058	3,472,138	2,818,702	8,406,542

(*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの105百万円は含めておりません。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの58,110百万円、期間の定めのないもの2,565,814百万円は含めておりません。

(*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの665百万円、残価保証額及び見積残存価額16,051百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	18,414,782	650	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	8,766	—	—	—	—	—
買現先勘定	160,268	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	727,689	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	717,328	68,538	15,193	3,921	1,867	84,853
金銭の信託	10,857	1,265	100	—	—	—
有価証券	1,396,910	951,185	1,004,417	548,405	298,412	848,078
満期保有目的の債券	—	—	5,051	20,000	60,000	187,738
うち国債	—	—	—	20,000	60,000	35,000
社債	—	—	—	—	—	23,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,396,910	951,185	999,365	528,405	238,412	660,339
うち国債	927,273	200,000	380,000	—	—	135,000
地方債	—	1,675	8,008	3,496	10,521	—
社債	31,639	218,289	218,724	110,577	30,485	64,084
貸出金(*2)	4,636,130	5,814,658	4,667,574	2,613,581	2,485,048	7,811,836
リース債権及び リース投資資産(*3)	163,457	243,838	154,218	54,721	47,522	11,172
合計	26,236,192	7,080,137	5,841,505	3,220,628	2,832,850	8,755,940

(*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの58百万円は含めておりません。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの76,509百万円、期間の定めのないもの2,401,629百万円は含めておりません。

(*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの549百万円、残価保証額及び見積残存価額19,691百万円は含めておりません。

(注4)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	23,560,192	4,537,687	2,589,537	1,183	320	—
譲渡性預金	5,815,292	45,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	142,974	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,471,967	86,952	—	—	—	—
借入金	2,980,182	1,468,489	781,385	131,702	74,522	420,102
短期社債	1,708,473	—	—	—	—	—
社債(*2)	229,700	110,000	76,500	163,000	190,000	—
信託勘定借	4,750,289	—	—	—	—	—
合計	40,659,070	6,248,128	3,447,423	295,885	264,842	420,102

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債356,100百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	25,270,516	5,400,861	2,795,112	921	266	—
譲渡性預金	7,045,594	115,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	60,675	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,628,440	—	—	—	—	—
借入金	1,669,700	1,013,609	2,455,241	182,169	77,652	384,228
短期社債	2,545,546	—	—	—	—	—
社債(*2)	50,000	479,612	297,150	293,000	140,000	—
信託勘定借	4,915,208	—	—	—	—	—
合計	43,185,683	7,009,083	5,547,504	476,091	217,918	384,228

(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債286,100百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	△129	△326

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	118,407	136,239	17,831
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,200	33,652	452
	その他	65,817	65,943	126
	外国債券	845	849	4
	その他	64,972	65,093	121
	小計	217,425	235,835	18,410
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	112,591	104,574	△8,016
	外国債券	112,591	104,574	△8,016
	その他	—	—	—
	小計	112,591	104,574	△8,016
合計		330,016	340,410	10,394

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	118,030	133,748	15,717
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	23,400	23,788	388
	その他	154,267	154,528	261
	外国債券	101,870	102,016	146
	その他	52,396	52,511	115
	小計	295,697	312,064	16,367
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	32,520	32,518	△1
	外国債券	32,520	32,518	△1
	その他	—	—	—
	小計	32,520	32,518	△1
合計		328,217	344,582	16,365

3. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	996,484	415,197	581,286
	債券	1,461,837	1,458,337	3,500
	国債	1,053,929	1,053,492	437
	地方債	4,906	4,874	32
	短期社債	—	—	—
	社債	403,001	399,970	3,030
	その他	1,394,260	1,326,811	67,449
	外国株式	2,613	190	2,422
	外国債券	827,306	800,431	26,874
	その他	564,340	526,188	38,151
	小計	3,852,582	3,200,346	652,235
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	114,128	151,609	△37,481
	債券	554,166	555,804	△1,638
	国債	308,631	309,155	△523
	地方債	9,879	9,914	△34
	短期社債	—	—	—
	社債	235,655	236,735	△1,079
	その他	1,287,738	1,403,255	△115,516
	外国株式	874	1,320	△446
	外国債券	529,513	557,258	△27,745
	その他	757,351	844,675	△87,324
	小計	1,956,033	2,110,669	△154,635
合計		5,808,615	5,311,015	497,599

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,364,595	533,726	830,868
	債券	1,789,475	1,785,319	4,156
	国債	1,302,059	1,301,155	904
	地方債	6,410	6,379	31
	短期社債	—	—	—
	社債	481,004	477,784	3,220
	その他	980,917	951,162	29,754
	外国株式	3,305	191	3,114
	外国債券	751,018	737,897	13,120
	その他	226,594	213,074	13,519
	小計	4,134,988	3,270,208	864,779
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	56,718	71,472	△14,753
	債券	553,048	556,444	△3,396
	国債	340,400	343,106	△2,705
	地方債	17,276	17,321	△44
	短期社債	—	—	—
	社債	195,370	196,016	△645
	その他	1,642,980	2,022,418	△379,438
	外国株式	899	1,340	△440
	外国債券	822,472	826,123	△3,651
	その他	819,608	1,194,955	△375,346
	小計	2,252,746	2,650,335	△397,588
合計		6,387,735	5,920,543	467,191

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	61,197	40,713	1,026
債券	372,898	2,542	2,930
国債	330,708	2,362	2,812
地方債	2,518	11	0
短期社債	—	—	—
社債	39,671	168	117
その他	3,099,134	68,445	20,034
外国株式	2,565	345	233
外国債券	2,573,278	42,816	7,757
その他	523,290	25,283	12,043
合計	3,533,230	111,701	23,991

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	128,882	94,308	1,075
債券	653,415	275	1,593
国債	644,846	221	1,593
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	8,568	53	—
その他	2,238,237	21,286	162,774
外国株式	2,003	7	88
外国債券	1,710,775	14,542	20,794
その他	525,458	6,736	141,891
合計	3,020,536	115,869	165,443

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式10,738百万円、その他21百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式289百万円、その他5百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,823	△1,076

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,857	3,038

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,406	1,018	388	388	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,365	985	380	380	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	499,961
その他有価証券	499,573
その他の金銭の信託	388
(△)繰延税金負債	151,869
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	348,092
(△)非支配株主持分相当額	74
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,442
その他有価証券評価差額金	351,459

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,132百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
3. 保有目的を変更した有価証券に関して変更時に生じた評価差額の当連結会計年度末における未償却残高については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	469,898
その他有価証券	469,518
その他の金銭の信託	380
(△)繰延税金負債	142,109
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	327,788
(△)非支配株主持分相当額	159
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,800
その他有価証券評価差額金	329,429

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,288百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	20,873,613	7,936,931	△48,309	△48,309
	買建	21,329,778	7,616,507	46,361	46,361
	金利オプション				
	売建	2,942,641	—	△1,175	△715
	買建	2,937,903	—	1,144	508
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	50,872,014	39,266,116	2,208,234	2,208,234
	受取変動・支払固定	43,837,712	34,523,749	△2,159,973	△2,159,973
	受取変動・支払変動	22,336,839	17,809,579	3,096	3,096
	金利オプション				
	売建	9,925,297	9,906,302	△33,630	△22,767
	買建	6,642,159	6,608,026	18,834	14,371
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	34,583	40,805

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	16,259,100	8,204,867	△12,132	△12,132
	買建	16,382,636	8,740,344	9,956	9,956
	金利オプション				
	売建	760,290	—	△85	△26
	買建	680,474	—	108	29
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	45,212,322	35,442,523	1,042,944	1,042,944
	受取変動・支払固定	37,529,904	30,758,857	△1,072,591	△1,072,591
	受取変動・支払変動	23,205,620	19,522,140	474	474
	金利オプション				
	売建	9,282,788	9,266,363	18,087	27,782
	買建	6,255,661	6,239,584	△3,461	△7,879
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△16,697	△11,442

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,208,369	4,495,735	△4,770	△4,770
	為替予約				
	売建	12,324,261	832,222	△78,921	△78,921
	買建	16,353,498	227,010	30,111	30,111
	通貨オプション				
	売建	1,170,658	606,930	△43,375	8,257
	買建	892,363	443,075	44,170	△2,909
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△52,784	△48,231

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	7,182,667	5,771,209	53,639	53,639
	為替予約				
	売建	15,332,172	993,767	△297,505	△297,505
	買建	20,910,556	364,335	422,703	422,703
	通貨オプション				
	売建	1,128,393	676,694	△50,297	6,515
	買建	794,918	473,197	39,658	△5,507
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	168,199	179,845

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	69,802	—	△1,245	△1,245
	買建	36,429	—	2,339	2,339
	株式指数オプション				
	売建	26,674	—	△868	△347
	買建	5,100	—	4	△35
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	230	710

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	182,001	—	△1,850	△1,850
	買建	123,854	—	1,903	1,903
	株式指数オプション				
	売建	67,159	—	△806	△87
	買建	108,307	—	339	△284
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△412	△318

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	2,314,032	—	△55,526	△55,526
	買建	2,407,161	—	55,375	55,375
	債券先物オプション				
	売建	66,991	—	△325	99
	買建	47,986	—	169	△42
店頭	債券先渡契約				
	売建	20,332	—	△252	△252
	買建	33,816	—	649	649
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	89	303

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,710,794	—	25,127	25,127
	買建	1,668,659	—	△23,317	△23,317
	債券先物オプション				
	売建	711,176	—	△3,295	75
	買建	347,961	—	1,072	△198
店頭	債券先渡契約				
	売建	44,260	—	230	230
	買建	55,657	—	△177	△177
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△359	1,738

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	59,034	45,934	△59	△59
	買建	65,540	52,440	190	190
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	131	131

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	40,500	29,000	903	903
	買建	46,032	34,532	△1,373	△1,373
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△469	△469

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の有 利息の金融資産・ 負債			
	受取固定・支払変動		795,889	132,000	1,525
	受取変動・支払固定		1,513,915	1,359,935	△52,136
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		—	—	
合 計		—	—	—	△50,610

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の金 融資産・負債			
	受取固定・支払変動		712,507	652,507	△2,402
	受取変動・支払固定		1,566,967	1,414,632	△34,735
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		—	—	
合 計		—	—	—	△37,137

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	2,301,582	1,214,987	31,261
	売建		13,146	—	21
	買建		4,793	—	3,889
	その他				
	売建		—	—	—
	買建	—	—	—	
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		91,176	—	2,446
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	37,618

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	2,489,799	1,109,499	△89,194
	売建		19,071	—	△695
	買建		87,050	—	2,816
	その他				
	売建		—	—	—
	買建	—	—	—	
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		96,624	—	△2,452
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△89,526

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、嘱託職員については、内規に基づく退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を設けているほか、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、年金資産の一部として、退職給付信託を設定しております。

三井住友信託銀行株式会社は、(会計方針の変更)に記載のとおり、2021年4月に確定給付型企业年金制度の一部改訂を実施しております。

その他の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、総合設立型の年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	465,033	462,975
勤務費用	13,895	12,813
利息費用	2,340	2,278
数理計算上の差異の発生額	122	8,992
退職給付の支払額	△18,513	△18,102
過去勤務費用の発生額	—	△37,734
その他	97	—
退職給付債務の期末残高	462,975	431,223

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	589,955	536,026
期待運用収益	24,496	24,766
数理計算上の差異の発生額	△72,913	90,226
事業主からの拠出額	10,904	13,797
退職給付の支払額	△16,416	△16,181
年金資産の期末残高	536,026	648,636

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	450,214	417,978
年金資産	△536,026	△648,636
非積立型制度の退職給付債務	△85,812	△230,657
	12,761	13,245
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△73,051	△217,412
退職給付に係る負債	14,044	13,752
退職給付に係る資産	△87,096	△231,165
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△73,051	△217,412

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	13,895	12,813
利息費用	2,340	2,278
期待運用収益	△24,496	△24,766
数理計算上の差異の費用処理額	1,993	11,577
過去勤務費用の費用処理額(注)	28	△37,632
その他	671	455
確定給付制度に係る退職給付費用	△5,568	△35,273

(注) 当連結会計年度において、上記のうち△37,580百万円を特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	28	101
数理計算上の差異	△71,042	92,811
合計	△71,014	92,912

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	△193	△295
未認識数理計算上の差異	98,876	6,065
合計	98,683	5,770

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債券	32%	24%
株式	53%	61%
現金及び預金	2%	3%
その他	13%	12%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度52%、当連結会計年度59%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	主として0.5%	主として0.5%
長期期待運用収益率	4.1%	4.6%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度2,155百万円、当連結会計年度2,242百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(1) 当社

該当ありません。

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日に10株を1株とする株式併合を行っておりますが、以下は、当該株式併合を反映した数値を記載しております。

①ストック・オプションの内容

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24 上記の合計 72	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 66
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 28,600株	普通株式 26,000株
付与日	2011年7月26日	2012年7月18日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	2011年7月26日から 2013年7月25日まで	2012年7月18日から 2014年7月17日まで
権利行使期間	2013年7月26日から 2021年7月25日まで	2014年7月18日から 2022年7月17日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 38 上記の合計 60	当社の取締役及び執行役員 23 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 39,800株	普通株式 40,400株
付与日	2013年7月19日	2014年8月1日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	2013年7月19日から 2015年7月18日まで	定めがない
権利行使期間	2015年7月19日から 2023年7月18日まで	2014年8月31日から 2044年7月31日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 19 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 63	当社の取締役及び執行役員 21 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 42 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 32,700株	普通株式 51,000株
付与日	2015年7月31日	2016年7月29日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めがない	同左
権利行使期間	2015年8月31日から 2045年7月30日まで	2016年8月31日から 2046年7月28日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員 26 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 41 上記の合計 67	当社の取締役、執行役及び執行役員 30 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 70
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 61,300株	普通株式 69,000株
付与日	2017年7月28日	2018年9月3日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2017年8月31日から 2047年7月27日まで	2018年9月30日から 2048年9月2日まで

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	20,000	19,300	39,300	32,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	400
失効	—	—	—	—
未行使残	20,000	19,300	39,300	32,200

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	30,000	48,100	61,300	68,400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,000	1,700	3,000	2,100
失効	—	—	—	—
未行使残	29,000	46,400	58,300	66,300

(ロ) 単価情報

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	4,000	4,000	5,190	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	2,885
付与日における 公正な評価単価(円)	620	340	1,460	4,240

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,004	3,105	3,095	3,142
付与日における 公正な評価単価(円)	5,447	3,246	3,870	4,183

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの内容

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 186	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 16
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 6,101,700株	同社普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 31	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 36
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 4,409,000株	同社普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,184,700	1,346,000
付与	—	—
失効	752,400	330,000
権利確定	—	—
未確定残	432,300	1,016,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	2,394,000	2,939,000
付与	—	—
失効	622,000	332,000
権利確定	—	—
未確定残	1,772,000	2,607,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ) 単価情報

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注)3	558
付与日における公正な評価単価(円)(注)1	0	0

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円)(注)1	0	0

(注) 1. 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,738百万円
3. 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたものではありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却税分	19,196百万円	19,095百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	48,197百万円	46,756百万円
繰延ヘッジ損益	25,682百万円	18,469百万円
退職給付に係る連結調整額	30,674百万円	2,196百万円
株式交換に伴う評価差額	4,715百万円	4,416百万円
その他	60,077百万円	71,042百万円
繰延税金資産小計	188,543百万円	161,975百万円
評価性引当額	△24,343百万円	△23,639百万円
繰延税金資産合計	164,199百万円	138,336百万円
繰延税金負債		
退職給付関係	△23,040百万円	△39,229百万円
その他有価証券評価差額金	△159,820百万円	△150,201百万円
株式交換に伴う評価差額	△5,804百万円	△5,752百万円
その他	△11,845百万円	△10,287百万円
繰延税金負債合計	△200,511百万円	△205,471百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△36,311百万円	△67,134百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	—%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	—%	△0.35%
のれん償却額	—%	1.19%
持分法による投資損益	—%	△1.79%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—%	△0.83%
その他	—%	△0.81%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	28.03%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

個人トータルソリューション事業：個人のお客様に対するサービス業務

法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）

：法人のお客様に対するサービス業務

証券代行業業：証券代行サービス業務

不動産事業：不動産事業サービス業務

受託事業：年金及び資産管理・運用を行う業務

マーケット事業：マーケティング業務・マーケットメイク業務及び投資業務・財務マネージ業務

2. 報告セグメントごとの実質業務粗利益及び実質業務純益の金額の算定方法

報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎とし、会計処理の方法は「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。社内管理の取扱いに則り処理をしております。

実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を控除した金額であります。実質業務粗利益及び総経費は、当社及び連結子会社の業務粗利益及び経費（除く臨時処理分）に持分法適用会社の損益（臨時要因を除いた持分割合考慮後の金額）等を反映した社内管理ベースの計数であります。

また、セグメント間の取引及びセグメント間に跨る収益については社内管理（市場実勢価格）基準により算定しております。

なお、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット		その他	合計
						うち運用 ビジネス			
実質業務粗利益	192,763	206,166	37,443	56,927	171,793	81,936	72,590	4,976	742,661
総経費	△169,882	△73,663	△18,973	△24,524	△105,909	△52,380	△15,049	△45,647	△453,650
実質業務純益	22,880	132,502	18,469	32,403	65,883	29,555	57,541	△40,670	289,011

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
 2. 実質業務粗利益には、資金運用収支、信託報酬、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
 3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
 4. 「運用ビジネス」は、連結子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(連結)、日興アセットマネジメント株式会社(連結)及び資産運用業務を行う持分法適用関連会社2社の合計であります。
 5. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	マーケット		その他	合計
						うち運用 ビジネス			
実質業務粗利益	177,602	207,742	40,300	49,891	175,772	86,935	69,761	18,227	739,296
総経費	△162,077	△75,620	△19,440	△24,309	△111,231	△57,121	△15,350	△36,558	△444,589
実質業務純益	15,524	132,122	20,859	25,581	64,540	29,813	54,410	△18,331	294,707
固定資産	67,111	33,172	2,157	8,855	16,699	—	19,618	192,869	340,484

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。
 2. 実質業務粗利益には、資金運用収支、信託報酬、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
 3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
 4. 「運用ビジネス」は、連結子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(連結)、日興アセットマネジメント株式会社(連結)及び資産運用業務を行う持分法適用関連会社2社の合計であります。
 5. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。
 6. 当連結会計年度より、管理会計の高度化に対応してセグメント別の固定資産を配賦しております。
 7. 固定資産のセグメントごとの金額については、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産の金額を記載しており、「その他」には、セグメントに配賦していない共用資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	289,011
その他経常収益	92,525
その他経常費用	△92,241
その他調整	△31,636
経常利益	257,658

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	294,707
その他経常収益	120,453
その他経常費用	△186,702
その他調整	△45,303
経常利益	183,155

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,170,807	160,931	91,734	111,927	1,535,401

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,211,826	70,908	42,935	54,764	1,380,434

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。

減損損失は19,360百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	うち運用 ビジネス		マーケット	その他	合計
減損損失	19,364	—	—	—	—	—	—	—	809	20,173

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は9,422百万円、未償却残高は45,087百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は7,875百万円、未償却残高は37,292百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社日本カストディ銀行であり、その要約財務情報（主な貸借対照表項目及び損益計算書項目）は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産合計	—	17,277,835
負債合計	—	17,158,453
純資産合計	—	119,382

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
経常収益	—	49,297
税引前当期純利益	—	988
当期純利益	—	680

(注) 株式会社日本カストディ銀行は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	6,822円48銭	7,192円07銭
1株当たり当期純利益	434円31銭	379円65銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	434円03銭	379円41銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,590,907	2,722,556
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	35,641	28,796
うち新株予約権	百万円	1,057	1,024
うち非支配株主持分	百万円	34,583	27,772
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,555,266	2,693,760
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	374,536	374,545

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	163,028	142,196
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	163,028	142,196
普通株式の期中平均株式数	千株	375,373	374,542
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	240	235
うち新株予約権	千株	240	235
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要		当社 第1回新株予約権(ストック・オプション) 当社普通株式 20,000株 第2回新株予約権(ストック・オプション) 当社普通株式 19,300株 第3回新株予約権(ストック・オプション) 当社普通株式 39,300株 連結子会社(日興アセット マネジメント株式会社) 新株予約権(ストック・オ プション) 同社普通株 7,863,700株	当社 第1回新株予約権(ストック ・オプション) 当社普通株式 20,000株 第2回新株予約権(ストック ・オプション) 当社普通株式 19,300株 第3回新株予約権(ストック ・オプション) 当社普通株式 39,300株 連結子会社(日興アセット マネジメント株式会社) 新株予約権(ストック・オ プション) 同社普通株式 5,827,300株

(注) 3. 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度で424千株であり(前連結会計年度は229千株)、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度で422千株であります(前連結会計年度は429千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2014年 9月5日	30,000	30,000	0.85	なし	2024年 9月5日
	第2回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2015年 6月5日	30,000	30,000	0.91	なし	2025年 6月5日
	第3回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 2月29日	30,000	30,000	0.66	なし	2026年 2月27日
	第4回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月19日	30,000	30,000	0.62	なし	2026年 12月18日
	第5回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月8日	10,000	10,000	0.62	なし	2026年 12月8日
	第6回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.57	なし	2027年 6月8日
	第7回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.42	なし	2027年 6月8日
	第8回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月25日	30,000	30,000	0.41	なし	2027年 12月27日
	第9回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月14日	10,000	10,000	0.41	なし	2027年 12月14日
	第10回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	20,000	20,000	0.55	なし	2028年 6月14日
	第11回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	30,000	30,000	0.38	なし	2028年 6月14日
	第12回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 6月10日	30,000	30,000	0.41	なし	2029年 6月11日
	第13回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 5月30日	10,000	10,000	0.41	なし	2029年 5月30日
	第14回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月11日	—	30,000	0.53	なし	2030年 9月11日
	第15回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月1日	—	10,000	0.53	なし	2030年 9月2日
	第1回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	70,000	—	2.49	なし	期限の 定めなし
	第2回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	50,000	50,000	2.87	なし	期限の 定めなし
	第3回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	70,000	70,000	1.51	なし	期限の 定めなし
	第4回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	30,000	30,000	1.73	なし	期限の 定めなし
	第5回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2017年 9月5日	70,000	70,000	1.28	なし	期限の 定めなし
第6回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2018年 9月11日	50,000	50,000	1.39	なし	期限の 定めなし	

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	短期社債 (注) 2	2019年 10月9日～ 2021年 3月31日	1,136,819	2,013,793 [2,013,793]	0.00～ 1.86	なし	2020年 4月1日～ 2022年 3月15日
	第2回無担保変動利付永久社債 (劣後特約付及び券面分割禁止 制限付) (注) 3	2002年 9月25日	16,505	16,100	0.96	なし	期限の 定めなし
	第11回無担保社債 (劣後特約付) (注) 3	2010年 12月10日	29,957	—	1.64	なし	2021年 1月28日
	第6回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2006年 4月27日	19,997	19,997	2.78	なし	2026年 4月27日
	第8回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2007年 5月10日	9,997	9,997	2.49	なし	2027年 5月10日
	第11回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2010年 7月23日	50,000	—	1.55	なし	2020年 7月23日
	第12回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2010年 11月11日	40,000	—	1.37	なし	2020年 11月11日
	第13回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 6月15日	20,000	20,000	2.34	なし	2026年 6月15日
	第14回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 9月28日	23,000	23,000	2.15	なし	2026年 9月28日
	第15回無担保社債 (劣後特約付) (注) 2、4	2012年 3月22日	40,000	40,000 [40,000]	1.62	なし	2022年 3月22日
	第1回無担保社債 (劣後特約付)	2012年 9月20日	40,000	40,000	1.38	なし	2022年 9月20日
	円建劣後社債	2012年 9月5日	1,500	1,500	1.71	なし	2025年 3月31日
	第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2014年 10月28日	5,000	5,000	0.58	なし	2024年 10月28日
	第11回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2015年 5月1日	20,000	—	0.19	なし	2020年 4月30日
	第12回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2015年 7月29日	20,000	—	0.24	なし	2020年 7月29日
	第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2018年 7月19日	20,000	20,000	0.11	なし	2023年 7月19日
	第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 6月19日	—	20,000	0.11	なし	2023年 6月19日
	第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 6月19日	—	30,000	0.20	なし	2025年 6月19日
	第16回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 11月5日	—	10,000	0.10	なし	2023年 11月2日
	第17回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 11月5日	—	20,000	0.18	なし	2025年 11月5日
	第18回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 1月27日	—	20,000	0.16	なし	2026年 1月27日
	第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・適 格機関投資家限定)	2020年 12月25日	—	100,000	0.25	なし	2027年 12月24日
ユーロ建無担保社債 (注) 1	2018年 9月25日	59,773 (500,618千€)	—	0.13	なし	2020年 9月25日	
第10回米ドル建無担保社債 (注) 1	2020年 9月16日	—	165,915 (1,499,459千米\$)	0.80	なし	2023年 9月12日	

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	第11回米ドル建無担保社債 (注) 1	2020年 9月16日	—	55,265 (499,460千米\$)	1.05	なし	2025年 9月12日
	第12回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 3月25日	—	193,518 (1,748,921千米\$)	0.85	なし	2024年 3月25日
	第13回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 3月25日	—	55,311 (499,880千米\$)	1.55	なし	2026年 3月25日
三井住友トラ スト・パナソニ ックファイナ ンス株式 会社	短期社債 (注) 2	2019年 9月25日～ 2021年 3月31日	374,481	357,479 [357,479]	0.01～ 0.02	なし	2020年 4月24日～ 2022年 3月18日
	第1回～第9回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注) 2	2017年 10月31日～ 2020年 10月13日	70,000	70,000 [10,000]	0.03～ 0.49	なし	2020年 10月30日～ 2029年 10月25日
Nexus Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2020年 3月31日～ 2021年 3月31日	2,800	19,800 [19,800]	0.01～ 0.07	なし	2020年 4月30日～ 2021年 4月30日
Vector Asset Funding Corporation	短期社債	2020年 3月31日	15,000	—	0.08	なし	2020年 4月30日
三井住友トラ スト・ローン& ファイナ ンス株式 会社	短期社債 (注) 2	2019年 4月11日～ 2021年 3月26日	177,996	153,976 [153,976]	0.00～ 0.10	なし	2020年 4月9日～ 2022年 1月20日
合計	—	—	2,832,829	4,090,655	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建社債の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 旧中央三井信託銀行株式会社が発行した社債であります。
4. 旧住友信託銀行株式会社が発行した社債であります。
5. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,595,546	60,000	419,612	46,500	250,650

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	5,856,384	5,782,602	0.11	—
借入金(注)2	5,856,384	5,782,602	0.11	2020年1月～ 2041年3月
リース債務	9,854	12,265	4.91	2020年11月～ 2045年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 返済期限の定めのない永久劣後特約付借入金を含んでおります。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,669,700	200,281	813,327	2,357,735	97,506
リース債務(百万円)	2,149	1,283	1,755	1,039	873

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	303,794	627,833	922,610	1,380,434
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額(百万円)	40,090	112,938	179,219	200,003
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	28,507	80,091	126,613	142,196
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	76.11	213.83	338.04	379.65

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	76.11	137.72	124.20	41.60

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 2,349	※1 2,541
有価証券	※1 129,000	※1 164,000
前払費用	201	199
未収還付法人税等	15,588	—
その他	※1 28,330	※1 6,382
流動資産合計	175,470	173,123
固定資産		
有形固定資産	0	0
工具、器具及び備品	0	0
無形固定資産	1	1
ソフトウェア	1	1
投資その他の資産	2,049,281	2,030,325
投資有価証券	652	652
関係会社株式	1,398,398	1,409,231
関係会社長期貸付金	650,000	620,000
繰延税金資産	136	347
その他	94	94
固定資産合計	2,049,283	2,030,327
資産合計	2,224,754	2,203,450
負債の部		
流動負債		
未払費用	※1 2,457	※1 1,936
未払法人税等	969	8,231
賞与引当金	187	217
役員賞与引当金	42	61
その他	※1 959	※1 2,352
流動負債合計	4,616	12,799
固定負債		
社債	※1, ※2 640,000	※1, ※2 610,000
長期借入金	※3 10,000	※3 10,000
株式給付引当金	52	107
その他	40	102
固定負債合計	650,093	620,209
負債合計	654,709	633,009

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	702,933	702,933
その他資本剰余金	274,160	274,158
資本剰余金合計	977,094	977,092
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	333,139	333,531
利益剰余金合計	333,139	333,531
自己株式	△2,855	△2,815
株主資本合計	1,568,986	1,569,417
新株予約権	1,057	1,024
純資産合計	1,570,044	1,570,441
負債純資産合計	2,224,754	2,203,450

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 95,851	※1 56,256
関係会社受入手数料	※1 1,745	※1 4,598
営業収益合計	97,597	60,855
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,709	※1,※2 3,984
営業費用合計	3,709	3,984
営業利益	93,888	56,870
営業外収益		
受取利息	※1 8,128	※1 7,706
有価証券利息	※1 1	※1 14
受取手数料	※1 0	※1 0
その他	※1 53	※1 171
営業外収益合計	8,183	7,891
営業外費用		
支払利息	77	76
社債利息	※1 8,766	※1 7,628
その他	※1 586	※1 1,155
営業外費用合計	9,430	8,861
経常利益	92,640	55,901
特別利益		
子会社株式売却益	—	※1 897
特別利益合計	—	897
特別損失		
固定資産処分損	0	—
特別損失合計	0	—
税引前当期純利益	92,640	56,799
法人税、住民税及び事業税	△12,611	371
法人税等調整額	11,393	△210
法人税等合計	△1,217	161
当期純利益	93,858	56,637

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473	295,798	295,798
当期変動額						
剰余金の配当					△56,517	△56,517
当期純利益					93,858	93,858
自己株式の取得						
自己株式の処分			△354	△354		
自己株式の消却			△64,024	△64,024		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△64,379	△64,379	37,341	37,341
当期末残高	261,608	702,933	274,160	977,094	333,139	333,139

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△51,222	1,547,658	1,062	1,548,721
当期変動額				
剰余金の配当		△56,517		△56,517
当期純利益		93,858		93,858
自己株式の取得	△17,494	△17,494		△17,494
自己株式の処分	1,835	1,481		1,481
自己株式の消却	64,024	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△5	△5
当期変動額合計	48,366	21,328	△5	21,322
当期末残高	△2,855	1,568,986	1,057	1,570,044

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	274,160	977,094	333,139	333,139
当期変動額						
剰余金の配当					△56,244	△56,244
当期純利益					56,637	56,637
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2	△2		
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△2	△2	392	392
当期末残高	261,608	702,933	274,158	977,092	333,531	333,531

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,855	1,568,986	1,057	1,570,044
当期変動額				
剰余金の配当		△56,244		△56,244
当期純利益		56,637		56,637
自己株式の取得	△19	△19		△19
自己株式の処分	60	57		57
自己株式の消却		—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△33	△33
当期変動額合計	40	430	△33	397
当期末残高	△2,815	1,569,417	1,024	1,570,441

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に記載している内容と同一となるため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	133,875百万円	172,922百万円
短期金銭債務	2百万円	1,917百万円

※2. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	640,000百万円	610,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後社債	640,000百万円	610,000百万円

※3. 長期借入金は、全額劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後借入金	10,000百万円	10,000百万円

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	97,597百万円	60,855百万円
営業費用	166百万円	167百万円
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	8,130百万円	7,721百万円
営業外費用	874百万円	162百万円
子会社株式売却	一百万円	1,562百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	2,513百万円	2,686百万円
報酬・委託費	432百万円	529百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,364,309	1,375,142
関連会社株式	34,089	34,089
合計	1,398,398	1,409,231

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,837百万円	2,542百万円
その他	202百万円	463百万円
繰延税金資産小計	3,039百万円	3,006百万円
評価性引当額	△2,902百万円	△2,659百万円
繰延税金資産合計	136百万円	347百万円
繰延税金資産の純額	136百万円	347百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
受取配当金の益金不算入	△31.68%	△30.07%
その他	△0.25%	△0.27%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.31%	0.28%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	0	—	—	0	0	1
無形固定資産	ソフトウェア	1	—	—	0	1	5

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高
賞与引当金	187	217	187	217
役員賞与引当金	42	61	42	61
株式給付引当金	52	58	4	107

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.smth.jp/
株主に対する特典	該当ありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第9期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月29日 関東財務局長に提出。
(2)	内部統制報告書及びその添付書類			2020年6月29日 関東財務局長に提出。
(3)	四半期報告書 及び確認書	第10期 第1四半期 第10期 第2四半期 第10期 第3四半期	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日 自 2020年7月1日 至 2020年9月30日 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2020年8月12日 関東財務局長に提出。 2020年11月27日 関東財務局長に提出。 2021年2月10日 関東財務局長に提出。
(4)	臨時報告書	① 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号の2(株主総会での 決議)に基づくもの。 ② 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号(代表執行役の異 動)に基づくもの。 ③ 企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第9号(代表執行役の異 動)に基づくもの。		2020年6月29日 関東財務局長に提出。 2021年1月28日 関東財務局長に提出。 2021年2月25日 関東財務局長に提出。
(5)	臨時報告書の 訂正報告書	2020年6月29日提出の臨時報告書に係る 訂正報告書		2020年9月25日 関東財務局長に提出。
(6)	発行登録書 及びその添付書類	社債の募集に係る発行登録書		2020年7月22日 関東財務局長に提出。
(7)	発行登録追補書類 及びその添付書類	① 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類 ② 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る発行登録追補書類		2020年8月26日 関東財務局長に提出。 2020年8月26日 関東財務局長に提出。
(8)	訂正発行登録書	① 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ② 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ③ 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書 ④ 2020年7月22日提出の発行登録書に 係る訂正発行登録書		2020年8月17日 関東財務局長に提出。 2020年9月25日 関東財務局長に提出。 2021年1月28日 関東財務局長に提出。 2021年2月25日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）の連結財務諸表において、貸倒引当金1,292億円が計上されている。これは、与信残高32兆765億円に対するものであり、与信残高の大宗は、30兆5,069億円の貸出金が占める。また、貸出金は、連結総資産62兆1,638億円の重要な割合を占めている。</p> <p>① 債務者区分の判定</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.(5)及び（重要な会計上の見積り）1.(2)に記載のとおり、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」という。）では、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に則り貸倒引当金を計上している。</p> <p>連結財務諸表上の貸倒引当金の大宗は、三井住友信託銀行の法人与信先に対するものであり、当該法人与信先については、主に債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて信用リスク管理システムで判定された信用格付を基礎として、定性的な要素が勘案された上で債務者区分が判定される。</p> <p>具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を基礎として返済能力を検討し、業種・業界の特性等を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して債務者区分が判定される。なお、当該判定には経営者による主観的な判断を伴う。</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により業績が悪化している法人向け与信については、感染症拡大による影響を踏まえた上で債務者区分を判定する必要があるが、当該影響は、人や物の移動制限や生産活動の縮小、消費動向の変化等に起因した実体経済や企業の資金繰りの悪化など複雑かつ多岐にわたり、その見積りには高い不確実性が存在する。したがって、債務者区分の判定には、経営者のより高度な判断が求められる。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当金の見積り</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）1.(3)に記載のとおり、三井住友トラスト・ホールディングスの一部の連結子会社において、新型コロナウイルス感染症の拡大が債務者（法人与信先）の事業及び損益に与える影響に鑑み、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整として貸倒引当金を184億円（前連結会計年度末は246億円）計上している。</p> <p>当該引当金の見積りにあたっては、業績悪化の影響が懸念される業種を特定し、当該業種に属する一部の与信について、内部格付制度上の内部格付が一定程度低下すると仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失額を見積もっている。具体的には、当連結会計年度の経済環境や内部格付の変動状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響度合いや収束後の回復の見通しの程度に応じて、業種ごとに将来の信用リスクの悪化に関する仮定を置いている。</p>	<p>当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りの合理性について評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>貸倒引当金の見積りに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価するため、当監査法人の信用リスク評価やITの専門家との関与の上、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（三井住友信託銀行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自己査定及び償却・引当に関する諸規程の整備状況の評価 ● 営業店部等において信用リスク管理システムに入力される債務者の財務情報の信頼性を担保する統制の評価 ● リスク統括部における信用格付判定モデルの整備運用に係る統制の評価 ● 信用リスク管理システムにおける定量的な信用格付判定に係るIT業務処理統制の評価 ● 審査部やリスク統括部において自己査定及び償却・引当の諸規程への準拠性を検証する統制の評価 <p>（三井住友信託銀行を含む一部の連結子会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 足元の状況及び将来見通しを踏まえた貸倒引当金の調整の合理性について、それぞれの経営レベルの会議体において検討する統制の評価 <p>(2) 債務者区分の判定</p> <p>債務者区分の判定が適切に実施されたかを検討するため、個別に検証対象とする債務者を定量的な要素及び定性的な要素の双方を勘案して抽出した。特に新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外の経済環境により信用リスクの大幅な変化が想定される重要な与信先（信用リスクの悪化により重要な貸倒引当金を計上する可能性のある与信先）を抽出するため、以下の点も勘案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定量的な要素：仮に債務者区分判定が適切に行われていなかった場合における貸倒引当金への金額的影響 ● 定性的な要素：新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響の度合いや、当該影響に対する耐久性 <p>上記のプロセスを踏まえて抽出した法人与信先について債務者区分の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債務者の財務情報の分析結果や、定性的判断を含む債務者区分の判定に係る文書を読覧し、債務者区分が自己査定に関する諸規程に準拠して判定されているかを検討した。 ● 三井住友信託銀行の関連各部（営業店部、審査部、リスク統括部）に質問したほか、当監査法人が独自に入手した債務者等に関する情報等も踏まえて検討した。

<p>新型コロナウイルス感染症の影響の予測には、高い見積りの不確実性が存在し、経営者による主観的な判断を伴うが、見積りを行うにあたって用いられる仮定が合理的でない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当金の見積り</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大による三井住友トラスト・グループ各社の貸倒引当金に与える影響を評価するため、貸倒引当金の計上を協議・決議したグループ各社の会議の資料を閲覧したほか、当該会議体の構成員やその他の出席者へ質問した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当金を見積もる上で用いられた仮定の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三井住友信託銀行の関連各部（調査部、審査部、財務企画部、リスク統括部）やその他の連結子会社の関連各部へ質問した。 ● 第三者機関が公表している影響度調査結果や外部エコノミストのレポート等の外部情報を閲覧した。 ● 貸倒引当金の見積りに用いられた仮定と、三井住友トラスト・グループの信用リスク管理における分析結果や信用リスク計測に関する情報との整合性を検討した。
---	--

退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積り及び過去勤務費用の損益処理方法の変更	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>三井住友トラスト・ホールディングスの連結子会社である三井住友信託銀行は、連結財務諸表【注記事項】（会計方針の変更）に記載のとおり、2021年1月に、確定給付型企業年金制度の一部改訂に伴う規程及び規約の変更を周知し、同年4月1日付で当該改訂を実施した。この結果、当連結会計年度において△377億円の過去勤務費用（退職給付債務の減少）が発生している。当該過去勤務費用は、当連結会計年度の特別利益に計上されている。</p> <p>① 退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積り</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）2.に記載のとおり、退職給付債務の測定にあたっては、年金数理に関する高度な専門知識が必要となるほか、数理計算における計算基礎（仮定）の設定において、経営者による判断が必要となる。</p> <p>特に、当連結会計年度においては、制度改訂前及び制度改訂後の退職給付債務の測定が必要であり、これらの差額は過去勤務費用として処理され、当該処理は連結財務諸表に重要な影響を生じさせる。このため、改訂後の制度の内容が計算基礎の設定や数理計算に適切に反映されていない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>② 過去勤務費用の損益処理方法の変更</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度より、過去勤務費用の損益処理方法が、主としてその発生連結会計年度に一時に損益処理する方法へ変更されている。</p> <p>当該変更は、正当な理由による会計方針の変更に該当すると判断されているが、当該判断は当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。会計方針の変更が正当な理由によるものと認められるためには、特に以下の点を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること ● 変更後の会計方針が会計事象等を連結財務諸表に、より適切に反映するものであること <p>以上から、当監査法人は、退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積り及び過去勤務費用の損益処理方法の変更が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積りの妥当性、及び過去勤務費用の損益処理方法の変更が正当な理由によるものであるかどうかの判断が妥当なものであるかを評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>退職給付債務の見積りに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に計算基礎の設定の合理性及び年金数理計算の妥当性を検討する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積り</p> <p>制度改訂後の退職給付債務の見積りにおいて、制度改訂の内容が計算基礎の設定や数理計算に適切に反映されているか否かを評価するため、当監査法人の年金数理の専門家を関与させ、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計算基礎が制度改訂前後それぞれの実態を踏まえて適切に設定されていることを確かめるため、計算基礎を設定した三井住友信託銀行人事部に対して計算基礎の根拠について質問し、その合理性を検討した。また、計算基礎について、その算定根拠資料と突合した。 ● 当監査法人が独自に行った数理計算の結果による退職給付債務の金額と、三井住友信託銀行年金信託部が作成した数理評価計算結果報告書に記載の退職給付債務の金額を比較し、両者の差異が、当監査法人が設定した許容範囲内にあることを確かめた。 <p>(3) 過去勤務費用の損益処理方法の変更</p> <p>過去勤務費用の損益処理方法の変更の理由を理解するために稟議書等を閲覧した。その上で、主に以下の手続を実施することにより、その変更の理由の合理性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去の過去勤務費用発生時の状況と、当連結会計年度の状況を比較し、両者が大きく異なっていることを確かめた。 ● 会計方針の変更により、制度改訂の影響が、より適切に連結財務諸表に反映されるという経営者の判断の合理性を評価した。経営者の判断の合理性を評価するにあたり、定年延長により増加する人件費（労働の対価）及び制度改訂で生じる過去勤務費用と、当該労働により獲得される収益との対応関係を考慮した。

固定資産の減損会計の適用方法の変更及び減損損失の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>三井住友トラスト・ホールディングスの連結損益計算書において、減損損失201億円が計上されている。連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）3.及び（連結損益計算書関係）※5.に記載のとおり、このうち193億円（有形固定資産16億円、ソフトウェア177億円）は、個人トータルソリューション事業（以下「個人TS事業」という。）に帰属する事業用資産より生じたものである。</p> <p>固定資産の減損会計では、合理的な配賦基準が存在する場合において、共用資産を各資産グループに配分することが認められている。共用資産が配分された資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（割引率を用いて算定された使用価値等）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として当期の損失とされる。</p> <p>① 資産のグルーピング及び共用資産の配分</p> <p>当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業環境の変化を受けたコスト構造改革や店舗戦略等の見直し及び継続的な管理会計の高度化への取り組みを踏まえ、減損会計における資産のグルーピングや共用資産の取扱いを変更し、適用方法の高度化を図っている。</p> <p>具体的には、三井住友信託銀行において、6つの事業セグメントをグルーピングの最小単位とし、共用資産についても、合理的と認められる配賦基準（各事業の人数等）を用いて、関連する各事業へ配分する方法に変更している。</p> <p>当該変更や、変更後の適用方法が合理的でない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>② 減損損失の計上</p> <p>三井住友信託銀行は、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、個人TS事業において経営環境が著しく悪化していると判断しており、当連結会計年度において減損の兆候があると認められることから、減損損失の認識の要否の判定が行われている。</p> <p>当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、三井住友信託銀行個人企画部が策定した事業計画を基礎として見積もられるが、将来の市場あるいは経済状況等を考慮し、与信取引の実行見込額や、保険及び投資信託の販売計画等に関する主要な仮定が用いられている。このため、当該見積りには高い不確実性が存在し、経営者による主観的な判断を伴う。</p> <p>また、減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額を測定する際の割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損会計の適用方法の変更及び減損損失の計上が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損会計の適用方法及び減損損失計上額の妥当性について評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>共用資産の各事業への配分方法の決定、減損損失の認識の要否判定並びに減損損失の測定に関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価した。</p> <p>評価にあたっては、特に共用資産の配賦基準の設定に関する統制及び減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに関する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 資産のグルーピング及び共用資産の配分 （適用方法の変更）</p> <p>減損会計の資産のグルーピングの変更や共用資産の取扱いの変更により、固定資産の帳簿価額及び減損損失が、より適切に連結財務諸表に反映されるといふ経営者の判断の合理性を評価した。</p> <p>経営者の判断の合理性を評価するにあたり、変更後の方法により、共用資産に係る減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否判定及び測定が、事業セグメントの収益性に基づき行われることになるため、全社的な収益性のみに基づく従来の方法に比べ、より精緻化された減損損失の認識が可能になる点を考慮した。</p> <p>また、当該変更が、事業環境の変化や管理会計の高度化への取り組みを踏まえて行われるものであることを確かめるため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の拡大による事業環境の変化を受けたコスト構造改革や店舗戦略等の見直しについて、関連する経営会議資料等を閲覧した。 ● 管理会計及びその高度化の状況について、当該業務を所管する三井住友信託銀行財務企画部へ質問するとともに、関連する経営会議資料等を閲覧した。 <p>（共用資産の配賦基準）</p> <p>共用資産の配賦基準が適切に設定されていることを確かめるため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配賦基準の設定を所管する三井住友信託銀行財務企画部に質問するとともに、関連する経営会議資料等を閲覧した。 ● 共用資産の配賦基準が、各事業に係る将来キャッシュ・フローの生成と関連しているかを評価した。

(3) 減損損失の計上

個人TS事業の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するにあたり、主に以下の手続を実施した。

- 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の前提に用いられた主要な仮定の合理性を評価するため、事業計画に関連する資料を閲覧し、計画策定部署である三井住友信託銀行個人企画部及びローン業務推進部へ質問した。
- 主要な仮定の背景となった市場環境や競争環境が、企業内外の情報に基づく当監査法人の理解と整合していることを確かめた。
- 過去の事業計画の達成状況を踏まえ、事業計画の達成可能性を評価した。

また、使用価値の算定に際して用いられる割引率について、当監査法人が属するネットワークファームの企業価値評価の専門家を利用して、主に以下の手続を実施した。

- 使用価値算定に用いる割引率が、会計基準の要求事項に従って設定されているか検証した。
- インプットパラメータ（リスクフリーレート、ベータ値、市場リスクプレミアム）の適用の合理性について評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役執行役社長 高 倉 透

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役執行役社長 高倉 透は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社56社及び持分法適用関連会社32社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、総額で経常収益に含まれているリース事業に係る収益については、費用を控除した利息相当額を用いて事業拠点の選定を行いました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金、有価証券及び信託報酬に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役執行役社長 高 倉 透

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役執行役社長 高倉 透は、当社の第10期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。